

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する国民からの要望・意見

※ 「関係府省庁」欄は、今後の議論に当たって、当該要望に対する現時点での考え方を作成する府省庁を表す。（「◎」は回答作成の取りまとめに当たる府省庁を示すものであり、「◎」の付された府省庁がないものは建制順である。）

目次

基本方針や推進体制等に関する事項（要望番号 1～18）	P 1～2
第1 損害回復・経済的支援等への取組（要望番号 19～94）	P 3～11
総論的な要望・意見（要望番号 19）	P 3
法的支援に関する要望・意見	
・法テラスによる援助（犯罪被害者等支援弁護士制度を除く）（要望番号 20～26）	P 3
・犯罪被害者等支援弁護士制度（要望番号 27～31）	P 3～4
・その他（要望番号 32～34）	P 4
民法、民事訴訟、民事執行等に関する要望・意見（要望番号 35～43）	P 4～5
刑事施設収容中又は保護観察中の加害者からの損害賠償に関する要望・意見（要望番号 44～48）	P 5～6
「立替払」に関する要望・意見（要望番号 49）	P 6
犯罪被害給付制度に関する要望・意見（要望番号 50～64）	P 6～8
公費負担制度や保険適用等に関する要望・意見（要望番号 65～74）	P 8～9
地方公共団体における見舞金制度や生活支援に関する要望・意見（要望番号 75～78）	P 9
学費の援助に関する要望・意見（要望番号 79）	P 9～10
居住の安定の確保に関する要望・意見（要望番号 80～82）	P 10
雇用の安定の確保に関する要望・意見（要望番号 83～87）	P 10
海外で犯罪被害に遭った方への支援に関する要望・意見（要望番号 88～89）	P 10～11
日本に住む外国人への支援に関する要望・意見（要望番号 90）	P 11
被害者や民間支援団体への援助のための基金創設や新たな財源確保に関する要望・意見（要望番号 91～94）	P 11
第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組（要望番号 95～176）	P 12～23
専門職による心理療法等に関する要望・意見（要望番号 95～103）	P 12
二次的被害の防止に関する要望・意見（要望番号 104～114）	P 13～15
こどもに対する支援に関する要望・意見（要望番号 115～125）	P 15
性犯罪・性暴力被害者に対する支援に関する要望・意見（要望番号 126～141）	P 15～17

自動車事故による重度後遺障害者等への支援に関する要望・意見（要望番号 142～148）	P 17～19
法曹、医療・福祉・心理等の専門職の養成に関する要望・意見（要望番号 149～154）	P 19～20
被害者の安全の確保に関する要望・意見（要望番号 155～167）	P 20～22
児童虐待に関する要望・意見（要望番号 168～169）	P 22
再犯防止に関する要望・意見（要望番号 170～171）	P 22
精神保健福祉センターに関する要望・意見（要望番号 172）	P 22
その他の本重点課題に係る要望・意見（要望番号 173～176）	P 22～23

第3 刑事手続への関与拡充の取組（要望番号 177～265） P 24～33

犯罪捜査、捜査上の配慮等に関する要望・意見（要望番号 177～197）	P 24～26
警察や検察官からの被害者への情報提供に関する要望・意見（要望番号 198～206）	P 26
公判記録の謄写等に関する要望・意見（要望番号 207～216）	P 27
裁判手続への参加等に関する要望・意見（要望番号 217～228）	P 27～28
刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する要望・意見（要望番号 229～232）	P 28～29
医療観察制度に関する要望・意見（要望番号 233～254）	P 29～32
その他の本重点課題に係る要望・意見（要望番号 255～265）	P 32～33

第4 支援等のための体制整備への取組（要望番号 266～385） P 34～45

条例制定等に関する要望・意見（要望番号 266～268）	P 34
地方公共団体や多機関ワンストップサービスに関する要望・意見（要望番号 269～295）	P 34～36
地方公共団体以外の個別の機関・支援関係者ごとの要望・意見（要望番号 296～300）	P 36
専門職の活用に関する要望・意見（要望番号 301～309）	P 36～37
支援者や被害者への情報提供に関する要望・意見（要望番号 310～315）	P 37～38
個別の被害者・被害類型ごとの要望・意見	
・ 子ども（要望番号 316～326）	P 38～39
・ 性犯罪・性暴力・DV（要望番号 327～338）	P 39～40
・ 売春（要望番号 339～340）	P 40
・ インターネットにおける誹謗中傷等（要望番号 341～342）	P 40～41
・ 交通事故被害（要望番号 343）	P 41

・詐欺被害（要望番号 344）	P 41
・犯罪被害者やその家族以外（要望番号 345）	P 41
民間団体等による支援に関する要望・意見（要望番号 346～367）	P 41～43
中長期的な寄り添い支援に関する要望・意見（要望番号 368～370）	P 43
被害直後の支援に関する要望・意見（要望番号 371）	P 43～44
調査研究・研修の充実に関する要望・意見（要望番号 372～383）	P 44
その他の本重点課題に係る要望・意見（要望番号 384～385）	P 44

第 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（要望番号 386～399）	P 45～46
こどもに対する教育に関する要望・意見（要望番号 386～391）	P 45
広報啓発全般に関する要望・意見（要望番号 392～395）	P 45～46
交通事故の被害に関する要望・意見（要望番号 396～399）	P 46

○ 基本方針や推進体制等に関する事項			
要望番号	要望事項	関連する現行施策	現時点での事務局の考え方
1	今回、要望・意見聴取会を土曜日にオンラインで開催していただき感謝。今後も要望・意見聴取会を開催する際には、開催日や開催形式の配慮をお願いしたい。	策定方針	今後も、要望・意見聴取会の開催に当たっては、多くの団体から御意見・要望をいただけるよう、開催日や開催形式を検討してまいります。
2	基本法において、犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すると規定しているとおり、被害者のための施策は、同情や慈悲に基づくものではない。犯罪被害者等が居住地や被害の状況によって支援が受けられないことがないように、支援体制を構築するべきである。	基本方針	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
3	新たな基本計画の策定に当たり、二次被害の防止のための施策を最重要課題の一つとして検討するべきである。	基本方針	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
4	犯罪被害そのものを防ぐための取組をお願いしたい。	基本方針	今後の検討の参考にさせていただきます。
5	多様な犯罪被害者等のニーズに対応できるよう、犯罪被害者支援に社会福祉におけるケアマネジメントの概念を取り入れるなど、包括的な支援に向けた取組を一層推進するべきである。	基本方針	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
6	犯罪被害者や犯罪被害者の家族に対する精神的ケアに関する施策を充実させてほしい。	基本方針	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
7	各犯罪被害者等それぞれに様々な事情があり、必要となる支援は多岐にわたる。第4次基本計画には様々な支援のための施策が用意されているが、適用条件が厳しく実際には利用できないものも多い。新たな基本計画の検討に当たっては、各施策が被害者にとって使いやすいものであるよう見直すべきである。	基本方針	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
8	潜在化する被害者に対する取組について、性犯罪を除き、目立った施策は展開されていないと思われる。潜在化している被害は社会の各所に相当数存在すると思われることから、組織内におけるセクハラやパワハラまで視野に入れるなど、被害の潜在化防止のための取組を進める必要がある。	基本方針	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
9	犯罪被害者等の中には、経済的・精神的被害の回復がなされず、現在もなお困難な状況にある方も多い。これらの被害者等が再び安定した生活を取り戻すまで、被害者等に寄り添った途切れのない支援を継続することが重要である。そのため、「刑事事件がおわるまで」などのような期限を区切った支援や見舞金支給などの一時的な支援で終わることがないよう、制度設計をするべきである。また、既存の支援のみでは困難な状況が解消されない被害者等に対する新たな制度の創設についても検討に着手すべきである。	基本方針	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
10	基本計画に、総理大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣等による被害者支援に対する意気込みを記載するべきである。例えば英国の「犯罪被害者支援計画」(Victims Strategy)において、首相と司法大臣の「英国政府は被害者の声を聴いて、犯罪被害者施策を作り、効果的な被害者支援を必ず行う」という言葉が掲載されており、被害者に対する力強い勇気づけとなっている。	基本方針	犯罪被害者等基本計画は、内閣総理大臣を会長、国家公安委員会委員長、法務大臣等を構成員とする犯罪被害者等施策推進会議において案を決定したのち、閣議決定するものであり、政府全体で犯罪被害者等施策について取り組むものとして意思決定しているものとなります。
11	被害者が泣き寝入りすることなく、誰もが沈黙せずに声を上げることができる環境、罪を罪であるとすることができる環境の整備のため、制度の周知や犯罪抑止の手段としてSNS等を活用するべきである。	基本方針	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
12	基本計画に掲載された具体的施策は「再掲」が多くわかりづらい。新たな基本計画の策定に当たっては、その構成(章立ての工夫、「〇〇省においては」などを避けるなど)がわかりやすく読みやすい計画にいただきたい。	重点課題	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
13	第4次計画の施策は280近くもあるが、そのうち、要件さえ充たせば犯罪被害者等でなくとも利用できる制度に関する施策も多くある。それらについては、犯罪被害者も利用できることが周知されれば目的が達成されたといえるため、次期計画にあっては、施策から落としてはどうか。施策の数が多すぎることににより見直しが不十分となったり、本当に重要な施策が新たに盛り込まれなくなってしまうのは本末転倒である。また、施策ごとに必要性や緊急性は異なるはずであるので、優先順位を付してはどうか。	重点課題	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
14	犯罪被害者等のための施策を総合的・継続的かつ強力に推進するためには、警察庁の司令塔機能の強化が図られる必要がある。	推進体制 (1)(2)(3)	犯罪被害者等施策については、現在、国家公安委員会が政府全体の司令塔として、施策の推進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行っております。引き続き、関係府省庁の緊密な連携・協力の下、政府全体で施策の一層の推進・充実を図ってまいります。

15	犯罪被害者等施策を推進するため、被害者支援に特化した組織である「犯罪被害者庁」や犯罪被害者担当大臣を設置してほしい。	推進体制 (1)(2)(3)	犯罪被害者等施策については、現在、国家公安委員会が政府全体の司令塔として、施策の推進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行っております。引き続き、関係府省庁の緊密な連携・協力の下、政府全体で施策の一層の推進・充実を図ってまいります。
16	第4次計画においてはデジタル技術の活用が盛り込まれているが、具体的な進展は見られないように思われる。官民の被害者支援に従事する者やIT/AIに精通する者を交えた検討会を設置するなど、被害者支援におけるDXを推進してほしい。	推進体制 (1)(2)(3)	今後の検討の参考にさせていただきます。
17	犯罪被害者等施策の推進のため、国、地方公共団体においては、常日頃から被害者等から意見を聴取する体制を構築するなど、当事者の実態や意見を踏まえた施策を実施するべきである。	推進体制 (4)	犯罪被害者等施策の実施状況の検証、評価及び監視は、犯罪被害者等施策推進会議の下、基本計画策定・推進専門委員等会議で具体的な議論がなされているところ、それぞれ犯罪被害者遺族や支援者を含む有識者を構成員としております。引き続き、施策の推進に当たっては、犯罪被害者等の声に真摯に耳を傾けて取り組んでまいります。
18	基本計画に盛り込まれた具体的施策について、毎年度、各府省庁に実施状況の報告を求め、検証・評価を行った上で、不十分な取組があれば、指導・改善を求める必要がある。また、定量的評価については、できないことが合理的に示されない限り、全面的に実施されるべきである。	推進体制 (6)(7)	犯罪被害者等施策の推進状況については、犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議において、きめ細やかな点検・検証・評価を実施することとしております。また、各施策の具体的な評価方法については、本要望の趣旨にも配慮して検討してまいります。

第1 損害回復・経済的支援等への取組						
要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
総論的な要望・意見						
19	「犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。」ことに対し、具体的な対策を講じてほしい。		◎警察庁 法務省	特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」では、在所期間を通して、被害者及びその遺族等に対する被害弁償の責任を自覚させ、その具体的な方法について考えるよう指導しています。 保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施しています。 また、面接等により、被害弁償の履行状況等を疎明資料等によって把握し、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう指導しています。 引き続き、自発的な謝罪や被害弁償がなされるよう、指導の充実に努めてまいります。 その上で、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかという点を含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行うことは重要であると認識しており、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。	◎	
法的支援に関する要望・意見						
法テラスによる援助（犯罪被害者等支援弁護士制度を除く）						
20	法テラスで行っている民事法律扶助制度について、費用償還が免除される対象が生活保護受給者等に限られている。犯罪被害者の負担を軽減するため、原則償還を免除することとするなど、費用償還の在り方について見直しを検討してほしい。	1 209	法務省	民事法律扶助制度では、限られた財源を用いて困難を抱えた方々を広く援助するため、生活保護受給者等に限って立替金の償還を免除しており、犯罪被害者等を一律に償還免除の対象とすることについては、慎重に検討すべきと考えます。 他方で、犯罪被害者等支援弁護士制度（令和8年4月までに施行予定）は、精神的・身体的被害等によって経済的困窮に陥り、弁護士による援助を受けることが困難な犯罪被害者等を類型化して援助を行うものであるため、利用者に対し、原則として弁護士費用等の負担を求めないことを考えております。		
21	法テラスで行っている国選被害者参加弁護士制度について、資力要件を撤廃してほしい。		法務省	国選被害者参加弁護士の選定請求に関する資力要件については、第2次基本計画において、その緩和を検討することが求められたことから、これに基づいて検討した結果、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正（平成25年法律第33号）により資力要件を緩和し、平成25年12月1日に施行されました。更なる緩和については、現在の厳しい財政事情の下で、弁護士による法的サービスを求めている他の国民との均衡等も考慮せざるを得ず、慎重に検討すべきと考えます。		
22	法テラスで行っている国選被害者参加弁護士制度について、複数の共犯者がいる裁判員裁判事件で手続きが分離される場合など一人の弁護士の負担が極めて大きい場合があることから、被害者参加弁護士の複数選任を申請できるようにしてほしい。		法務省	現行法においても、何人の被害者参加弁護士を選定するかについては、個別具体的な事案において裁判所が判断しているものと承知しており、事案の内容等を勘案して、特に必要があると認められる場合には、一人の被害者参加人に対して複数の被害者参加弁護士を選定されることは否定されないものと解されています。		
23	法テラスの国選被害者参加弁護士制度を利用する場合の資力要件について、犯罪被害者等給付金が早期に支給されたことにより同制度を利用することができなくなるようなことがないよう、資力認定の時期を事件発生当時とするなど、運用を見直してほしい。		法務省	被害者の方々が適切かつ効果的に刑事裁判に参加するためには、被害者参加人となられた方々が、刑事裁判の進行に応じて、必要があるときには直ちに弁護士による援助を受けることができることが重要であり、そのような観点から、被害者参加弁護士の選定の請求がなされた時点で、被害者参加人が直ちに弁護士に依頼することができる資力を有しているか否かを基準として、判断することとされております。そのため、請求時以外を資力認定の時点として認めることとするのは、慎重に検討すべきと考えます。		
24	法テラス経由で依頼された弁護士が、通常に受ける案件と比べ損をすることがないよう、手当を増額してほしい。	2	法務省	法テラスは、国費を投入して資力の乏しい方に対する法的な援助業務を行うものであり、その業務に係る弁護士報酬の在り方について、一般の弁護士業務における報酬と同列に扱って対比することは相当でないと考えていますが、 ・ 担い手を十分確保できるようにすること ・ 業務の内容、事件の困難性等を適切かつ公平に反映したものとする ・ 国費支出の適正を確保すること 等の要請を踏まえて引き続き検討してまいります。		
25	犯罪被害者に二次的被害が生じることのないよう、窓口となる法テラスの職員に対する研修を徹底してほしい。	2 117 203	法務省	法テラスでは、職員に対し、 ・ 犯罪被害者等への対応に係るロールプレイ研修 ・ 被害者児童への初期対応に係る研修 ・ 法テラスの犯罪被害者支援業務に係る研修 等を実施し、職員による二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるよう努めており、引き続き、取組を進めてまいります。	◎	
26	二次的被害を受けることがないように、法テラスが紹介する精通弁護士や、新たに始まる犯罪被害者等支援弁護士制度に携わる弁護士については、一定の経験があることも要件とするなど、真に被害者弁護に対応する能力のある弁護士となるような制度としてほしい。	2 117 203	法務省	日弁連や各弁護士会との連携を図り、弁護士に対する研修や説明会を実施するとともに、要件の在り方については担い手を十分に確保するという観点も踏まえて協議・検討し、精通弁護士紹介や犯罪被害者等支援弁護士制度の担い手の質の確保に努めてまいります。	◎	
犯罪被害者等支援弁護士制度						
27	犯罪被害者等支援弁護士制度について、次期犯罪被害者等基本計画に記載を盛り込むべきである。		法務省	犯罪被害者等支援弁護士制度については、次期基本計画に盛り込む予定です。		◎

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
28	犯罪被害者等支援弁護士制度について、どの被害者でも利用できるように、資力要件を撤廃してほしい。		法務省	犯罪被害者等支援弁護士制度は、財源や弁護士の対応体制等に一定の制約がある中で、弁護士による援助を受けることが典型的に困難な犯罪被害者等に援助を行うため、一定の資力要件を設けることとしており、その撤廃については慎重に検討すべきと考えます。		
29	犯罪被害者等支援弁護士制度について、被害者が利用しやすくなるよう、警察や相談窓口に対しての周知が必要である。		◎法務省 警察庁	犯罪被害者等支援弁護士制度を幅広く御利用いただけるよう、各種媒体を活用した国民への広報や、警察や自治体といった関係機関・団体等への制度周知を着実に進めてまいります。 警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する知識・技能について教育を実施しているところ、こうした教育の場を活用するなどして、本制度を周知してまいります。		
30	犯罪被害者等支援弁護士制度について、被害者と弁護士の相性が悪く、被害者の心情理解がうまくいかないなどの問題が生じることもあることから、その運用に当たって、選定弁護士の変更や手続ごとの弁護士の選定ができるようにしてほしい。		法務省	犯罪被害者等支援弁護士制度における弁護士の選任等の在り方について、日弁連等と連携を図り、弁護士の対応体制等を踏まえつつ協議・検討し、犯罪被害者等に寄り添った制度となるよう努めてまいります。		
31	犯罪被害者等支援弁護士制度について、同制度に携わる弁護士に対し、犯罪被害者の生の声を聞く研修を複数回設けてほしい。	2	法務省	犯罪被害者等支援弁護士制度の担い手となる弁護士の質を確保するため、日弁連等と連携を図り、日弁連等が行う研修が充実したものとなるよう努めてまいります。		
その他						
32	加害者同様、被害者が365日いつでも対応可能な法律相談のシステムを作ってもらいたい。	2	法務省	弁護士会が運営する法律相談センターについて、弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会に対して行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。		
33	日本弁護士連合会が行っている犯罪被害者法律援助事業について、資力要件を撤廃してもらいたい。		法務省	犯罪被害者法律援助事業の利用要件等は日弁連において決定されるべき事項であり、法務省としてお答えする立場にありません。		
34	事件直後、警察から犯罪被害者等に対し弁護士による法律相談の要否が確認され、自治体や弁護士会の出捐による無料法律相談が実施される制度が導入されている都道府県がある。全国を通じてこのような制度を実現してもらいたい。		警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とし、犯罪被害者等の多岐にわたるニーズを把握して、法的支援を含む各種制度・サービスに漏れなくつなげていく「ワンストップサービス」体制の構築・運用が行われるよう各種取組を推進しているところです。 引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。	◎	
民事、民事訴訟、民事執行等に関する要望・意見						
35	損害賠償に係る民事訴訟について、 ・訴訟提起時や時効更新のための再提訴に印紙代の負担がかかる ・損害賠償命令制度を利用した場合、かえって通常の民事訴訟手続よりも印紙代がかかる場合がある ・損害賠償命令制度を利用したにもかかわらず、加害者の不服申立てで通常の民事訴訟に移行した場合、被害者が手数料を負担させられている など、被害者に費用負担が生じていることから、印紙代を不要とするなど、被害者が負担する費用を軽減する方策を検討してほしい。		法務省	損害賠償命令事件において、裁判所は訴因に係る不法行為ごとに審理を進め、損害額を決することが予定されており、これにより申立人の受ける利益や裁判所の負担も訴因ごとに異なるものと考えられることから、1個の訴因に対応する申立てを基準に手数料を算出することとしています。このような制度趣旨を超えてまで申立手数料を申立て1件ごととし、申立手数料の減額を認めることは、厳しい財政事情の下で国費支出の合理性の観点から慎重に検討すべきと考えます。 また、通常の民事訴訟に移行した際の手数を被害者側が納付することとされているのは、異議の申立てにより民事訴訟法上の訴えの提起があったものとみなされ、通常の民事訴訟を起こした場合と同様に、解決を求める被害者側がまず手数料を支払うこととすべきであると考えられたことによります。 民事訴訟における訴えの提起に要する手数料は、裁判制度を利用する者にその制度の運営費用の一部を負担していただくことが、制度を利用しない者との対比において負担の公平にかなうものであること等を考慮して定められています。 犯罪の被害を受けた方について、訴えの提起に要する手数料を無料にすることについては、上記の観点から慎重に検討する必要があります。 なお、訴訟の準備及び進行に必要な費用を支払う資力がない者などに対しては、訴訟救助の制度が存在し、これが認められれば、訴えの提起に要する手数料を裁判所に預納する必要はありません。また、民事法律扶助の要件を満たす場合には、法テラスによる援助制度の対象となり得ます。	◎	
36	犯罪被害者の加害者に対する損害賠償債権が判決で確定しても、10年で時効となってしまう、時効を更新するために再提訴するなどの手続が必要である。これについて、費用負担に対する支援のほか、そもそも時効を撤廃することや債務者が受判中は時効の進行を停止することなど、負担軽減策を検討してほしい。		◎法務省 警察庁	時効の更新をするために必要な費用負担に対する支援の点については、法テラスの民事法律扶助制度を利用することが可能です。 また、消滅時効の点については、平成29年の民法の改正により財産開示手続が時効の更新事由として明記されたことで、一度確定判決を得れば、その後は改めて訴えを提起せずとも財産開示手続(債権額にかかわらず手数料2000円で申立て可能)により時効を更新させることができるようになるなど、時効の更新手続の負担が軽減されています。なお、一定の債権について消滅時効そのものを撤廃すること等は、消滅時効制度の趣旨に照らして困難です。 その上で、負担の少ない手続をどのように案内していくかを含め、犯罪被害者の負担軽減に向けて何ができるかについては、専門委員等会議における御議論も踏まえて、検討してまいります。	◎	
37	民法第713条を改正し、生命身体に対する犯罪による損害賠償については、心神喪失の場合であっても損害賠償債権が生じるようにしてほしい。		法務省	民法上、「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力(責任能力)を欠く状態にある」場合には、その者は原則として責任を負わないものとされ(第713条)、この場合においては、監督義務者が責任を負うこととされています(第714条)。御指摘のような、責任能力がない者であっても一定の場合には損害賠償責任を発生させるとすることは、不法行為に関する基本的な考え方に関わるものであり、どのような場合に同条の適用を排除するか、第714条の監督義務者の責任の発生の有無についてどのように考えるかなども含めて慎重な検討を要し、対応は困難と考えられます。		

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
38	法曹従事者に対し、刑事責任能力に疑いがあり不起訴になった場合であっても民事上の賠償責任が認められる場合があることを徹底してほしい。		法務省	(検察官等について) 検察官等に対する研修において、犯罪被害者等の経済的被害の回復に関する制度について周知していることに加え、加害者に対する損害賠償請求などの民事上の支援を希望する被害者に対しては、弁護士会や法テラスの相談窓口を紹介するなどの支援を行っています。 (裁判官等について) 裁判所は行政機関ではないため、裁判所が実施する研修等について政府が定める基本計画に盛り込むことは困難です。 (弁護士について) 弁護士について、弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会、個別の弁護士に対して行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。		
39	民事訴訟において、加害者側の不合理・虚偽の主張や加害者・弁護士・保険会社等の言動により、犯罪被害者が二次的被害を受けている。民事訴訟において、犯罪被害者がその尊厳にふさわしい処遇を受けるため、 ①民事訴訟において虚偽の主張をすることを処罰してほしい ②加害者側の弁護士に何らかの行動規範を設けるなど、弁護士のモラル向上のための取組をしてほしい		法務省	① 民事訴訟における当事者の主張の当否については、それぞれの担当の裁判所において証拠に基づいて判断されるべきものと承知しています。民事訴訟において事実と認定されなかった主張等をしたこと自体に刑事罰を科すことができるようにすることについては、当事者等の訴訟活動を過度に制約することにもなりかねず、裁判を受ける権利は最大限尊重されなければならないなどの観点から、慎重な検討が必要であり、これに対応することは困難です。 ② 弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会、個別の弁護士に対して行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。		
40	損害賠償命令制度について、安易に職権移行する例が見られることから、移行できる場合を限定列举する、法制度の趣旨について広報啓発活動を行うなどの対策をとってもらいたい。	3	法務省	損害賠償命令制度において、通常の民事訴訟に事件を移行させることが可能とされているのは、当事者双方に攻撃・防御を尽くさせるためであり、裁判所は、個別の事件において、このような趣旨を考慮して、民事訴訟への移行について判断をしているものと承知しています。このような観点から、職権で移行できる場合を限定する法改正を行うことは慎重に検討すべきと考えます。 損害賠償命令制度その他犯罪被害者の保護・支援のための制度概要を説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布しているほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知しています。		
41	加害者による損害賠償の実現のため、債務者財産の開示制度などの現行の民事執行制度が有効に機能しているのかどうか、検証を加えてほしい。その上で、現行制度でもなお不十分であれば、マイナンバーの開示を含め、マイナンバーに紐付いている情報の取得できる制度のほか、損害賠償命令や民事判決の確定と同時に債務者に収入・資産等のマイナンバーへの紐付けを命じ、当該情報に関して被害者側の照会に応じる制度の導入等の法改正を検討してはどうか。	12	◎法務省 デジタル庁	財産開示事件については、改正民事執行法が令和2年に施行されて以降、新受件数が大幅に増加しており、状況を注視しています。 なお、損害賠償命令や民事判決が確定した場合において、債務者に収入・資産等のマイナンバーの紐付けを命じること等については、そのような制度を実現することが可能であるかという観点や、本人(債務者)のマイナンバーを損害賠償のために活用することを正当化することができるかという観点などから、慎重な検討が必要であり、これに対応することは困難です。		
42	生命身体に対する犯罪による損害賠償に係る債務名義については、他の債務に優先して被害者への賠償が行われるよう、先取特権を付与してほしい。		法務省	先取特権は、債務者の財産から他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受けることができるという担保権です。 先取特権による債権の回収は、債務者に一定の資力があることを前提とするところ、犯罪の加害者については資力がない場合も多く、このような場合、結局執行不能となることから、不法行為に基づく損害賠償請求権に先取特権を付与することについては、これによる実効性の有無等を慎重に検討する必要がある、これに対応することは困難と考えられます。	◎	
43	加害者名義の口座について、損害賠償のための財産を保全するために、早期に凍結できる仕組みを設けてほしい。		◎法務省 金融庁	現行の民事保全法によれば、債務者を被告として損害賠償請求に係る訴えを提起し、判決を得る前であっても、裁判所に対して申立てを行い、保全すべき権利等を確明して、債務者の有する預金債権に対する仮差押命令を得ることで、金融機関による債務者への預金の払戻しを禁止することが可能です。他方で、このような手続を経ることなく仮差押命令と同様に債務者の有する預金債権を差し押さえることができる仕組みを設けることについては、債務者の手続保障等の観点から、慎重な検討が必要であり、これに対応することは困難です。		
刑事施設収容中又は保護観察中の加害者からの損害賠償に関する要望・意見						
44	加害者による損害賠償の実現のため、国費が投入される作業報奨金制度の改善の検討よりも、自らの意思と労働によって賠償するための自己契約作業制度の拡充を優先して検討してほしい。	9	法務省	自己契約作業は、余暇時間帯等に被収容者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業であり、被収容者が任意に希望する場合に、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、刑事施設の長が許すものです。また、この趣旨から、現行通達上、外部事業者は、原則として既存の契約企業等から選定しているところ です。 自己契約作業については、被収容者の任意で実施されるものであることや、実施できる時間や作業内容も限定されていることを踏まえると、同作業を拡充することのみをもって、直ちに被害弁済につながるかは考えにくく、被害弁済を促進する上では、先の法改正(令和4年6月・刑法等の一部改正)の趣旨を踏まえ、被害者の心情や置かれた状況等を理解させるための指導を実施するなど、被害弁済の促進に向けた働き掛けを適切に行ってまいります。	◎	
45	加害者による損害賠償の実現のため、保護観察制度を弾力的に活用することを検討してほしい。		法務省	保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさや態度を踏まえ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施するとともに、面接等により、被害弁済の履行状況等を説明資料等によって把握し、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう指導しています。	◎	

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
46	刑事施設収容中、作業報奨金等を利用した被害弁償の意思を加害者に確認する仕組みを設けてほしい。	9	法務省	刑事施設においては、特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」等の改善指導を通じて、受刑者に対し、被害者等の被害の回復又は軽減に努めるよう、教育的働き掛けを行っているところです。 こうした教育的働き掛けと共に、作業報奨金の使用目的が被害者等に対する損害賠償への充当である場合等には、刑事収容施設法に基づき、釈放前であってもこれを支給することができることについて周知を図り、受刑者による自発的な被害回復等がなされるように努めてまいります。	◎	
47	刑事施設収容中や出所後に加害者が損害賠償の支払いを申し出る場合の連絡先を加害者に提供する仕組みを設けてほしい。	9	法務省	心情等聴取・伝達制度により、被害者等の希望があった場合に、被害者等の連絡先を加害者に伝達することが可能です。 現行法令上も、信書の発受等の外部交通を通じて、被害者等の方々において、加害者に対し連絡先を教示することは可能であり、引き続き、二次的被害等にも十分に留意しながら、適切な外部交通の運用に努めてまいります。	◎	
48	加害者が損害賠償責任を果たすため、賠償のための労役を課す、保護観察期間を追加するなど、賠償責任の不履行に対する刑事罰を科してほしい。		法務省	刑事罰は、犯罪を行った者に科せられる制裁であり、必要やむを得ない場合においてのみ懲罰的に用いられるべきものであるとされています。 民事上の損害賠償責任の不履行については、民事手続において解決されるべき問題であると考えられ、これを理由として刑事罰を科すことは、刑事罰の謙抑性等の観点から慎重な検討を要する問題であると考えます。		
「立替払」に関する要望・意見						
49	被害者が様々な負担をして債務名義を得ても何の実効性もなく、加害者に逃げ得を許している状態にあることから、いわゆる「立替払制度」や新たな補償制度の導入を検討してほしい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされましたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところです。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	◎	
犯罪被害給付制度に関する要望・意見						
50	犯罪被害者等給付金について、更なる給付額の増額を検討してほしい。	13	警察庁	犯罪被害者等給付金の給付額については、令和6年6月、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における提言（同年4月取りまとめ）を踏まえ、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額の引上げや遺族給付基礎額の算定における加算額の新設を内容とする改正を行い、給付水準の大幅な引上げを図ったところです。まずは改正制度の運用を行っていく必要があると考えております。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	◎	
51	犯罪被害者等給付金について、被害直後の医療費の支払や生活費に充てることができるよう、タイムリーに支給してほしい。	13 17	警察庁	犯罪被害者等給付金が早期に支給されることは重要であると考えており、全ての事案について仮給付を検討するなど、積極的かつ早期の仮給付を行うよう各都道府県警察を指導しています。 また、被害直後の医療費については、各都道府県警察において、刑事手続における負担や精神的・経済的負担を軽減するため、被害者の方の一時負担がない形で身体犯等被害に係る初診料等を公費により負担しています。		◎
52	犯罪被害者等給付金のうち、重傷病給付金について、精神疾患の場合には入院が要件とはならず、3日以上労務に服せないことで足りることが知られていないことから、関係機関・団体に周知してほしい。	13	警察庁	警察庁においては、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等を活用して犯罪被害給付制度の周知徹底を図るとともに、同制度の対象となり得る犯罪被害者等に対し、同制度に関して有する権利や手続について十分に教示するよう都道府県警察を指導しています。引き続き、制度が適切に運用されるよう、制度の周知を図ってまいります。		◎
53	犯罪被害給付制度について、性暴力被害者等に対する給付を更に充実させてほしい。	13	警察庁	犯罪被害給付制度は、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による死亡、重傷病又は障害を対象とした給付制度であり、性犯罪を含め罪種を問わず支給できるものです。引き続き、個別の事案に応じて、丁寧な制度教示を行ってまいります。 また、性犯罪被害者に対する給付については、犯罪被害給付制度以外にも、医療費の公費負担制度やカウンセリング費用の公費負担制度もあることから、これら制度全体を通じて、性犯罪被害者に対する支援の充実に引き続き努めてまいります。	◎	
54	犯罪被害の場所・時期にかかわらず、犯罪被害者等給付金が支給される制度としてほしい。	13	警察庁	（犯罪被害の場所） 国内における重大な犯罪被害に対しては犯罪被害給付制度が、海外における重大な犯罪被害に対しては国外犯罪被害者弔慰金等支給制度が運用されているところです。 海外における重大な犯罪被害については、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」における議論においても、犯罪被害給付制度をそのまま拡大適用させるべきとの結論には至らなかったところであり、実際に、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯罪被害給付制度ほどの厳密な調査を要さないなど同制度とは別の制度として国外犯罪被害者弔慰金等支給制度が創設され、運用されているところであり、引き続き、両制度の運用を行ってまいります。 （犯罪被害の時期） 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害者弔慰金等給付制度のいずれについても、申請期間は、原則として、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害（国外犯罪被害者弔慰金等給付制度にあつては死亡又は障害）の発生を知った日から2年又は発生した日から7年とされていますが、当該期間内に申請できなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から6か月以内に限り申請をすることができるの特例も設けられています。引き続き、丁寧に制度教示を行うなど、適切に制度を運用してまいります。	◎	

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
55	重傷病給付金の支給期間を延長してほしい。	13	警察庁	重傷病給付金の支給対象期間については、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言（平成29年7月取りまとめ）において、治癒又は症状固定に要する期間についての追跡調査の結果、3年とすることに立法事実が認められるとされたことから、平成30年に1年間から3年間に支給対象期間の拡大を行っております。 同提言においては、支給期間を無期限に拡大することについては、立法事実が認められないとされたことに加え、犯罪行為による負傷又は疾病であるか否かを認定することが困難となる等の指摘がなされたところであり、支給対象期間の更なる拡大は困難です。 長期的な支援を必要とする場合には、犯罪被害給付制度で対応するよりもむしろ、他の社会保障制度や福祉制度等に横渡しをしていくことが重要であると考えられることから、適切な支援が受けられるよう、地方における途切れない支援の提供体制の強化にも努めてまいります。 なお、犯罪被害給付制度について、犯罪被害により一定の障害が残った方については、重傷病給付金とは別に、その障害の程度に応じた障害給付金の支給も申請することができるところであり、申請可能な給付について丁寧に教示するなどの適切な制度運用も継続してまいります。	◎	
56	犯罪被害者等給付金の給付によって国に損害賠償債権が移転するところ、国が持つ各種情報を活用し、より徹底して加害者から回収を行ってほしい。その際、被害者にも通知されれば、被害者の債権回収にも資する。	13	警察庁	犯罪被害者等給付金の支給に伴い取得する求償権については、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）が求める「財政上最も国の利益に適合する」処理をすることに加え、被害者の損害回復や加害者の責任履行にも配慮した運用の在り方を検討してまいります。	◎	
57	犯罪被害者等給付金について、逸失利益の考え方を採りいれたり、子を養育するのに親が金銭負担していることを考慮したりするなど、考え方を見直してほしい。	13	警察庁	犯罪被害給付制度は、加害者に一義的な責任がある中で、一般財源（税金）を原資とする制度であることから、保険料等の特別な負担によって成り立つ他の公的給付制度と給付額の均衡が図られる必要があると考えられるところですが、これまでも、他の公的給付との均衡に配慮しつつ可能な限り手厚い給付額に引き上げる観点から、算定式の各構成要素の見直しを行ってきたところです。 直近においても、令和6年6月に、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額の引上げを行うほか、配偶者、子又は父母が遺族給付金を受給する場合には遺族給付基礎額に一定額の加算をすることとしております。 なお、算定方法の更なる見直しについては、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」においても議論がなされたところですが、財源の違いによる給付水準の違いを含め、公的給付等制度全体のバランスをどう考えるか、公的給付等を必要とする方の間での対立を生まないかといった課題や視点も示されたところです。		
58	令和6年に行われた犯罪被害給付制度の見直しにより、遺族給付基礎額の算定における加算が新設されたが、加算を受けることができる受給者の範囲を拡大してほしい。	13	警察庁	遺族給付基礎額の算定における加算額の新設については、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における提言（令和6年4月取りまとめ）を踏まえ、また、自動車損害賠償責任保険制度において遺族の慰謝料を請求できるのは配偶者、子、父母となっていることなど、他の制度とのバランスにも鑑み、配偶者、子、父母について加算を行うこととしたところです。		
59	犯罪被害者等給付金が不支給・減額となる事由や減額率について見直してほしい。また、親族関係が破綻していたか否かの認定が被害者にとって厳しく、社会通念にあっていないのではないか。	13	警察庁	犯罪被害者等給付金の不支給・減額事由や減額率については、有識者検討会における議論を通じた見直しを行っており、平成30年には「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言（平成29年7月）を踏まえ、親族関係が事実上破綻している場合には全額支給とするほか、18歳未満の者が受給する場合に特例を設けるなどの見直しが行われているところです。これを更に見直すべき事情が生じているかどうかについては、慎重に検討する必要があると考えております。 他方、「親族関係が破綻していたと認められる事情」及び「これと同視することが相当と認められる事情」の認定については、「犯罪被害給付制度事務処理要領」（令和6年8月19日付け警察庁丙犯被第32号別添）において基準を示しているところ、認定の判断に誤りが生じることのないよう、認定上の留意事項について都道府県警察に改めて指示することを検討します。	◎	
60	犯罪被害者等給付金に係るこれまでの見直しについて、見直し前に犯罪被害に遭った方にも適用されるようにしてほしい。	13	警察庁	犯罪被害給付制度の適及適用については、これまでも導入を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされましたが、いつの時点まで遡るのかについて公正かつ合理的な基準を設けることが難しいなど公平性等の観点で課題が指摘されております。直近においても「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における議論の中で同様の課題が指摘され、適及適用すべきとの結論には至らなかったところです。 他方、適及適用が難しいとしても、過去の犯罪被害によって現在も苦しむ方々に対する支援をどのように考えるかという観点は重要であると認識しており、引き続き、関係府省庁と連携して、犯罪被害者等施策全体の充実を図ってまいります。	◎	
61	警察が犯罪被害給付制度について被害者に案内しているが、交通事故の場合は一切説明がない。自賠償と調整されることがあるとしても、交通事故が一律に犯罪被害給付制度の対象にならないというわけではないので、制度の説明をしてもらいたい。	13	警察庁	警察庁においては、交通事故を含め犯罪被害給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対し、同制度に関して有する権利や手続について十分に教示するよう都道府県警察を指導しているところですが、御要望を踏まえ、改めて、運用に誤りがないように都道府県警察に指示することを検討します。	◎	
62	犯罪被害給付制度の運用を捜査機関である警察が担っているのは適切ではない。制度を運用する組織を改めるべきである。	13	警察庁	犯罪被害者等給付金の支給の裁定は、都道府県公安委員会において行っているところですが、当該裁定は、犯罪被害に該当するかどうかの認定だけでなく、犯罪被害者と加害者の関係等を総合的に判断して行うものであり、犯罪被害者等にとって身近で、公正中立な機関である都道府県公安委員会を裁定機関とすることが適当であると考えております。引き続き、都道府県公安委員会において適切な裁定を行ってまいります。		
63	RPAの活用、申請事務のオンライン化等のDX施策により、事務の合理化を図るとともに、給付の更なる迅速化を図ってほしい。	13	警察庁	本年4月の「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者委員会取りまとめ」を踏まえ、犯罪被害者等の負担軽減を図るため、犯罪被害給付制度の裁定申請等手続のオンライン化を推進しているところです。 また、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定等の運用改善について都道府県警察を指導しているところ、引き続き、仮給付の推進を含めた迅速な給付に努めてまいります。	◎	

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
64	シングルマザーが子を養育しているようなケースで、その子が犯罪被害によって亡くなった場合、養育にかかわっていなかった父親も、損害賠償、自賠責、犯罪被害者等給付金等を受け取ることができる。このようなケースにおいては、実際に養育している母親が全額賠償や給付を受けることができるようにしてほしい。		警察庁 法務省 国土交通省	【警察庁】 犯罪被害給付制度は、労災制度等の他の公的救済を受けることができない犯罪被害者等に対する給付制度であり、その受給者は、他の公的給付制度に就いたものとしていところす。 また、遺族給付金の支給対象から除外される遺族としては、犯罪被害者を故意に死亡させたり、犯罪被害者が亡くなる前に、その被害者が亡くなることによって遺族給付金を先順位・同順位で支給される遺族を故意に死亡させたりした者等が定められておりますが、これらの当然に除外される者以外に、いかなる者が支給を受けるべき遺族から除外されるべきであるかの判断や実際の認定は極めて困難なものとなると考えております。 【法務省】 不法行為による損害賠償請求権は、可分債権として民法第427条が適用される結果、遺産分割の手続を待つまでもなく、法律上当然に相続分に応じて分割され、各共同相続人が承継するとされています（最高裁判決昭和29年4月8日）。そのため、養育に関わっていなかった者についても、その者が相続人の地位を有している限り、相続分に応じて損害賠償請求権を承継することとなります。このような相続一般に関わる規律を見直すことについては、慎重な検討を要するものと考えられます。 なお、子の養育に関わっていなかった父親が、子に対して虐待をし、若しくは重大な侮辱を加えたとき、又は父親にその他の著しい非行があったときは、意思能力を有する子は、父親の相続権をなくするため、推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができます（民法第892条）。 【国土交通省】 特定の状況下における損害賠償請求権の相続等一般に関する御要望と存じますところ、自賠責保険・共済は、自動車の運行により、他人の生命又は身体が害され、保有者に民法等に基づく損害賠償責任が発生した場合の保有者及び運転者の損害をてん補するものであるため、自賠責保険・共済においてのみ、民法の規定によらず、特定の人物を相続人から廃除し損害のてん補としての保険金を受け取れないようにすることは困難です。	◎	
公費負担制度や保険適用等に関する要望・意見						
65	時効等で被害届が受理されない場合や被害届を出さない場合など、警察がかかわらない場合であっても、緊急避妊や性感染症検査を行った場合の費用やカウンセリング費用を公費負担してほしい。		内閣府	内閣府では、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対する交付金により、やむを得ない事情により警察に相談できなかった性犯罪・性暴力被害者について、緊急避妊や性感染症検査、カウンセリング等の費用を補助しています。		◎
66	警察に性犯罪被害を相談したものの、被害届を提出しないこととした場合など、事件化されない場合であっても、警察による公費負担制度が利用できるようにしてほしい。		警察庁	都道府県警察においては、被害届の提出の有無にかかわらず、事案に応じて、各都道府県警察の規定に基づき、公費負担の適切な運用に努めています。		◎
67	現在、警察が性犯罪に係るカウンセリング費用の公費負担制度を運用しているが、警察がかかわらない、男女共同参画センターや民間団体で行っているカウンセリングにも公費負担の対象を広げてほしい。		◎内閣府 厚生労働省	内閣府では、都道府県等が男女共同参画センター等を通じて、困難や不安を抱える女性への相談支援の一環として行うカウンセリングについては、交付金による財政支援を可能としております。 また、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対する交付金により、やむを得ない事情により警察に相談できなかった性犯罪・性暴力被害者について、カウンセリング費用等を補助しています。 厚生労働省では、困難な問題を抱える女性に対して、民間団体がアウトリーチ支援や居場所の提供等を行う中で相談支援を行う費用について補助を行っているほか、女性自立支援施設に民間団体との連携強化のための心理療法担当職員を配置し、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体と協働による支援を行うための費用について補助を行っています。		◎
68	性犯罪被害に係る医療費の公費負担制度について配偶者間の性被害についても対象とすることや、カウンセリング費用の公費負担の対象期間を全国一律に3年間とすること、事件の目撃者に対するカウンセリング対象とすることなど、現在警察で行っている公費負担制度の拡充を検討してほしい。そのためには、全国における制度の導入状況を公表してほしい。	14 15 56	警察庁 海上保安庁	【警察庁】 各都道府県警察が運用している性犯罪被害に係る医療費及びカウンセリング費用の公費負担制度については一定の平準化が図られているものと考えており、引き続き、警察庁において都道府県警察補助金の予算措置に努めるとともに、今後は、各都道府県警察における公費負担制度の整備状況を調査・公表するなどし、公費負担制度の充実を図ってまいります。 【海上保安庁】 海上保安庁における公費負担対象の拡充を検討して参ります。		◎
69	性犯罪被害の医療費について、一時的に自己負担した後であっても、領収書などがあれば事後的に公費負担してもらいたい。	14 15	警察庁 海上保安庁	【警察庁】 性犯罪被害者が医療機関等を受診後に公費負担制度の利用申請を行う場合であっても、全ての都道府県警察において、性犯罪被害者本人への公費支出を許容する運用が行われています。 【海上保安庁】 海上保安庁における公費負担対象の拡充を検討して参ります。		◎
70	カウンセリング費用の公費負担制度について、公費負担ができる限り全国同水準で運用されるよう、自治体、関係機関、医療機関等にも広く同制度の周知をしてほしい。	15	◎警察庁 内閣府 厚生労働省	警察庁では、カウンセリング費用の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察への指導を行ってきたところであり、利用期間については全ての都道府県において初診日から原則3年となるなど、一定の平準化が図られているところす。これについて、都道府県単位の被害者支援連絡協議会の場を活用するとともに、関係府省庁と連携し、引き続き、各関係機関に対しても同制度の周知に努めてまいります。 内閣府では、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対する交付金により、やむを得ない事情により警察に相談できなかった性犯罪・性暴力被害者について、カウンセリング費用等を補助しています。また、医療従事者に対し医療従事者に向けたリーフレットの配布等により、カウンセリング費用等の公費負担を含むワンストップ支援センターの機能を周知しています。		◎

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
71	犯罪被害や交通事故で病院を受診した場合、病院側の制度の不理解があり、健康保険が利用できず全額自己負担になる場合があることから、改善してほしい。		厚生労働省	本内容についてはこれまでも周知をおこなってきており、今後も必要に応じて周知を行ってまいります。		◎
72	犯罪被害者については、事後的な給付制度での負担軽減を図るのではなく、犯罪被害者であり医療費を負担しなくてもいいことを証明する書類を交付し、そもそも病院の窓口での自己負担を要しないような制度としてほしい。		内閣府 警察庁 厚生労働省	【内閣府】 内閣府では、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対する交付金により、やむを得ない事情により警察に相談できなかった性犯罪・性暴力被害者について、緊急避妊や性感染症検査、カウンセリング等の費用を補助していますが、これは、各都道府県等による取組を支援するものであり、医療費等の支払方法等を含む具体的な事業の設計は、各都道府県等に委ねられています。 【警察庁】 各都道府県警察において運用されている公費負担制度については、原則として、警察が医療機関に対して直接支払うもので、被害者の負担にならないように運用されています。 【厚生労働省】 公的医療保険制度においては、特別の理由がある者に対し、一部負担金の徴収猶予等の対応を行っており、今後も制度の適切な運用に努めてまいります。	◎	
73	司法解剖に伴う御遺体の運搬費用及び修復費用について、確実な公費負担がなされているのか検証してほしい。	16	警察庁 海上保安庁	【警察庁】 都道府県警察において、その実情に応じて司法解剖後の遺体搬送等の公費負担制度が適切に運用されているものと承知していますが、今後は、各都道府県警察における公費負担制度の整備状況を調査・公表するなどし、公費負担制度の充実を図ってまいります。 【海上保安庁】 海上保安庁において、御遺族からの要望に際し、確実な公費負担がなされているかどうか必要な検証を行って参ります。		◎
74	犯罪発生から時間が経過してから後遺症が発症し、各種給付制度が利用できないことがあることから、犯罪被害者が病院を受診する場合には、初期診断の段階でに全身の画像診断をすることを義務付けてほしい。		厚生労働省	医療行為については、患者の治療を目的として高度な専門性に基づく医師の裁量の範囲内で実施されることが基本であり、一律の規制というものについては慎重であるべきと考えるため、要望に沿った対応は困難です。		
地方公共団体における見舞金制度や生活支援に関する要望・意見						
75	地方公共団体による見舞金制度について、地域間格差を埋めることが必要である。例えば、国が地方自治体に補助を行うなど、地域間格差を是正するための取組を行ってほしい。	17	警察庁	国においては、地方公共団体向けの研修・会議等を通じた見舞金制度導入の要請を進めており、導入数も着実に増加していると認識しています。引き続き、これらの取組を推進してまいります。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。	◎	
76	地方公共団体の見舞金制度には、重傷病ではなく性犯罪を対象とした見舞金の仕組みを設けるべきである。制度の有無を公表するなどにより、地方公共団体における制度の導入を促してほしい。	17	警察庁	地方公共団体における見舞金制度の導入状況については、警察庁ホームページにおいて既に公表しているところ、性犯罪を対象とした見舞金制度がある場合には、その旨を記載し、公表しているところです。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。	◎	
77	国と地方公共団体の役割分担を明確にした上で、国から都道府県への財政的支援の制度を創設し、「支援金」など市町村が行う具体的な日常生活支援が自治体間で格差なく行われるようにしてほしい。	17 30 166	警察庁	令和6年4月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、都道府県や市区町村等の犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割について示しており、警察庁において、関連通知や執務資料を発出しているところです。 また、警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用が行われるよう、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和7年度政府予算案に計上するなどの取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実にも努めてまいります。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。	◎	
78	被害直後の様々な生活上の困難があるほか、犯罪被害によって生じる経済的負担は長期化するケースもあり、既存の給付金・見舞金制度や公費負担制度では、日常の細かな生活に対する支援が十分ではない。被害後の生活支援に対する取組を進めるべきである。	30	◎警察庁 厚生労働省	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とし、犯罪被害者等の多岐にわたるニーズを把握して、生活を支援する各種制度・サービスに漏れなくつなげていく「ワンストップサービス」体制の構築・運用が行われるよう各種取組を推進しているところです。 引き続き、犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議を活用して、関係府省庁と緊密に連携して、被害後の生活支援に対する取組を推進してまいりたいと考えております。 なお、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。	◎	
学費の援助に関する要望・意見						

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文検討
79	犯罪被害者や遺族となった子供に対しては、学費の援助ができる制度を設けてほしい。		文部科学省	義務教育段階においては、市町村が実施する就学援助制度より就学に係る経費を支援しており、犯罪被害等により家計が急変した場合も含め、年度途中で認定を必要とする者は速やかに認定し、必要な援助を行うように配慮すべきことを市町村に周知しているところです。 高等学校段階においても修学支援の仕組みがあり、犯罪被害等により年度の途中で家計急変した場合にも支援の対象になりうることを周知しております。 高等教育(大学等)費の負担軽減としては、家計の所得状況等に応じて給付型奨学金と授業料等減免をセットで支援する高等教育の修学支援新制度等の仕組みがございます。また、犯罪被害等により家計が急変した場合も含め、予期しない事由により緊急に支援を受けることが必要となった者については、随時利用を申し込むことが可能です。		◎
居住の安定の確保に関する要望・意見						
80	公営住宅への優先入居を図ることとされているが、入居までに時間がかかるなど、被害者のニーズに沿った運用がなされておらず、機能しているとは言い難い。制度を改善するべきであり、また、そのために制度の内容や利用実績について国で調査・公表したり、制度や運用のモデルを国から示すなどの取組を行ってほしい。	20～24	国土交通省	公営住宅への優先入居については、都道府県・政令市に対し実態調査等を実施しており、引き続き実態把握を行うとともに、制度の適正な運用に向けた取組を行ってまいります。	◎	
81	公営住宅への優先入居制度では、被害者のニーズに沿ったタイムリーな転居ができないことから、一部の自治体で導入されている転居費用の助成について、全国の自治体で導入されるよう働きかけてほしい。	30	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、転居費用助成を含む住居関係支援制度の導入状況についても公表したところです。今後も、公表内容の更なる充実等の取組を通じて、転居費用助成制度の導入をはじめとした地方公共団体における犯罪被害者等施策の充実に努めてまいります。	◎	
82	若年女性向けのシェルター、男性の性犯罪被害者向けのシェルター、性的マイノリティ向けのシェルターについて、整備を促進してほしい。また、シェルターの利用要件について、使い勝手が良いものとなるよう改善してほしい。	25 90	内閣府 こども家庭庁 厚生労働省	内閣府では、都道府県等に対する交付金により、多様なDV被害者等を受け入れるための体制の確保等を含め、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組について支援を行っています。 厚生労働省では、女性相談支援センターが行う一時保護について、若年被害女性も含めた困難な問題を抱える女性の状況に応じて民間シェルター等の外部施設へ委託する場合に要する費用の負担を行っています。		
雇用の安定の確保に関する要望・意見						
83	犯罪被害に遭ったことを職場に言うことができず、心理的な不安定から退職を余儀なくされるなど、犯罪被害によって雇用を失うことがあることから、被害者や遺族が雇用を失わずに済んだり、仕事を失った被害者や遺族が再び就職できるように支援する取組を充実・強化してほしい。		厚生労働省	犯罪被害者に特化した支援を行うことは困難ですが、ハローワークにおいては、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)に基づき、求職者一人ひとりの状況に応じて、プライバシーにも十分に配慮しながら、必要に応じて、医療機関を含む地域の関係機関と連携しながら、担当者制による支援や心理的援助などを行っています。犯罪被害者等の方も含め、そうした方一人ひとりの状況に応じて必要な支援を行っており、例えば、勤務先の変更を希望する場合についても、全国のハローワークにおいて受理した求人の中から、希望就業場所の求人を紹介する等、支援を行うこととしています。		
84	被害者も被害者参加制度を利用したり裁判を傍聴したりすることがあるところ、ハローワークで失業の認定を受ける日と裁判日が重なった場合、裁判への参加・傍聴をするため、失業の認定を受ける日を変更することを認めてほしい。	34	厚生労働省	雇用保険受給資格者が被害者参加制度を利用して裁判への参加するため等、やむを得ない理由のため、所定の失業認定日にハローワークに出頭できない場合は、事前にその事由を証明する書類(裁判所からの公判期日の通知等)を添えて申し出ていただくことで認定日を変更することが可能です。	◎	
85	ハローワークには刑余者窓口があるが、被害者窓口はない。被害者窓口を設けたり、被害者に優先的に職をあっせんするなど、被害者の雇用の確保についての取組を強化してもらいたい。	34 36	厚生労働省	ハローワークにおいては、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)に基づき、求職者一人ひとりの状況に応じて、プライバシーにも十分に配慮しながら、必要に応じて、医療機関を含む地域の関係機関と連携しながら、担当者制による支援や心理的援助など必を行っています。犯罪被害者等の方も含め、そうした方一人ひとりの状況に応じて必要な支援を行っており、例えば、勤務先の変更を希望する場合についても、全国のハローワークにおいて受理した求人の中から、希望就業場所の求人を紹介する等、支援を行うこととしています。		
86	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度について導入を促進するため、まずは国が率先して制度を導入するべきである。国家公務員の休暇制度に、当該休暇制度を導入してほしい。	37	人事院	国家公務員の休暇制度は、国家公務員法に基づき情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から必要があれば適宜見直しを行ってきているところです。引き続き民間の動向等を注視しつつ、必要に応じて検討を行ってまいります。	◎	
87	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度について、導入を義務化したり、導入の促進に向けた周知・啓発をしたりしてほしい。	37	厚生労働省	当該休暇制度の周知や導入促進を図るため、ポスターや就業規則のひな形等を記載したパンフレットの作成に加え、事例の収集と事例集の作成、配布、導入の意欲や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画の作成、これらコンテンツの働き方・休み方改善ポータルサイトにおける周知等に取り組んでいます。また、休暇に対する賞金そのものを直接補助するものではありませんが、働き方改革推進支援助成金において、一定の要件はあるものの、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、その取組費用(就業規則の作成、専門家によるコンサルティング等に要する費用)の一部を助成しています。 引き続き、こうした取組を通じて各企業における当該休暇制度の導入促進に努めてまいります。	◎	
海外で犯罪被害に遭った方への支援に関する要望・意見						

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
88	海外での犯罪被害者等に対する支援に力を入れるべきである。	19 226	警察庁 外務省	在外公館においては、現地警察への犯罪被害の届出に関する助言、弁護士・通訳のリストの提供、医療機関に関する情報提供、本人が自ら連絡できない場合における家族との連絡の支援、緊急移送に関する助言、遺体の身元確認に関する支援等を行っています。 外務省においては、海外で邦人が犯罪等の被害に遭った場合には、当該邦人等の要請に応じて、必要な支援を行うよう努めています。（なお、被害に遭った場合の対処方法について周知するため、「～海外旅行のトラブル回避マニュアル～海外安全虎の巻」を毎年改訂し、「海外安全ホームページ」及び海外安全アプリにも掲載するなど、海外における邦人の犯罪被害に関する情報を分かりやすく発信するとともに、国民が渡航前にこれらの情報に接する機会の増加を図っています。） 警察庁においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集を行っており、都道府県警察においては、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者等や日本国内の遺族等に対し、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の裁定申請に係る教示、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めています。		◎
89	国外犯罪被害弔慰金等支給制度についても、犯罪被害給付制度とのバランスに配慮し、給付額を見直してほしい。	19	警察庁	国外犯罪被害弔慰金等支給制度については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯罪被害給付制度ほどの厳密な調査を要さないなど犯罪被害給付制度とは別の制度として運用されているところであり、支給額の見直しについても制度の特徴等を踏まえ慎重に検討する必要があると考えております。	◎	
日本に住む外国人への支援に関する要望・意見						
90	日本に住む外国人が犯罪被害に遭った場合の支援を充実させてほしい。		警察庁	第4次犯罪被害者等基本計画においても、個々の施策の対象となる者については施策ごとに適切に設定されるべきとしつつも、「犯罪被害者等」には国籍の別を含め、限定は一切付されていないところです。引き続き、日本国内に住む外国籍の方を含めた犯罪被害者等に対する支援の充実に努めてまいります。		
被害者や民間支援団体への援助のための基金創設や新たな財源確保に関する要望・意見						
91	被害直後の支援金の交付などを目的として、犯罪被害者基金を設立してほしい。		警察庁	犯罪被害者等給付金に関しては、犯罪被害の早期軽減という犯罪被害者等給付金の制度趣旨に鑑み、できる限り早期に支給がなされるよう努めているところであり、仮給付の積極的な実施についても引き続き努めてまいります。また、医療費等の公費負担制度については、被害者の方の一時負担がないように運用しています。 なお、犯罪被害給付制度について、犯罪被害により一定の障害が残った方については、重傷病給付金とは別に、その障害の程度に応じた障害給付金の支給も申請することができるところであり、申請可能な給付について丁寧に教示するなどの適切な制度運用も継続してまいります。	◎	
92	振り込み詐欺の被害者に被害回復分配金として支払われなかった預保納付金を被害者等の支援の充実のために支出するものとし、被害者等のこどもに対する奨学金及び民間団体への助成に活用されているが、必ずしも犯罪利用預金口座に残された銀行預金に限られる必要はなく、現金や有価証券、貴金属等であっても直接の被害者の回復に充てることができる場合には、被害者支援に活用することが検討されることは不当ではないと考える。 また、犯行形態等に関しても、明らかに詐欺その他の人の財産を擬する罪の犯罪行為の結果として犯罪者側の預金口座に残されたものと立証できる預貯金であればその対象に含めても問題はないものと考えられる。さらに、直接の被害者のない犯罪、例えば薬物・銃器犯罪等の不正収益も、被害者支援のために活用されることも検討されてもよいのではないかと考える。	18	◎警察庁 金融庁 法務省	犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会等において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	◎	
93	「預保納付金」の納付作業を行う金融機関では、金融詐欺被害が増加する中、「振り込み詐欺救済法」に基づく、口座凍結事務、公告事務、被害回復分配事務に割く人的労力や預保へ支払う公告費用等は年々大きな負担となっているため、納付に伴う公告関連事務の見直し(簡素化)や、費用負担の軽減を検討してほしい。	244	◎金融庁 財務省 警察庁	「預保納付金」の納付作業に関する事務等について、金融機関の負担軽減のために見直しが必要と考えられる具体的な事務は現時点で把握していませんが、今後、見直しが考えられる事務を把握した場合には、具体的な対応を検討してまいります。		
94	例えば、IRが現実化した場合にはいわゆる「カジノ」の収益金の一部を被害者支援に充てるなど、更なる民間被害者支援団体への助成のための新たな財源確保のための努力を期待する。		◎警察庁 カジノ管理委員会 IR推進本部	犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会等において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	◎	

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組						
要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
専門職による心理療法等に関する要望・意見						
95	診療報酬の心理支援加算について、①30分以上の心理支援について、月2回を限度とするとの要件について、心理療法の実態を踏まえて見直すこと、②PTSD症状や解離症状は認められなくても、被害後発症のうつ病・うつ状態、重度の睡眠障害、アルコールや物質関連障害等といった方にも心理支援加算が認められるよう対象を拡大すること、③犯罪被害者の診療については更に特別の加算制度を設けること、④「児童思春期支援指導加算」を参考に子供の犯罪被害者に対する診療について特別の加算制度を設けることなど、更なる見直しを検討してほしい。		厚生労働省	心理支援加算を含め、診療報酬の改定については、関係団体等のご意見も参考にしながら、エビデンスに基づき、中央社会保険医療協議会において必要に応じて検討してまいります。		
96	現行基本計画の施策番号38(「PTSD対策専門研修」の内容の充実等)について、研修の実施対象として公認心理師を明記してほしい。	38	厚生労働省	研修の募集要項においては、実施対象として公認心理師を明記しております。		
97	PTSD対策専門研修の受講対象者について、所属機関等の推薦を必要とせず、希望者は広く参加することができるようにしてほしい。	38	厚生労働省	精神保健医療福祉業務に従事する方を広く受講対象としていますが、所属機関の責任により研修を受講していただくため、所属機関の推薦状を必須としています。なお、申し込み者自身が施設長等の場合は、推薦状の提出は不要となっております。		
98	PTSD対策専門研修を受講しても、受講ただけで終わってしまっており、被害者支援の現場に受講者が活用されていない状況にある。受講者に犯罪被害者の支援現場で活躍してもらうための仕組みを設けてほしい。	38	厚生労働省	被害者支援の現場で活躍いただくよう、研修受講者名簿を都道府県・政令指定都市・中核市に提供しており、各自自治体の判断で活用いただいております。		
99	「PTSD対策専門研修」について、①治療に関する講義以外に、犯罪被害者を支える制度・サービスや支援組織についても盛り込み、医療現場以外での実際の支援がイメージできるようにすること、②デジタル性暴力についても研修をすること、③犯罪・性犯罪被害者コースについては、2日以上の研修とすること、④研修機会を年複数回設けることなど、内容を充実させてほしい。	38	厚生労働省	①「PTSD対策専門研修」のうち、「犯罪・性犯罪被害者コース」において、犯罪被害者に係る司法制度に関する内容を扱っております。 ③令和6年度の研修においてすでに「犯罪・性犯罪被害者コース」は2日間の研修として実施しております。 ②④引き続き、研修内容の充実を検討してまいります。		㊦
100	PTSDを治療することができる医師や心理職を育成することが必要であり、また、PTSD等の治療に対応できる医療機関の数を増やすことが必要である。そのための施策を講じてほしい。	38 39 41	厚生労働省	厚生労働省においては、医師や心理職を含む精神保健医療福祉従事者を対象として、PTSDに係る専門研修を実施し、PTSDの治療に対応できる人材の育成を図っております。		
101	性暴力被害に遭った方が医療情報ネット(ナビイ)を用いて検索した際、婦人科系の医療機関だけではなく、トラウマやPTSDの臨床ができる精神科病院や臨床心理士のカウンセリングルームにもたどり着けるように、検索性を高めてほしい。	38 39 41	厚生労働省	医療情報ネット(ナビイ)は、全ての国民が医療機関の検索に活用できることを趣旨としているため、犯罪被害に特化した対応は困難ですが、検索性を高める方策の検討は引き続き行っております。		
102	各都道府県警察のカウンセリング体制の格差を解消してほしい。	15 56	警察庁	警察庁においては、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導しているほか、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度に要する経費について予算措置を講じているところであり、これらが相まって、犯罪被害者等がその状況に応じた適切なカウンセリングを受けられるようにしているところです。		
103	ワンストップ支援センター及び都道府県警察には、心理療法ができる専門職の配置を必須としてほしい。	56 59 172	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府では、都道府県等に対する交付金により、心理専門職による支援を含め、ワンストップ支援センターにおいて心理的支援が提供できる体制の整備を支援しておりますが、地域の実情に応じて適切に対応されており、特定の職の配置を一律に求めることは困難です。 【警察庁】 都道府県警察においては、全ての都道府県警察に部内カウンセラーが配置されているほか、精神科医や民間のカウンセラーとの連携、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度等により、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制の整備に引き続き努めてまいります。		

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
二次的被害の防止に関する要望・意見						
104	専門的な支援を行う医療職・心理職の養成だけでなく、被害者の支援に携わる捜査機関・行政機関の職員や民間支援団体の職員等に対して、被害者に接する際の基本的な素養として、トラウマインフォームドケアに関する継続的な研修を行ってほしい。	106～119	◎警察庁 内閣府 こども家庭庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 海上保安庁	トラウマインフォームドケアの視点を犯罪被害者等に対する支援に取り入れることは、被害からの回復のために重要であると考え ており、関係府省庁と連携し、支援関係者に対する教育体制の整備を促進してまいります。 【内閣府】 内閣府では、性犯罪・性暴力被害者の相談支援に携わる職員等（ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者等）を対象とし、トラウマインフォームドケアに関する内容を含む、オンライン研修を実施するとともに、オンライン研修教材を作成し提供しています。 【警察庁】 警察においては、採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、都道府県警察においては、犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育を行っており、引き続き、トラウマインフォームドケアに関する継続的な研修を行ってまいります。 【こども家庭庁】 児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等への参加を促進する「児童相談所及び市町村職員専門性強化事業」を行っており、本事業を活用して、児童虐待に関する専門性を強化するためトラウマインフォームドケアに関する研修に参加することが可能となっております。 また、西日本こども研修センターあかしにおける、こども支援に関わるあらゆる職種・職域の支援者向けや児童相談所の指導教育担当児童福祉司を育成する立場にある指導的職員向けのトラウマインフォームドケアの視点を取り入れた研修の実施を支援しています。 【法務省】 更生保護官署における被害者担当職員等に対する研修として、定期的にトラウマインフォームドケアに関する講義等を行っています。今後も職員の対応の向上に努めてまいります。 刑事施設等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用に当たっては、全国の担当職員に対する集合研修を実施しており、その中では、犯罪被害者の方々や被害者支援団体等の職員による講義を盛り込むなどの対応を行っており、引き続き、適切な職員研修の実施に努めてまいります。 検察官等に対する研修において、犯罪被害者の心理について専門家による講義を行っております。 【文部科学省】 文部科学省においては、教育委員会等に対して、警察庁が作成した、犯罪被害者等支援に関わる場合の、被害者やその家族・遺族の心身の支障への配慮等が示された動画の周知や、養護教諭を含む教職員等を対象とした心の健康等の健康相談に関する研修会の開催等の取組を行っています。 【厚生労働省】 厚生労働省では、行政機関職員を含む精神保健医療福祉従事者を対象としたPTSDに係る専門研修を実施しています。 また、都道府県が実施する女性相談支援員等を対象とした心理的後遺症を有する者への対応等について学ぶための研修を促進しています。 【国土交通省】 国土交通省において、公共交通事故被害者等支援業務に従事する職員に対して、業務上必要な知識修得、事務能力の向上及び業務の円滑な遂行を図ることを目的とした研修を実施しています。研修内では、過去の公共交通事故の被害者団体からの講義や、実際の支援活動についての講義・意見交換、「心のケア」や精神医療等に関する専門家からの講義を行っております。 また、地方公共団体の交通事故相談員を対象にした研修会を通じて、交通被害後の心情に寄り添った相談支援に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努めております。 【海上保安庁】 海上保安庁においては、被害者支援に関わる職員を対象とし、トラウマインフォームドケアに関する継続的な研修を行っております。	◎	
105	医療従事者の言動による二次被害を生じさせないため、犯罪被害者の心理・支援等に関する医学教育を充実・強化してほしい。	41	文部科学省 厚生労働省	【文部科学省】 文部科学省では、基本計画施策41を踏まえ、全国の医学部長等の教育責任者が集まる会議において、PTSD等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育の充実について、周知・要請をおこなっています。 【厚生労働省】 医師については、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において、精神科を必修分野として位置づけており、精神疾患に関する研修医の理解促進を図っています。	◎	

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
106	国や地方公共団体の職員は、男性サバイバーに対する理解と性暴力サバイバーへの2次加害についての理解を深めるべきである。	106 107 171	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者の相談支援に携わる職員等(ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者等)を対象とし、男性・男児の性暴力被害者支援の基本的姿勢・留意点に関する内容を含む、オンライン研修を実施するとともに、オンライン研修教材を作成し提供しています。 【警察庁】 警察庁においては、地方公共団体や都道府県警察の職員に対し、各種研修・会議等の機会を通じて、犯罪被害者等による講演や資料の提供を行っており、引き続き、これらの取組を通じて性犯罪・性暴力被害者への理解が促進されるよう努めてまいります。 また、警察においては、都道府県警察の職員が性犯罪を含む犯罪被害者等に対する理解を深め、適切な対応をとることができるよう、具体的な取組として次のものを行っており、引き続きこれらの取組を実施してまいります。 ・警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、犯罪被害者等支援や被害者カウンセリング技術などに関する教育及び研修を実施しております。 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、男性や性的マイノリティの方々への対応などの研修の充実に努めているほか、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記などの配付等を実施しております。 ・犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育を実施しております。	◎	
107	被害者接遇、鑑識活動等の場面における犯罪被害者等への警察官の対応について、言葉遣いが乱雑であったり、対応が十分でなかったりすることがあることから、研修を更に徹底してほしい。また、全ての警察官に男性を含む性暴力被害者への対応についての研修を行ってほしい。	107 108 110	警察庁	警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について研修を実施しているほか、話を聞くときの態度や話の聞き方等、適正な市民応接を行うための研修を実施しております。 また、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、男性や性的マイノリティの方々への対応などの研修の充実に努めているほか、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記などの配付等を実施しております。 さらに、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための取組として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課においては、警察署等を巡回するなどして民間被害者支援団体との連携要領に関する教育や性犯罪被害者への支援要領に関する教育を実施しており、引き続きこれらの継続的な実施を進めてまいります。	◎	
108	犯罪被害者等と接する検察官について、犯罪被害者の心情に配慮した面接の方法について更なる研修を行う必要があると思われることから、研修の内容を工夫してほしい。	112～116 148 235 236	法務省	検察官等に対する研修において、犯罪被害者の心理について専門家による講義を行っております。	◎	
109	警察や検察が性犯罪被害者から事情聴取等を行う場合、被害者の心理的負担を軽減するため、ワンストップ支援センター等の支援員の同席をより積極的に推奨してほしい。	120	内閣府 警察庁 法務省	【内閣府】 内閣府では、ワンストップ支援センターと警察との連携の強化を推進しています。ワンストップ支援センターでは、被害者本人の意思を尊重し、本人の同意に基づき、警察等への同行支援を行っていることと承知しています。 【警察庁】 警察では、事情聴取や実況見分等の各種捜査において被害者の協力を求める際には、所要時間の見込みを伝えるとともに、被害者の体調等に応じて途中で休憩を入れるなど、被害者の負担を軽減するための必要な措置を講じています。その上で、ワンストップ支援センターの支援員の同席については、個々の事案に即して対応しているところ、引き続き、被害者の負担の軽減に配慮した適切な対応をしてまいります。 【法務省】 検察庁では、性犯罪被害者から事情聴取等を行うに当たって、その心理的負担の軽減に配慮した各種取組を実施しており、必要な場合には、ワンストップ支援センター等の支援員も含めた適切な者の同席の下で聴取を行っています。検察庁としては、引き続き、必要に応じて同支援員の協力を求め、性犯罪被害者の心理的負担に配慮した事情聴取等を行うことに努めてまいります。		
110	被害者支援センターの犯罪被害者支援員のための傍聴席確保が認められない例がある。傍聴に伴う被害者等の精神的負担や心情を軽減するために同席する必要があるほか、被害者自身が傍聴しない場合でもカウンセリングや支援活動を実施する上で犯罪被害者支援員による傍聴が必要であることについて、裁判官の理解を促進してほしい。	122	法務省	検察庁においては、犯罪被害者支援員の傍聴希望があった場合は、裁判所に対し、その必要性を具体的に説明して、傍聴席の確保に努めております。 検察庁としては、引き続き、犯罪被害者支援員の傍聴の必要性について、裁判所に十分な説明をすることに努めてまいります。		◎
111	裁判所において、複数の被害者が同じ待合室で待つということがあることから、特に性犯罪被害の場合に被害者が他の被害者等を顔を合わせることがないようにする措置を講じてほしい。		法務省	裁判所は行政機関ではないため、裁判所の運用に関わる事項について政府が定める基本計画に盛り込むことは困難です。		
112	検察官に対する児童及び女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修について、「内容の一層の充実を図る」ではなく、「内容を一層充実させる。」に修文されたい。	114	法務省	各犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うことができるようにするため、引き続き、検察官等に対する研修において、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を行うなど被害者等への対応等を向上させるために継続的に取り組んでまいります。		◎
113	現行計画の施策番号107、109及び123について、「努める」という努力目標ではなく、「行う」などに記載を改めるべきである。	107 109 123	警察庁	基本計画の見直しに当たって、御意見を参考にさせていただきます。		◎

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
114	現行計画の施策番号112、113及び122について、「努める」という努力目標ではなく、「行う」などに記載を改めるべきである。	112 113 122 235	法務省	検察官等に対する犯罪被害者等の保護・支援に関する研修、刑事施設等で勤務する職員に対する被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用に係る集合研修の実施、更生保護官署職員に対する各種研修における犯罪被害者等支援の実務家による講義の実施など、法務省において、犯罪被害者等への対応等の向上や適正な運用について継続的に取り組んでおります。 なお、刑事裁判における証人尋問の際のビデオリンクや民事訴訟における証人尋問の際の法律上の配慮措置の適正な運用については、個別具体的な事案における裁判所の判断に委ねられるため、要望事項に沿った修正は困難ではありますが、法務省としては裁判所の理解が得られるようにするなど一層の適正な運用を目指して継続的に取り組むべき課題であると考えております。		◎
こどもに対する支援に関する要望・意見						
115	子供の被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成として、「思春期精神保健研修」を実施するとの施策が行われているが、「子供のトラウマ」に関する研修が不足していることから、これを特化して学ぶことができる研修等を新たに設け、幼児から思春期に至る発達段階にある子供へのトラウマ支援を充実させていってほしい。	47	厚生労働省	「PTSD対策専門研修」において、子供に限定せずトラウマケアに関する研修を実施していますが、引き続き、子供へのトラウマ支援を含め研修内容の充実を検討してまいります。		◎
116	児童虐待等の被害児童支援として、こども家庭ソーシャルワーカーを積極的に活用していく必要があり、児童相談所及び市町村こども家庭センター等への配置を進めてほしい。	48 92	こども家庭庁	こども家庭ソーシャルワーカーについては、現在多様な現場で勤務する現任者が資格を取得するための研修等に参加する際の費用補助を行うなど、資格の取得促進を図っています。また、資格取得者が児童虐待等の被害児童支援を行う児童相談所や市区町村こども家庭センターを含む様々なこども家庭福祉の現場で配置されるよう、こども家庭ソーシャルワーカーを、児童相談所の児童福祉司やこども家庭センターの総括支援員の任用要件の1つに位置付けています。		◎
117	少年の性被害について性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談も増えていることから、現行計画の施策番号52中「学校と児童相談所等の被害少年等の保護に資する関係機関」にはワンストップ支援センターを含めることとしてほしい。	52	◎内閣府 こども家庭庁 文部科学省	性犯罪・性暴力被害者の支援においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと、児童相談所、教育委員会を含む関係機関との連携の強化が図れるよう地域におけるネットワーク作りを加速しているところです。	◎	
118	被害少年に対する支援を充実したものとするには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するだけでは十分ではなく、トラウマ被害等に関する適切な知識をもって相談に当たることが必要であることから、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対してトラウマ被害やこれへの対応等についての研修を実施することとしてほしい。	53 54	文部科学省	文部科学省においては、教育委員会等に対して、警察庁が作成した、犯罪被害者等支援に関わる場合に、被害者やその家族・遺族と接する際に配慮すべきポイント等が示された動画を周知しているところです。	◎	
119	被害少年等に対する相談体制を充実させるため、現行基本計画の施策番号53・54について、「実現を目指す」「充実を図る」「充実を図るよう促す」という表現ではなく、「実現する」「充実させる」「充実させる」といった表現に計画を改めてほしい。	53 54	文部科学省	文部科学省においては、スクールソーシャルワーカーの配置に係る予算を拡充することにより、学校における教育相談体制の充実を図っているところです。 教員免許状授与の所要資格等については、教育職員免許法及び同施行規則により規定されているところ、教職課程において、共通的に身に付けるべき最低限の学修内容を定めているものであり、個別具体的な内容についての取扱いまでを義務付けることは困難であると考えますが、計画の趣旨に鑑み、国として、各大学での自主的な取組に資するよう、教職課程を置く大学に対し「教職課程認定の手引き」による情報提供や説明会等の機会を通じて周知を行ってまいります。 また、教員研修の内容については、教育公務員特例法第二十二条の四「公立の小学校等の校長及び教員の研修実施者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとする。」の規定により、各教育委員会により定められるため、国が特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難であると考えますが、計画の趣旨に鑑み、独立行政法人教職員支援機構等が提供する研修動画の活用について、各自治体に適宜周知を行ってまいります。		◎
120	教育関係者に犯罪事件被害者が置かれた状況、犯罪被害が与える影響等についての認識を深めてもらう必要があることから、具体的なケースを使った研修の実施や、「命の大切さを学ぶ教室」に学校関係者も参加することなど、具体的な施策を基本計画に盛り込んでほしい。	53 54 256	◎文部科学省 警察庁	「命の大切さを学ぶ教室」は、ご指摘の教育関係者を含めた教育委員会と連携のもと、開催されているものと承知しておりますので、この取組を通じ、教育関係者の理解促進が図られていると考えています。また、「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの開催に係る協力等を通じて、引き続き、犯罪被害者等への配慮・協力への意識のよう養等に努めてまいります。		◎
121	スクールソーシャルワーカーの配置が進み、市町村にも配置されるようになっているが、いまだに都道府県の教育事務所にのみ配置している例もあることから、スクールソーシャルワーカーの市町村への配置を進めてもらいたい。	53 211 237	文部科学省	文部科学省においては、スクールソーシャルワーカーの配置に係る予算を拡充することにより、学校における教育相談体制の充実を図っているところです。なお、その配置については、各自治体の権限と責任の下、地域の実情等に応じて適切に判断されるべきものと承知しています。		
122	スクールソーシャルワーカーによる被害少年への支援を更に充実させるために、スクールソーシャルワーカーの正規雇用化を進めてほしい。	53 211 237	文部科学省	文部科学省においては、スクールソーシャルワーカーの配置に係る予算を拡充することにより、学校における教育相談体制の充実を図っているところです。なお、その任用方法等については、各自治体の権限と責任の下、地域の実情等に応じて適切に判断されるべきものと承知しています。		
123	未成年者が犯罪被害にあった場合、保護者に連絡するか否かについては、被害者本人の意向を尊重してほしい。	109	警察庁	警察では、未成年者が犯罪被害に遭った場合、被害者本人の意向を尊重しつつ、併せて、被害者の法定代理人が独立して告訴をすることができることを踏まえ、適切に対応することとしています。		
124	被害児童からの代表者聴取に当たって、公認心理師・臨床心理士が関与するようにしてほしい。	121	◎法務省 警察庁 こども家庭庁	検察、警察、児童相談所等においては、代表者聴取に当たって、個別の事案ごとに、その必要性に応じて、各種専門家から意見を聴取するなどしており、引き続き、適切な代表者聴取の実施に努めてまいります。		
125	司法面接について、早期に実施するようにしてほしい。また、性被害を受けた子供への対応について、二次的被害防止の観点から、被害児童に対する対応全般を充実させてほしい。	121	◎法務省 警察庁 こども家庭庁	被害児童からの事情聴取に当たっては、検察、警察、児童相談所等の関係機関が協議を行い、その代表者が可能な限り早期に聴取を行う代表者聴取の取組を実施しており、引き続き、早期の聴取により代表者聴取までの間に被害児童等の記憶が汚染されることを防止するとともに、聴取場所・回数、方法等に配慮することにより、被害児童等の二次的被害を防止し、その供述の信用性確保に努めてまいります。		
性犯罪・性暴力被害者に対する支援に関する要望・意見						

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
126	都道府県と政令指定都市の性暴力被害者支援センター、都道府県警察、都道府県と政令指定都市の精神保健福祉センター、都道府県と政令指定都市の男女共同参画センターでは、男性サバイバーの個人カウンセリングと男性サバイバーのグループセラピーを行なってほしい。	42 56 63 176	内閣府 警察庁 厚生労働省	【内閣府】 内閣府では、男性等の多様な被害者を含め、性犯罪・性暴力の被害者が各地域において必要な支援を受けることができるよう、ワンストップ支援センターを中核とする支援体制の充実に取り組んでいます。なお、具体的な支援方法等は、各地域・各関係機関等において判断されています。また、都道府県等が男女共同参画センター等を通じて、男性相談事業の一環として行うカウンセリング等については、交付金による財政支援が可能となっております。 【警察庁】 警察庁では、都道府県警察において、カウンセリングに関する専門的な知識や技能を有する職員の配置を始め、精神科医や民間のカウンセラーとの連携、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度等により、性別に関わらず、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制を整備しております。 【厚生労働省】 厚生労働省では、精神保健福祉センターにおいて、男性サバイバーかどうかに関わらず、心の健康相談・精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、それらを背景とした自殺に関連する相談、家庭内暴力やひきこもりの相談等の精神保健福祉に関する相談を行っています。		
127	緊急避妊薬を市販で買えるようにしてほしい。また、その場合、どこで緊急避妊薬を手に入れることができるかなどについてもきめ細かに情報提供できるようにしてほしい。	57 177	厚生労働省	現在、緊急避妊薬のスイッチ化（市販薬化）の試験販売事業を実施しており、その結果を踏まえて、スイッチ化について引き続き検討して参ります。また、現在の試験販売事業でも広報はしておりますが、スイッチ化がなされる際にも、必要な方の手に渡るよう適切な広報に引き続き努めていきます。		◎
128	迅速な緊急避妊を行うため、病院に緊急避妊薬を常備してほしい。		◎厚生労働省 こども家庭庁	全ての病院に緊急避妊薬を常備することは考えていませんが、適切かつ迅速な使用ができるよう、厚生労働省においては、厚生労働省のウェブサイトへの掲載を希望した緊急避妊に係る対面診療が可能な医療機関等や当該医療機関等における在庫状況を一覧として公表するとともに、初診からオンライン診療により緊急避妊に係る診療を行うことが許容される対応方法についてを示しています。また、こうした取組に関しては、引き続き、関係省庁及び関係機関と連携して周知等を実施していきます。		
129	犯罪被害者が医療機関を受診した場合に適切な対応ができるよう、医療機関において関係職能団体と連携をとり、①被害者への適切なメンタルケアの実施②性犯罪に係る各種検査キットの備蓄をするようにしてほしい。		厚生労働省 内閣府	厚生労働省では、要望いただいたような具体的な対応を、医療機関に対して一律に求めることは想定していませんが、犯罪被害者への対応に関して、チーム医療推進のための事例集の作成や医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象としたPTSD対策専門研修を実施しています。 内閣府では、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対する交付金により、性犯罪・性暴力被害者へのカウンセリング、性感染症検査・妊娠検査等に要する費用を補助しています。 また、医療従事者に向けたリーフレットの配布等により、ワンストップ支援センターの機能及び性暴力被害者に対する適切な対応や二次被害防止の重要性を周知しています。		
130	ワンストップ支援センターの役割や業務について、刑事部門だけではなく、生活安全部門の警察官にも周知してほしい。	59 60 107	警察庁	ワンストップ支援センターについては、痴漢事犯、私事性的画像記録の提供等による被害、アダルトビデオ出演被害問題、悪質ホストクラブ問題等に係る性犯罪・性暴力の被害に関する相談窓口として、これまでも各都道府県警察に周知しているところです。引き続き、同センターの周知に努めてまいります。		◎
131	ワンストップ支援センターの職員の質を確保するため、例えば①センターの支援員を国家資格にする、②センターの支援員が果たすべき役割についてのガイドラインを作成する、③質の担保された外部団体による研修を受講させる、④支援員の質が確保されているワンストップ支援センターであることを外部団体が認定する仕組みを設ける、など具体的な取組を進めてほしい。	59 172	内閣府	内閣府では、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対する交付金により、支援の質の向上のための研修等に要する費用についても補助するとともに、支援員等を対象とするオンライン研修を実施し、またオンライン研修教材・支援事例集を作成し都道府県等に提供しています。ワンストップ支援センターの相談員等には、様々な資格取得者が含まれますが、その役割等は様々であり、統一的な資格の創設等を行うことは困難です。		
132	ワンストップ支援センターによる直接支援の実績が低調であることから、専門職の配置、財政的支援の強化等により、より多くの被害者に対して直接支援ができるようにする必要があるほか、都道府県間での差異もできる限り少なくするべきである。	59 172	内閣府	内閣府では、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び支援の質の向上を図るため、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対する交付金による支援を行っているところ、各都道府県等の申請に基づき所要額を交付できるよう、必要な予算の確保に努めています。また、支援員等を対象とするオンライン研修やオンライン研修教材・支援事例集の作成・提供等の取組により、全国における支援の質の向上を図っています。		
133	ワンストップ支援センターが相談を受けた内容について、警察に情報提供する際の手続きについてマニュアル化を行い、被害者のプライバシーが守られるようにする必要があるのではないか。	59 172	◎内閣府 警察庁	ワンストップ支援センターが他機関と連携するにあたっては、被害者本人の意思の尊重及びプライバシー保護の観点から、本人の同意に基づき情報提供を行っているものと承知しています。		
134	医師の残業規制により、病院拠点型のワンストップ支援センターの運営の見通しが立たなくなりつつあることから、費用補助を行うなど、引き続きワンストップ支援センターが適切に運用されるよう施策を講じてほしい。	59 172	内閣府	内閣府では、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び支援の質の向上を図るため、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対する交付金による支援を行っているところ、各都道府県等の申請に基づき所要額を交付できるよう、必要な予算の確保に努めています。拠点となる病院を有するセンターについては、病院における環境整備に要する経費を対象とするとともに、基準額を加算する措置を講じています。		◎
135	ワンストップ支援センターが被害者支援に効果的に機能しているのか検証することが必要ではないか。	59 172	内閣府	ワンストップ支援センターにおける支援を含め、性犯罪・性暴力被害者の支援に係る取組については、毎年度、フォローアップを行い、男女共同参画会議の専門調査会に報告しています。また、ワンストップ支援センターにおける支援状況等に関する調査等を行い、現状及び課題の把握等に努めています。		◎
136	ワンストップ支援センターはセンシティブな個人情報を取り扱うにもかかわらず、守秘義務についてあいまいな取扱いがなされていることから、制度整備を検討したり、一定の守秘義務が課されている公安委員会指定の早期援助団体との統合を検討するべきではないか。	59 172	◎内閣府 警察庁	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいては、個人情報の保護に係る関係法令に基づき、個人情報の適正な取り扱いが行われているものと承知しています。		
137	ワンストップ支援センターにおいて、男性の性暴力被害者の面接相談をほとんど受けていない。男性の性暴力被害者からの相談を断ってはならないことを明文化するなど、男性性暴力被害者に対する支援の充実を図るべきである。	63 176	内閣府	内閣府では、男性を含む多様な性犯罪・性暴力の被害者が安心してワンストップ支援センターに相談できるよう、都道府県等に対する交付金の交付や、研修の実施、支援事例集の作成・配布等により、相談しやすい環境の整備を支援しています。		◎

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
138	警察とワンストップ支援センターの連携について、次の点について検討してほしい。 ①捜査の過程でセンターの職員から被害者の相談状況を聴取したり、裁判への出廷が求められたりするところ、ワンストップ支援センターの支援員の負担になっており、できるだけ負担を軽減してほしい。 ②警察が被害者から事情聴取をしたり、実況見分をしたりする際に、被害者の心理的負担を軽減するため、ワンストップ支援センターの支援員の同席を認めてほしい。 ③交番の警察官や当直の警察官も含め、犯罪被害に関する相談を受けた全ての警察官が相談者にワンストップ支援センターを案内できるようにしてほしい。		◎警察庁 ◎法務省 内閣府	① 性犯罪・性暴力被害者支援において、ワンストップ支援センターと警察との連携は重要であり、被害者の希望に応じて、警察への被害申告等に係る支援を円滑に実施し、被害者支援に必要な情報の共有や意思疎通を図るなど、今後も適切な連携を推進してまいります。 また、個々の事案に応じて、ワンストップ支援センター職員からの事情聴取や同職員の裁判への出廷の必要性を吟味し、職員の負担に配慮するよう努めます。 ② 警察においては、事情聴取や実況見分等の各種捜査において被害者の協力を求める際には、所要時間の見込みを伝えるとともに、被害者の体調等に応じて途中で休憩を入れるなど、被害者の負担を軽減するための必要な措置を講じています。その上で、ワンストップ支援センターの支援員の同席については、個々の事案に即して対応しているところ、引き続き、被害者の負担の軽減に配慮した適切な対応をまいります。 ③ 性犯罪の相談や被害の届出は、性犯罪捜査を担当する警察官のみならず、様々な職員がその対応に当たる可能性があることを念頭に、刑事部門の警察官のみならず、性犯罪への対応に当たることが想定される職員に対し、被害の届出への適切な対応を始め、性犯罪捜査に係る留意事項について指導教養を行っているところです。その中で、性犯罪の被害者からの相談や被害の届出に際し、被害者の希望に応じ、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等による支援策を教示するよう指導しています。		
139	性暴力被害関連の予算をさらに増やしてほしい。		内閣府	性暴力の防止及び被害者の支援等については、犯罪被害者等基本計画の他、男女共同参画基本計画等の関連計画等に基づき、関係各府省の施策の推進が図られ、それぞれの府省において必要な予算が計上されてきているものと承知しています。なお、個々の事案の予算は、各年度の予算編成過程を経て計上されるものであるため、犯罪被害者等基本計画のような中長期の計画において、その規模等を盛り込むことは困難です。		
140	性犯罪の被害者は女性だけではなく、男性被害者も増加している。そのため、男性の公認心理師を増やしていくなど、男性の性犯罪被害者に対応するための公認心理師の養成を行うべきではないか。	66	◎厚生労働省 文部科学省	公認心理師となるために必要な科目として司法・犯罪分野に関する複数の心理学科目を設け、性別を問わず犯罪被害者支援について学習することとしています。引き続き、資格取得を目指す方が犯罪被害者支援に関する知識を学習し、犯罪被害者支援に対応できる人材の養成に取り組んでいきます。		
141	性犯罪被害を繰り返さないためには、性暴力加害者の住所地の登録や治療の推進に取り組むことが必要であることから、検討してほしい。	102 157	警察庁 法務省 厚生労働省	【警察庁】 性暴力加害者の住所地の登録について、警察では、16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、都道府県警察において、その所在確認を実施しています。 【法務省】 各刑事施設においては、こどもに対する性犯罪等の一定の犯罪により受刑した者については、警察や一部の自治体からの依頼に基づき、出所者の情報を提供する協力を行っています。 出所者に関する情報は、犯罪の経歴等が含まれる個人情報であって、その取扱いについては、特に配慮を要するものですが、再犯防止の取組を行うために必要となる情報の提供は重要であると考えており、引き続き、必要な協力を努めてまいります。 刑事施設や保護観察所においては、性犯罪者に対して、認知行動療法的手法を取り入れた処遇プログラムを実施しています。また、医療機関等による治療等が必要な性犯罪者には、矯正施設収容中から医療機関等との調整を行っているほか、保護観察中も、必要に応じて医療機関等と連携した処遇を行っています。今後とも、プログラムの充実を図るとともに、医療機関等との連携を図ってまいります。 【厚生労働省】 性嗜好障害と性暴力加害との因果関係は明らかではありませんが、厚生労働省においては、性嗜好障害に関する実態把握を進めています。		
自動車事故による重度後遺障害者等への支援に関する要望・意見						

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
142	交通事故被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように以下の点について検討してほしい。①初期診断に当たっての全身検査の重要性を指導徹底すること、②外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症などの発症の可能性がある全ての場合にMRIなどの画像診断記録を義務づけるなど制度整備を図ること、③事故による流産もしくは帝王切開術に対する補償、およびその結果発生する後遺障害に対する補償についても給付水準を抜本的に改善すること、④経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度整備を進めること。	45	①②厚生労働省 ③④警察庁 国土交通省	①② 医療行為については、患者の治療を目的として高度な専門性に基づく医師の裁量の範囲内で実施されることが基本であり、一律の規制というものについては慎重であるべきと考えるため、要望に沿った対応は困難です。 ③ 自動車事故による流産もしくは帝王切開術及びその結果発生する後遺障害については、認定された治療費等を保険金として支払っているところです。 なお、故意の犯罪行為による交通事故に対し犯罪被害者等給付金が支給される場合もありますが、その支給額は自賠責保険金と調整されるところです。 ④ 【国土交通省】 自動車事故対策機構(ナスバ)において自動車事故により常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害者に対し、日常生活において抱える経済的負担を軽減させるため、障害の程度に応じて日々の介護経費を支援するとともに介護料受給者の家庭を訪問し、様々な支援情報を提供するとともに、介護に関する相談や日常における悩みを聞くなどにより、精神的支援を強化しています。 【警察庁】 交通事故を含む犯罪被害者等の精神的支援に対しては、関係機関による各種支援制度・サービスに途切れなくつなげるための体制の整備に努めてまいります。		
143	自動車事故による重度後遺障害を負った方をナスバが実施している支援につなげるために、交通事故被害者と関わる関係機関にナスバや療護施設の存在を周知してもらいたい。	45	国土交通省	自動車事故対策機構(ナスバ)において、交通事故被害者と関わる関係機関である警察、医療機関、日弁連、保険会社、地方自治体に対し、ナスバや療護施設に関する周知を実施しております。		
144	障害を抱えた交通事故被害者を年老いた親が介護しているような事例も多くあるところ、交通事故被害者に特化し、親を亡くし介護者が不在となった交通事故被害者を支援する仕組みを設けてほしい。	45	◎国土交通省 厚生労働省	国土交通省では、自動車事故被害者を受け入れるグループホームや訪問系介護サービスを行う事業所の新設等を支援することで、親を亡くし介護者が不在となった自動車事故被害者の生活の場の確保を支援しています。 また、厚生労働省においては、障害者が安心して希望する地域生活を送れるよう、引き続き支援の充実を図ってまいります。		◎
145	交通事故により重篤な行為障害を負った方に対する支援を充実させるべく、ナスバによる療護施設の整備を更に進めるほか、自宅介護になった場合の訪問介護に要する費用を補助するなど、ナスバの被害者援護業務の更なる充実強化を図ってほしい。	45	国土交通省	自動車事故対策機構(ナスバ)において、自動車事故により脳損傷を生じ、重度の後遺障害を負った方のうち、一定の要件に該当する方(遅延性意識障害者)に対し、社会復帰の可能性を追求しながら、適切な質の高い治療・看護を実施するため、全国4ヶ所に療護センターを運営しています。また、公平な治療機会の確保と効果的な治療の提供を更に進めるため、全国8ヶ所において療護センター機能の一般病院への委託を実施しています。また、自動車事故により常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害者に対し、日常生活において抱える経済的負担を軽減させるため、障害の程度に応じて日々の介護経費(訪問介護に要する費用も支給対象)を支援しています。		◎
146	ナスバによる重度後遺障害者等に対する支援を充実強化させるべく、①脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を被害者保護の観点から重大な後遺症として積極的に認定する制度改善を進めること、②これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること、③高次脳機能障害及び重度脊髄損傷の介護料支給対象を診断書による判断として拡大すること、④遅延性意識障害者を介護する療護センターの充実をはかること、⑤高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実、及び後遺障害者が受傷から社会復帰まで一つの施設で一貫した支援が受けられる体制を整備すること、について検討してほしい。	45	①③④⑤国土交通省 ②国土交通省 厚生労働省	① 国土交通省では、これまでも、脳外傷による高次脳機能障害については、画像所見が認められない症例であっても、「MTBI(軽度外傷性脳損傷)」に該当する受傷時に意識障害が軽度であるものにあっても高次脳機能障害を残す可能性について考慮する必要がある」ことについて、また、脳脊髄液減少症については、「脳脊髄液漏出症診察指針」を活用するよう、損害保険会社等関係機関に対し周知を図っております。 引き続き被害者保護の観点から必要な取り組みを進めてまいります。 ② 自賠責保険・共済では、自動車事故による後遺障害による損害として、将来得られたであろう収入を逸失利益として認定しているところ。 また、後遺障害者を含め障害者に対しては、自立支援給付等により支援を実施しております。 引き続き、後遺障害者への自賠責保険金・共済金の適正な支払に努めてまいります。 ③ 自動車事故対策機構(ナスバ)において、自動車事故により脳、脊髄又は胸部腹部臓器を損傷し、自賠法施行令別表第一に掲げる後遺障害等級第一級又は第二級に認定された常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給しています。自賠法施行令別表第一の第一級又は第二級に認定されていない場合(自賠責保険で無責事故と判断される自損事故や100%過失による事故により後遺障害を負った場合等)においても、医師の診断書等により同程度であると認められる場合には、介護料を支給しています。 ④⑤ ナスバにおいて、自動車事故により脳損傷を生じ、重度の後遺障害を負った方のうち、一定の要件に該当する方(遅延性意識障害者)に対し、社会復帰の可能性を追求しながら、適切な質の高い治療・看護を実施するため、全国4ヶ所に療護センターを運営しています。また、公平な治療機会の確保と効果的な治療の提供を更に進めるため、全国8ヶ所において療護センター機能の一般病院への委託を実施しています。また、事故直後の早期に療護センター等に受け入れることによって大きな治療効果が見られることから、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う一貫症例研究型委託病床を設置しています。		

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
147	交通事故被害者が抱える高次脳機能障害については、障害が第三者から見えづらく、人によって抱える問題が異なることから、社会生活を営むに当たって当事者の苦労がある。こうした生きづらさを解消するべく、高次脳機能障害について周知し、障害者支援を更に充実したものとしてほしい。	45 46	◎厚生労働省 国土交通省	厚生労働省では、「高次脳機能障害支援普及事業」において、引き続き、患者・家族からの相談への対応や高次脳機能障害者への支援の普及啓発等を行ってまいります。 国土交通省では、医療機関、医学関連学会等に対し、高次脳機能障害について、自賠責保険における後遺障害の認定までの流れ、必要な資料、診断書・後遺障害診断書作成にあたっての注意点を説明したリーフレットを配布しております。また、「社会復帰促進事業」において、自動車事故による高次脳機能障害者の社会復帰を促進する自立訓練事業所の取組を支援しています。		
148	交通事故後遺障害者とその家族に対する成年後見制度利用に関する相談窓口を設置するなどの適切な対応をしてほしい。	202	◎厚生労働省 法務省	厚生労働省では、第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)に基づき、本人や関係者等からの相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う中核機関の整備を含む権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組んでいるところです。 法務省では、全国の法務局において、成年後見制度に係るものを含めた人権問題について相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。		
法曹、医療・福祉・心理等の専門職の養成に関する要望・意見						
149	犯罪被害者等と接する法曹関係者は、二次的被害等を与えることを防ぐなどのため、被害者心理についても知識をもって接することが望まれることから、法科大学院において、犯罪被害者等の心理状態についての教育を行ってほしい。	68	文部科学省	大学院における教育課程は、法令に基づき、自ら掲げる教育理念や教育上の目的に基づき編成することとされており、特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難であると考えますが、文部科学省としては犯罪被害者等に対する理解の向上等、各法科大学院が真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、引き続き取組を促してまいります。	◎	
150	現行計画の施策番号64から67の「(21)「犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等」」の項目について、 ①施策番号64に、各都道府県の「公認心理師協会」の名称を追加してほしい。 ②施策番号64から66までについて、「実施の促進」にとどまらず、「実施する」などの表現に改めてほしい。	64 65 66	警察庁 文部科学省 厚生労働省	① 警察庁においては、公益社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会を通じ、各都道府県の公認心理師協会を含む関係団体に対し、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成等に関する働き掛けを行っております。 公益社団法人日本公認心理師協会の支部は全都道府県に配置されておらず、明配は困難ですが、施策番号66において公益社団法人日本公認心理師協会が明配されているため、各都道府県の支部においても当然に対象となっているものと考えています。 ② 警察庁においては、犯罪被害者等支援に関わりの深い職能団体において行われる研修等への講師の派遣を行っているほか、研修等に利用できる啓発ツールの活用や警察庁が主催する犯罪被害者等支援に関する講演会への参加を呼び掛けるなどし、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成に協力しており、これら団体においても犯罪被害者等支援のための各種研修が実施されております。 政府決定文書において民間団体の取組を「実施する」と記載することは適切ではないものの、各協会における取組を促すため、引き続き働き掛けを行ってまいります。		
151	施策番号64から66までにおいて、各種職能団体に働きかけて犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成のため研修の実施を促進することとされているところ、各職能団体が行う研修に対して財政的な補助を検討してほしい。	64 65 66	◎警察庁 厚生労働省 文部科学省	政府においては、「こころの健康づくり対策事業」において、職能団体が行う被害者支援の内容を含む研修に対して財政支援を行っているほか、犯罪被害者等支援に関わりの深い団体において行われる研修等への講師の派遣を行うとともに、研修等に利用できる啓発ツールの活用や政府が主催する犯罪被害者等支援に関する講演会への参加を呼び掛けるなどし、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成に協力しております。 同団体における研修等が引き続き行われるよう、今後も必要な協力や働き掛けを行ってまいります。		
152	臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、公認心理師といった各専門職の養成に当たっては、その養成課程において被害者支援について学ぶことが重要であることから、司法領域の専門知識として被害者支援に関する科目の比重を増やしたり、試験の出題範囲を見直すなどにより、教育を充実させてほしい。特に、司法領域の専門知識に関しては、加害者支援に偏重した取扱いがなされており、これと同程度に被害者支援についても盛り込まれるべきである。	41 64 65 66	◎厚生労働省 文部科学省	社会福祉士養成課程については、令和3年度より教育内容の見直しを行っており、犯罪被害者支援について教育に含むべき事項として明示的に示しているところです。また、令和6年度に行われる第37回社会福祉士国家試験より、新カリキュラムに対応した出題基準が適用されることであり、引き続き、資格取得を目指す方が犯罪被害者支援に関する基本的な知識を学習し、犯罪被害者支援に対応できるような人材の養成に取り組んでまいります。 精神保健福祉士養成課程については、令和3年度より教育内容の見直しを行っており、犯罪被害者支援について教育に含むべき事項として明示的に示しています。また、令和6年度に行われる第27回精神保健福祉士国家試験より、新カリキュラムに対応した出題基準が適用されることであり、引き続き、資格取得を目指す方が犯罪被害者支援に関する基本的な知識を学習し、犯罪被害者支援に対応できるような人材の養成に取り組んでまいります。公認心理師については、公認心理師となるために必要な科目として司法・犯罪分野に関する複数の心理学科目を設け、犯罪被害者支援について学習することとしており、また、公認心理師国家試験の出題基準において犯罪被害者支援が含まれております。 その他の職種についても、カリキュラムや出題基準は、適時改正してまいります。	◎	
153	法曹教育は、加害者寄りの知見に偏り過ぎているのではないかと。司法試験の科目、司法修習中の研修等、法曹教育の中で犯罪被害者支援について学ばせる機会をより設けてほしい。		法務省	法科大学院については、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めていると承知しています。 司法試験科目については、法曹に必要な法的知識及び推論能力等の判定を目的として、司法試験法において一定の法律分野を定めており、犯罪被害者支援を科目とすることは困難です。 検察官については、各犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うことができるようにするため、引き続き、検察官等に対する研修において、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を行ってまいります。 司法修習及び裁判官に対する研修については、裁判所の所管であり、裁判所は行政機関ではないため、政府が定める基本計画に盛り込むことは困難であるとともに、弁護士への研修については、弁護士自治との関係から日弁連や各弁護士会、個別の弁護士に対して行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。	◎	

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
154	犯罪被害者支援に精通した弁護士数は少なく、地域的な偏在があると思われることから、弁護士会等による研修等を充実させるべきである。また、司法修習等の中でも被害者支援について学ばせる機会を設けるべきである。これらについては、定量的な評価も行うべきである。	117	法務省	弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会、個別の弁護士の活動や取組に関しては、行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。 司法修習については、裁判所の所管であり、裁判所は行政機関ではないため、裁判所所管事項について政府が定める基本計画に盛り込むことは困難です。	◎	
被害者の安全の確保に関する要望・意見						
155	犯罪被害者等が加害者に民事訴訟を提起した場合、犯罪被害者等の職場や所得の状況など、個人情報が加害者側に伝わってしまうことから、これらの情報が加害者に伝わることをないよう、制度を見直してほしい。	83	法務省	犯罪被害者等が原告となり、加害者を被告として損害賠償請求訴訟を提起した場合に、犯罪被害者等の住所、居所その他その通常所在する場所(住所等)が加害者に知られることによって犯罪被害者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときには、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができるものとされています。このような秘匿制度によって、民事訴訟手続の中で加害者に犯罪被害者等の職場に関する情報を伝わらないようにすることが可能です。 他方で、犯罪被害者等の所得の状況については、例えば、損害(休業損害や逸失利益等)が争点となっている事案において、原告である犯罪被害者等が自らの所得金額を主張立証しなければならない場合もあり、そのような場合には、所得の状況は上記の秘匿制度の対象とはなりません。被告である加害者がその金額を知ることができない制度に見直すことは、被告に対して反論の機会を与えることができないため、手続保障の観点から、これに対応することは困難です。		
156	共同親権制度の導入によって、DV加害者(別居親)がDV被害者(同居親)の情報を取得しようとするなど、DV被害者の安全が脅かされる懸念があることから、引き続き、DV被害者の安全を確保するための措置を講じてほしい。	86 87 88	内閣府 総務省 法務省 厚生労働省 国土交通省	【内閣府】 一般の民法等改正について、それによりDV被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないように、関係府省が協力して、改正法の正確な趣旨や内容について適切な周知を図ることとしています。 【総務省】 現行の民法における婚姻中の共同親権の場合においても、申出者の相手方への住民票の写しの交付制限等の措置は行われているものであり、今回の民法改正により、離婚後に父母双方が親権者と定められた場合でも、DV等支援措置の必要性が認められる場合には、これを実施するという基本的な考え方に変更はないものと考えております。 また、選挙人名簿の抄本の閲覧について、引き続きDV被害者等に係る情報の保護が徹底されるよう、手続の周知に努めます。 【法務省】 不動産登記事務については、令和3年4月に成立した民法等の一部を改正する法律により、令和6年4月から、登記記録に登録されている自然人の住所が明らかにされることにより、人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合において、その者からの申出があったときは、登記事項証明書等にその住所に代わる事項が記載されることとなりました。この制度について、ホームページ等で周知を行っています。 供託事務については、「DV被害者から供託物払込請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」(平成25年9月20日付け法務省民事局商事課長通知)に基づく手続につき、引き続き実施いたします。 また、離婚後共同親権の導入に関する民法等改正法(令和6年法律第33号)については、その趣旨・内容が正しく理解されるよう、関係府省庁と連携して、適切かつ十分な周知を行っています。 【国交省】 被害者の住所等が加害者に容易に知られないようにするため、登録事項等証明書、検査記録事項等証明書の交付請求において本人確認を慎重に行っているところ、引き続き、DV被害者の安全が確保される措置を講じてまいりたいと考えております。		
157	被害者が報道に関わりたい、コメントを出したいという場合もあることから、警察が被害者に報道対応について説明する場合には、メリット・デメリットを説明し、当事者の決定を促すようにしてほしい。	89 274	警察庁	被害者又は御遺族が取材に応じるに当たっては、引き続き、被害者又は御遺族の御意見、御意向を尊重しつつ、必要に応じた説明を行ってまいります。		
158	警察から報道機関への報道発表の内容について、被害者の同意を得て公表したり、報道発表の基準を設けたり、報道発表内容を被害者に伝達するなど、被害者保護のために報道発表の在り方を見直してほしい。また、報道機関に対し、被害者の周辺(近所・友人等)に対する取材を自粛するように警察から要請してほしい。	89 274	警察庁	警察においては、発表した内容が報道される可能性を踏まえつつ、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しております。警察としては、引き続き、被害者御本人や御遺族等の意向も十分に尊重して発表の適否やその内容を個別に判断していきたいと考えております。		
159	報道機関が被害者の個人情報を報道する場合に、被害者の同意がなければ報道することができないように被害者保護のための法規制を設けてほしい。	89 274	警察庁	報道機関に対する規制については、一般に、憲法で保障された表現の自由や報道の自由との関係で慎重な検討が必要であると考えています。 他方、犯罪被害者やその御家族のプライバシーが適切に保護されることは重要であると認識しています。捜査機関からの発表については、犯罪被害者等の関係者のプライバシー等の権利・利益のほか、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織的に判断、決定しておりますところ、引き続き、個別の事案ごとに、犯罪被害者やその御家族の意向も十分に尊重してタイミングを含む発表の適否やその内容を判断してまいります。		

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
160	DV・ストーカー被害のエスカレートから被害者を保護するために、加害者に何らかの規制を加えてほしい。	105 192	内閣府 警察庁 法務省	【内閣府】 配偶者等からの暴力については、令和5年の配偶者暴力防止法の改正により、同法に基づく保護命令制度を拡充したところであり、その円滑な運用等により、被害の防止及び被害者の保護の強化に努めています。 【警察庁】 警察では、ストーカー規制法等に基づき、加害者の検挙措置や禁止命令等の行政措置の実施等の対応を推進しております。 【法務省】 検察庁においては、引き続き、ストーカー事案について、警察と連携の上、所要の捜査を遂げ、事案に応じた厳正な処分を行うことに努めるとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、犯罪被害者等の安全確保についても適切な対応に努めてまいります。 保護観察所においては、ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、警察との緊密かつ継続的な連携によって、特異動向等を双方で迅速に把握するすこととしており、これにより得られた情報を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を実施しています。また、保護観察対象者に対し、必要に応じ特別遵守事項において、被害者等への接触禁止等を定め、再加害を防止するための指導を徹底しています。また、遵守事項に違反した事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、当該保護観察対象者に対して適切な措置を実施しています。		◎
161	ストーカー行為等の規制等に関する法律におけるストーカー行為等をした者に対する罰則の法定刑を引上げてほしい。	105 192	警察庁	ストーカーの法定刑については、議員立法による平成28年のストーカー規制法改正において、ストーカー行為が国民生活に重大な影響を及ぼしており、厳重に対処すべきとの国民の意識も高まっている状況も鑑みて、現行の罰則にまで引き上げられた経緯があるものと承知しており、同法の罰則の強化については、慎重に検討すべきものと認識しております。		
162	犯罪被害者が氏名を覚えられたり、特定されたりすることで報復を受けるなどのおそれがあるが、氏名の変更の申立てが容易に認められない状況にある。被害者が安心して生活できるようにするため、氏名変更を柔軟に認めるよう、制度や運用を改めてほしい。	105	法務省	氏名は個人の同一性を特定するための呼称として重要な機能を果たすものであり、これをみだりに変更すると社会生活に混乱が生ずるため、現行の戸籍法上の要件が過剰であるとは考えていません。 なお、氏名変更については、家庭裁判所の許可が必要であるところ、裁判所は行政機関ではないため、裁判所の運用に関わる事項について政府が定める基本計画に盛り込むことは困難です。		
163	「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」により、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去が可能となったが、起訴・不起訴にかかわらず、確実に削除の措置を講じてほしい。		法務省	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第4章に基づき、被害者の保護を図るため、検察官が、行政手続として、押収物が、性的姿態等撮影罪に当たる行為により生じた物等であって電磁的記録を記録したものであるときは、その記録状況等に応じて、当該押収物に記録されている電磁的記録を消去し、又は当該押収物を廃棄する等の措置を講ずることができるものとし、電磁的記録を記録したものでないときは、当該押収物を廃棄する措置等を講ずることができることとしています。 検察官が不起訴にした事件について保管していた押収物も、この手続の対象となり得ます。 検察庁においては、当該措置に関する立法が行われた趣旨を踏まえ、その適切な運用に努めてまいります。		
164	仮釈放における意見等聴取制度において、仮釈放の理由を明確に被害者等に伝えらるとともに、保護観察中に被害者等の近くに帰宅させない等の配慮をしてほしい。	161	法務省	令和5年12月に施行された改正更生保護法においては、矯正施設収容中の生活環境の調整、仮釈放等審理、保護観察等の同法によりとる措置は、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分考慮して行うこととされ、また、意見等聴取制度において被害者等から聴取する意見として、仮釈放に関する意見のほか、生活環境の調整や仮釈放となった場合の保護観察に関するものも聴取することが明記されました。 これらの規定も踏まえ、加害者に対する矯正施設収容中の生活環境の調整や、保護観察を行うに当たっては、被害者等の御意向も考慮しつつ、加害者の希望する帰住予定地等が被害者等の居住地に近接していないかどうか、生活圏が重なっていないかどうかなどに留意するよう努めており、引き続き、これらの徹底を図っていくこととしています。 なお、仮釈放審理の結果は被害者等通知制度により通知することとしています。仮釈放等の審理においては、受刑者やその関係者等の機微な個人情報等を多角的に検討の上、仮釈放の基準を満たすかどうかを総合的に判断していることを踏まえると、仮釈放の許可の判断に関する具体的な理由を被害者等に対し個別に通知することは困難です。		◎
165	元配偶者による実子の連れ去りについて、①一律に家庭内の問題として刑事事件にならないとするのではなく、事案に応じて誘拐罪を適用してほしい。②警察における相談対応においても、一律に夫婦間の問題として門前払いすることがないようにしてほしい。		①法務省 ②警察庁	① 検察庁においては、事案の内容等の事情を踏まえ、法と証拠に基づき、公訴を提起するか否かを判断しており、御指摘のように家庭内の問題や夫婦間の問題であることを理由に一律に刑事事件として取り上げない運用は行っておりません。引き続き、検察庁においては、個々の事案に応じ、法と証拠に基づき、刑事事件として取り上げるべきものがあれば適切に対処いたします。 ② 警察庁では、ご指摘のような事案について相談等がなされた場合には、重大な被害に発展するおそれもあることから、関係する方々からしっかりと話を聞くなどした上で、個別具体的な事実関係に即して適切な対応を行うよう都道府県警察へ指示しています。引き続き、適切な対応が図られるよう努めてまいります。		
166	DV被害者等が子どもを連れて避難・別居した事案に関しては、警察庁は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」（令和6年3月1日付け警察庁内人少発第13号）に基づき対応するよう都道府県警察を指導するとともに、積極的な広報等を行ってほしい。	78 105 180	警察庁	警察庁では、個別具体的な事実関係を確認し、配偶者からの暴力事案が背景にあると疑われる事案については、左記の通達に基づき対応するよう都道府県警察へ指示しております。 引き続き、適切な対応が図られるよう努めてまいります。		

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
167	裁判官による犯罪被害者遺族に対する非行は決して許されないことであり、今後裁判官はこの種の行為を決して行わない旨の声明文を最高裁判所から出してほしい。		法務省	裁判所は行政機関ではないため、裁判所の運用に関わる事項について政府が定める基本計画に盛り込むことは困難です。		
児童虐待に関する要望・意見						
168	各種施設内で発生した虐待事案を潜在化させないよう、通報者保護のための仕組みを設けることや行政の調査権を強化することを検討してほしい。また、施設内で虐待を受けた者が別の施設への入居を希望する場合、地方公共団体が入居に関する便宜を図ることとしてほしい。	92	こども家庭庁 厚生労働省	【こども家庭庁】 以下のとおり、要望内容について、既に児童福祉法に規定しております。 通報者保護の仕組みについては、児童福祉法第33条の12第5項において、施設職員等は通告を理由とした不利益な取扱いを受けないように規定しており、被措置児童等虐待の調査については、同条の14第1項において、都道府県等は通告等を受けた場合、事実について確認するための措置を講ずるものと規定しております。 また、虐待を受けた被措置児童等の措置変更等については、同条の14第2項において、必要に応じて適切な措置を講ずるものと規定しております。 【厚生労働省】 障害者虐待対応において、通報等を受理した市町村障害者虐待防止センターの職員は、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないことや、従業者等が通報をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと、また、障害者の安全確保を最優先するために入院や措置入所などの緊急保護を必要とする場合もあることについて、市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(※)に記載し、ホームページにて周知を図っております。 ※厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(https://www.mhlw.go.jp/content/001282169.pdf)」 高齢者虐待対応において、地方公共団体が、通報者を特定させる情報を漏らさないよう調査を行うこと、従業者等が通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないようにすることや、高齢者の安全・安心な生活が確保できない場合は高齢者を保護する等の対応について、高齢者虐待対応国マニュアル*に記載し、ホームページ等にて周知を図っております。 *厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和5年3月改訂) (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html)		
169	「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」で行われている児童の死亡事例等の検証について、検証結果の報告にある提言を踏まえた具体的な対策がとられるようにするべきであることから、基本計画の書き振りを「死亡事例等の検証を実施する」にとどめず、「検証の結果を踏まえて必要な対策を講じる」など対策の具体的実行に向けた記載に改めてほしい。	99	こども家庭庁	現状においても検証における提言を踏まえて施策につなげているところではありますが、ご要望踏まえ検討してまいります。		◎
再犯防止に関する要望・意見						
170	再犯の防止は被害者支援にも資すると考えられるが、加害者の反省・更生を促すために、被害者の置かれた状況や自身の行為の罪深さを自覚させるための矯正教育に取り組んでほしい。また、加害少年、その家族に対する教育等や加害者相談窓口の設置など、再犯防止の取組を進めてほしい。	101 102 104	法務省	刑事施設及び少年院において実施している「被害者の視点を取り入れた教育」においては、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況について理解し、罪の重さを認識するよう指導しています。引き続き、同指導の充実に努めてまいります。 また、少年院においては、少年院出院者等の相談に対応しているほか、少年鑑別所(法務少年支援センター)においては、地域の関係機関等の依頼に応じ、例えば、矯正施設出所(院)者の相談や、問題行動のある児童・生徒等の支援に取り組んでいます。引き続き、それらの施策の充実に努めてまいります。 保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施しています。 また、保護観察対象者の保護者に対しても、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っています。 なお、地方公共団体における再犯防止の取組も促進してまいります。		◎
171	保護観察中の少年による再犯を防止するためには、保護観察官と保護司がより明確な方針を立てて、協働して加害少年に対応することが必要である。	104	法務省	保護観察所においては、個々の保護観察対象者ごとに保護観察の実施計画を作成し、これに基づき、保護観察官と保護司が緊密に連携して、保護観察対象者に対する処遇を行っています。		
精神保健福祉センターに関する要望・意見						
172	精神保健福祉センターが犯罪被害者支援においてより機能を果たすようにするべきであり、補助金の助成や研修の充実など、より具体的な取組を行ってほしい。	42	厚生労働省	精神保健福祉センターについては、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために都道府県等が設置している機関であり、本要望にあるようなセンターの体制に係る回答はいたしかねますが、犯罪被害者等支援の充実が図られるよう、警察庁と連携し、必要に応じて都道府県等に対して必要な周知を検討してまいります。	◎	
その他の本重点課題に係る要望・意見						
173	交通事故により障害を負った方に対する成年後見制度の運用に当たっては、本人の意思や障害特性を踏まえた対応や本人のための財産管理が適切に行われる必要がある。判断能力が回復することもあるなどの高次脳機能障害の特性を踏まえた対応や、本人や家族の意向を踏まえた対応をとってほしい。	46	法務省 厚生労働省	本要望は、家庭裁判所における後見等開始及び取消しの審判、成年後見人等選任の審判等についての適正な運用等を求めるものであり、それらの裁判事項については、個別の事案に即して適切に対応されているものと承知していますが、厚生労働省では、第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)に基づき、中核機関の整備等の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや、親族後見人を含む担い手の確保・育成等の成年後見制度の利用促進に取り組んでいるところです。		

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
174	専門職後見人の職務・報酬の適正化を図ることが必要であり、本人の為の後見業務を行わない専門職後見人が速やかに解任、交代されことや高額な報酬が見直されることを望む。		法務省	成年後見人等は、家庭裁判所の監督を受けることとされており(民法第863条)、成年後見人等に不正な行為等があるときは、家庭裁判所は、請求又は職権により、成年後見人等を解任することができます(民法第846条)。また、家庭裁判所は、成年後見人等及び成年被後見人等の資力その他の事情によって、成年被後見人等の財産の中から相当な報酬を成年後見人等に与えることができます(民法第862条)。そして、成年後見人等の後見事務の監督や報酬の算定については、個別の事案に即して、家庭裁判所において適切に行われているものと承知しています。 なお、第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月閣議決定)では、「家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進等」や「適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」が運用改善等の施策として取り上げられており、成年後見制度利用促進専門家会議やWGにおいて議論が行われています。		
175	もともと障害をもって生まれた方が受けられる福祉サービスと中途障害を負った方が受けられる福祉サービスに違いがあるので、解消してほしい。		厚生労働省	障害福祉サービスにおいては、犯罪被害による中途障害者とそれ以外の障害者との取扱いに違いはありません。引き続き、障害福祉サービスにより必要な支援を行ってまいります。		
176	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや被害者支援センターにおいて、障がいの有無に関わらず、アクセスできる環境の確保をしてほしい。 メールやSNSでの相談を実施しているセンターや、障がい当事者を相談員として採用しているセンターの事例の共有、センターのスタッフに対する研修を実施してほしい。	59	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府では、障害者を含む多様な性犯罪・性暴力の被害者が安心してワンストップ支援センターに相談できるよう、都道府県等に対する交付金の交付や支援事例集の作成・配布等により、相談しやすい環境の整備を支援しています。 【警察庁】 警察においては、早期援助団体に対して必要な指導助言を行うことにより、犯罪被害者等の相談環境の整備に努めているほか、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っており、同研修において、障害者の特性を踏まえ、障害を有する被害者への対応が適切に行われるよう研修を行っております。		㊦

第3 刑事手続への関与拡充への取組						
要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文検討
犯罪捜査、捜査上の配慮等に関する要望・意見						
177	①性暴力被害者からの被害届の受理について、基準を設け、確実に受理することとしてほしい。 ②また、対応に苦情があるときは、独立した機関に苦情を申立てることができるようにしてほしい。	125	警察庁	① 警察においては、性犯罪の被害者に被害の届出意思がある場合は、届出の時点における申告の内容が、明らかに犯罪の構成要件に該当しないと判断できる場合、又は明白な虚偽若しくは著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理することとしており、引き続き適切に対応してまいります。 ② 警察法には、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県警察を第三者の立場から管理している都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、原則として処理の結果を文書により申出者に通知する制度が設けられています。 警察としては、こうした制度を適切に運用することにより、警察組織の業務改善に生かしていきたいと考えております。		◎
178	SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害の届出に対して、十分に対応してもらえなかったと感じる被害者がいる。被害者の精神的な痛手に配慮して被害者が安心できるような対応を行ってほしい。	125	警察庁	警察として、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害の届出や相談を認知した場合には、被害者の立場に立って、被害届提出意思の有無にかかわらず、被害の詳細について丁寧に聴取するとともに、被害金の振込先口座に関して、金融機関に対する凍結検討依頼を実施するなどの対応に努めているところ、いただいた御要望を真摯に受け止め、各都道府県警察に対し、SNS型投資・ロマンス詐欺に係る被害の届出や相談を受けたときは、被害者の立場に立った適切な対応を行うよう、引き続き指導してまいります。		◎
179	SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害に関する被害者の家族からの相談に対し、「被害者自身が詐欺と認めない限り対応できない」と応対するのではなく、家族の大切な財産を渡さないために被害者の送金行為を阻止するための措置を講ずるべきである。	125	◎警察庁 金融庁	警察として、御指摘のような事案を認知した場合には、被害に遭われている可能性のある方に対し、詐欺被害の疑いがある旨を説明・説得するとともに、被害に遭われている可能性のある方が説得に応じない場合であっても、客観的な資料から詐欺被害の疑いがあると認められる場合には、被害金の振込先口座に関して金融機関に対する凍結検討依頼を実施するなど、金融機関と連携して被害者の送金行為を阻止するための措置に努めているところ、いただいた御要望を真摯に受け止め、各都道府県警察に対し、SNS型投資・ロマンス詐欺に係る被害が疑われるような場合には、これらの対応を迅速かつ確実に行い、被害防止、被害の回復及び被害の拡大防止を図るよう、引き続き、指導してまいります。		◎
180	増加しているSNSやネットによる誹謗中傷について、ログの期限切れを避けるためにも、まずは被害の届出を受けることから始めてほしい。	125 126	警察庁	警察においては、被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理することとしており、インターネット上の誹謗中傷に関する相談や被害の届出については、被害者の心情に寄り添い、適切に対応しています。		
181	SNSやネットによる誹謗中傷について、当事者からの相談、被害届などを端緒としつつ、非親告罪である信用毀損罪・偽計業務妨害罪等で積極的に捜査を行うべきである。親告罪である名誉毀損罪・侮辱罪についても、書面での告訴受理にこだわらず、口頭・調書での告訴受理を積極的に行うなど被害者の負担軽減を図るべきであり、また、捜査機関から積極的に被害者に告訴することを働きかけるべきである。	125 126	警察庁 法務省	警察においては、インターネット上の誹謗中傷に関する相談や被害の届出については、被害者の心情に寄り添い、適切に対応しています。また、書面が否かにかかわらず、告訴がなされた場合には、要件が整っていれば、これを受理し、被害者の立場に立って誠実に対応することとしています。 その上で、刑罰法令に触れる行為が認められるのであれば、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき、適切に対処することとしています。 捜査機関においては、引き続き、告訴を含む被害者からの被害申告に関し、適切な対応に努めるとともに、個別の事案に応じ、適切に法令を適用するなど、法と証拠に基づき、対処するよう努めてまいります。		
182	告訴・告発については、被害者が必死の思いで提出していることも踏まえ、丁寧に対応してほしい。受理できない場合には、理由を丁寧に説明し、形式的不備がある場合には、それを理由に不受理とせず修正点を指摘して再提出を促してほしい。	126	警察庁 法務省	警察においては、告訴等をする者があった場合は、直ちにその内容を聴取し、告訴権の有無、告訴期間、犯罪構成要件の充足の有無、処罰意思等の要件を確認するなどした上、可能な限り迅速に受理・不受理の判断を行い、要件の整っている告訴等は速やかに受理することとしており、引き続き、適切に対応するよう指導してまいります。 捜査機関においては、引き続き、告訴を含む被害者からの被害申告に関し、適切な対応に努めてまいります。		◎
183	性犯罪に関し、被害直後の証拠保全が重要であることから、証拠採取・証拠保全の方法について、全国で統一したマニュアルを作成してほしい。	127	警察庁	医療機関を受診した性犯罪被害者が警察への届出を躊躇している場合に、後日、届出の意思を有した場合に備えて、証拠資料を採取・保全するため、各都道府県警察においては、医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備推進を行っています。整備に当たっては、証拠採取要領や採取した検体の保管方法等について、整備先の医療機関等との間で協議を実施するとともに、当該キットの使用方法等について関係者に必要な情報を教示しているところ、今後も連携を推進し、証拠採取・証拠保全が適切になされるよう取り組んでまいります。		
184	被害者に対して手渡すパンフレットに、捜査関係者に対しての要望や意見に関する受付窓口・連絡先を記載し、寄せられた意見等から支援の充実に役立ててほしい。	139	警察庁 法務省	【警察庁】 捜査関係者に対しての要望や意見に関しては、随時、事件事故の捜査を担当の警察署に申し出いただくことが可能であるほか、各都道府県警察のホームページにおいて要望等を受け付ける窓口をご案内しています。 【法務省】 犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」において、各検察庁の被害者ホットラインとしての連絡先を記載しているほか、関係機関・団体等の相談窓口を記載しています。 各検察庁に寄せられた御意見等については、これまでも被害者支援の充実に役立たせていただいていたところであり、引き続き、そのような御意見を踏まえて、犯罪被害者等の方々の心情に配慮した支援の充実に努めていきます。		

185	司法解剖について、解剖は遺族にとって辛い死因究明方法であることから、薬毒物検査やCT、MRI等のAi(死亡時画像診断)等の画像診断検査を専門家が行って死因診断をした上で、それでもなお必要がある場合に限り、最終段階として解剖の必要性を検討する仕組みとしてほしい。また、こうした仕組みを実効的に機能させるため、死因究明について一元的に対応する専門家からなる機関を設置してほしい。また、解剖を行う際には遺族の心情に十分配慮し、説明や相談を早期に行う体制を作してほしい。	142	◎法務省 警察庁 海上保安庁 厚生労働省	捜査機関においては、検視に加え、医師等の協力を得ながら、個々の事案における必要性に応じて、積極的に薬毒物検査や死亡時画像診断等を実施し、その結果等を総合的に考慮した上で、必要な解剖を実施することとしています。 また、捜査機関においては、遺族に対し、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえつつ、個々の事案における必要性に応じて、検視及び解剖に関する情報提供を適時・適切に行っています。 捜査機関においては、専門的知見も活用しつつ、引き続き、適切に死因究明等に関する業務を実施してまいります。		
186	司法解剖が行われる際、遺族に対する説明を早期に行う、遺体を取り扱う医療機関・大学病院においてガイドラインの作成や二次的被害を防止するための研修を行ったり、司法解剖後の遺体の取扱いについてできるだけ目立たないような縫合措置を講じたりするなど、遺族の心情に配慮した取組がなされるような施策を講じてほしい。		警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	【警察庁】 警察では、遺族に対して解剖の必要性や死因等についての説明を行う場合等、遺族に接するに当たって、軽率な言動を厳に慎み、その心情に十分配慮して対応しています。遺族に対して解剖の必要性、手続や内容、死因等についての説明に当たっては、遺族の理解が得られるよう丁寧な説明に心掛けるとともに、犯罪捜査の手続が行われる場合であっても、刑事訴訟法第47条の趣旨も踏まえつつ、犯罪捜査又は公判に支障を及ぼさない範囲内において、必要な説明を行っています。 【法務省】 各犯罪被害者等の心情等に配慮したきめ細やかな支援を行うことができるようにするため、引き続き、検察官等に対する研修において、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を行ってまいります。 また、検察庁においては、引き続き、個々の事案における必要性に応じて、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえつつ、遺族に対し、検視及び司法解剖に関する情報提供を適時・適切に行ってまいります。 【文部科学省】 遺体の取扱いにあたっては、死者及びその遺族等への礼意を失わないよう、会葬・研修等を通じて、関係機関等に周知を図ることとしています。 【厚生労働省】 遺体の取扱いにあたっては、死者及びその遺族等への礼意を失わないよう、会葬・研修等を通じて、関係機関等に周知を図ることとしています。 【海上保安庁】 海上保安庁においては、司法解剖の必要性が生じた場合、御遺族に対する説明を早期に行っております。		◎
187	証拠品還付に際して、受領したくない被害者がいる場合には、被害者支援センターの相談員が代理で還付を受けて処分することができるなどの配慮をお願いしたい。	143 144	◎法務省 警察庁	被害者等の方が証拠品の還付を希望しない場合は、検察・警察において所有権放棄書を徴するなど被害者の心情等にも配慮しつつ適切に対応(処分)しているものと承知しています。 また、個別の事案によりますが、被害者支援センターの相談員に相談の上、被害者等が委任すれば、被害者支援センターの相談員に還付することは可能です。		
188	交通死傷事故に関して、最新の裁判例等を把握し、検察官は現場の状況を自分の目で確認した上で事故の状況や起訴罪名等の判断を行ってほしい。	146 148	法務省	検察においては、個々の事案に応じて、直接現場に赴くことも含めた必要な捜査を遂げるとともに、最新の裁判例等必要な情報を収集した上で、法と証拠に基づき、適切に処理を行っており、引き続き、適切な処理に努めてまいります。		
189	危険運転致死傷罪の適用について、安易に見送ることなく、総合的な状況を勘案して適切に判断してほしい。	147 148	◎法務省 警察庁	警察及び検察においては、引き続き、真相解明のための十分な捜査を行い、個々の事案に応じて、法と証拠に基づき、適切な処理に努めてまいります。		
190	交通死亡事故に関しては、被害者参加の検討、弁護士を選任等、被害者等にとって必要な情報収集や検討ができるだけの時間を確保した上で、十分に捜査を行い、起訴を行ってほしい。例えば、四十九日法要も済まないうちに過失運転致死傷罪で起訴しないでほしい。	131 132 147	警察庁 法務省	【警察庁】 警察では、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行っています。 【法務省】 検察庁においては、事案に応じ、犯罪被害者等の意見を十分に聴いた上で処分を決しておりますが、処分の時期については被疑者の身分拘束期間に法定された制約などもあることから、犯罪被害者等の意向に沿わない時期に処分がなされることは御理解いただきたく存じます。また、公判期日の指定については裁判所が行うものでありますが、検察庁としては犯罪被害者等の意向が反映されるよう、引き続き、裁判所に意見を述べるなど適切な対応に努めてまいります。		
191	交通事故捜査について、加害者の公正な処罰が行われることが被害者等の回復にも資することから、加害者に有利な供述を鵜呑みにすることなく、真相究明を行ってほしい。	147	警察庁 法務省	【警察庁】 警察では、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行っています。 【法務省】 検察庁においては、引き続き、真相解明のための十分な捜査を行い、個々の事案に応じて、法と証拠に基づき、適切な処理に努めてまいります。		
192	実況見分調書等の交通事故捜査で作成した書類は民事裁判でも重要な書証となり得るため、散乱物の位置、タイヤ痕等の計測記録、写真撮影等の証拠保全を行い、正確な記録を残すよう指導してほしい。	147	警察庁	警察では、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行っています。 また、交通事故鑑識官が警察署の交通専務員に対して、実況見分及び鑑識活動の着眼点等について教養を行い、捜査技量の向上を図っています。		

193	事故捜査の検証においては、正確性の担保、警察の限られたリソース有効活用の観点から、民間調査会社への委託を検討してほしい。	147	警察庁	個別具体の事案に応じ、適切に対応します。		
194	被害者等が民間調査会社に調査を依頼した場合、その調査で判明した結果・内容について、しっかりと受け止めてほしい。	147	警察庁	被害者の心情も踏まえつつ、個別具体の事案に応じて適切に対応します。		
195	ひき逃げ死亡事故については、犯人特定の可能性を高めるため、複数の専門家による二次鑑定を行う制度を構築してほしい。	147	警察庁	刑事訴訟法の規定に従い、個別具体の事案に応じ、必要性を検討します。		
196	心神喪失等で不起訴処分とする場合には、その判断の理由も含めて、被害者に説明してほしい。	151	法務省	検察庁においては、事件処理に当たり、犯罪被害者等の希望を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請にも配慮しながら、必要な事項について説明するよう努めております。	◎	
197	DNA証拠を活用して犯人の似顔絵を作成するなど、DNA捜査を駆使して事件解決に繋げてほしい。		警察庁	警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録及び犯人が犯罪現場に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、様々な事件の捜査において犯人の割り出し、犯行の裏付け更には余罪の確認等に活用しております。 一方、こうした活用状況を踏まえ、警察が行うDNA型鑑定は、身体的特徴や病気にに関する情報を含まない部分を利用して個人識別を行うものとしており、現時点、それ以上の対応案を新たな基本計画に盛り込むことは困難です。		
警察や検察官からの被害者への情報提供に関する要望・意見						
198	検察官による犯罪被害者等との意思疎通や手続の経過と結果についての説明に関して、意思疎通や説明を一層円滑に行うため、検察官をサポートする心理専門家の同席を認める運用やそうした専門家を依頼・派遣するための手続・システムを構築されたい。	131 132	法務省	検察庁においては、犯罪被害者等との意思疎通や犯罪被害者等への説明に臨むに当たり、必要に応じて、心理に関する専門家を含む外部専門家に相談し、犯罪被害者等の負担を軽減するために適切な措置を講じており、引き続き、適切な運用に努めてまいります。		
199	未送致事件についても、被害者に対して適切な情報提供をしてほしい。	145	警察庁	警察においては、被害者等に対する情報提供等について、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行うこととしており、引き続き、被害者等の意向を勘案しながら、適切な情報提供等が行われるよう指導してまいります。	◎	
200	被害者連絡制度及び被害者等通知制度の運用を徹底するとともに、対象外の事件においても、これらに準じた運用を継続・拡充すること。	145 146	警察庁 法務省	【警察庁】 警察においては、被害者連絡について、定められた対象事件のほか、警察本部長等が必要と認める事件の被害者等に対して、被害者連絡を実施することとしており、引き続き、適切に運用されるよう指導してまいります。 【法務省】 「被害者等通知制度」においては、罪名による対象事件の制限はなく、被害者の方などからの希望に応じて、事件の処理結果、公判期日、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者に関する処遇状況等の通知を行っています。 検察庁においては、被害者等の保護・支援に関する諸制度についての検察官及び検察事務官の理解を深めるため、これらの制度を繰り返し周知するとともに、毎年、検察官等に対する研修を行っています。	◎	
201	捜査段階においても被害者の要望に応じて情報提供を行ってほしい。	145 146	警察庁 法務省	【警察庁】 警察においては、被害者等に対する情報提供等について、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行うこととしており、引き続き、被害者等の意向を勘案しながら、適切な情報提供等が行われるよう指導してまいります。 【法務省】 検察庁においては、引き続き、個々の事案に応じて、刑事訴訟法第47条の趣旨も踏まえつつ、犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めてまいります。	◎	
202	検察庁への送検時に、警察から被害者等へ過不足なく説明を行うべきである。	145	警察庁	警察では、被害者等に対し刑事手続の概要を説明するとともに、当該事件の捜査の経過その他被害者等の救済又は不安の解消に資すると認められる事項を通知することとしております。 また、被害者連絡対象事件では、被疑者を逮捕又は送致した場合は、速やかに被疑者の人定や必要と認められる事項等を連絡することとしております。	◎	
203	検察官や警察官からの説明が不十分で不信感を感じる被害者がいる。検察官や警察官からの説明は丁寧に行ってほしい。	145 146	警察庁 法務省	【警察庁】 警察においては、被害者等への対応について、個々の被害者等の立場や心情の理解に努め、これを踏まえた適切な対応がなされるよう、引き続き、指導してまいります。 【法務省】 検察庁においては、引き続き、個々の事案に応じて、刑事訴訟法第47条の趣旨も踏まえつつ、犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めます。	◎	
204	起訴前に検察官から被害者等に対して、起訴罪名（不起訴となる場合を含む）、その理由等について丁寧に説明してほしい。不起訴や「格落ち」での起訴の場合には特に丁寧な説明が必要である。	146 151	法務省	検察庁においては、引き続き、個々の事案に応じて、刑事訴訟法第47条の趣旨も踏まえつつ、犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めてまいります。	◎	
205	交通死傷事故に関して、事故の状況や起訴罪名の判断を副検事に任せず、検事が責任を持って担当し、丁寧かつ詳細に被害者等に説明してほしい。	146 148	法務省	検察庁における事件の担当については、事案の内容等を踏まえ、適切に処理するため、個別に判断しているところであり、交通死亡事故は一律検事が担当するとの運用は行っておりません。もとより、被害者等に対し必要な説明を行うことは重要であり、検察官の別を問わず、引き続き、個々の事案に応じて、刑事訴訟法第47条の趣旨も踏まえつつ、犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めてまいります。		
206	不起訴事案等に関する適切な情報提供に関して、検察官からの説明等を一層円滑に行うため、検察官をサポートする心理専門家の同席を認める運用やそうした専門家を依頼・派遣するための手続・システムを構築されたい。	150 151	法務省	検察庁においては、個々の事案に応じて、刑事訴訟法第47条の趣旨も踏まえつつ、犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めています。また、検察庁においては、各庁に被害者支援担当を置くなどしており、担当検察官は、上司や被害者支援担当などとも相談しながら犯罪被害者等の対応に当たっており、現時点において御指摘のような手続・システムを構築する必要があるとは考えておりません。		

公判記録の謄写等に関する要望・意見						
207	被害者参加対象外の事件に関する事件記録の閲覧謄写が認められないとの誤解があるので、検察官に対して、被害者参加対象外の事件についても事件記録の閲覧謄写が認められることを通達等により明示してほしい。	130	法務省	引き続き、適切な方法により、検察官への周知に努めてまいります。		◎
208	起訴状の写しの交付が禁じられているとの誤解があるので、検察官に対して、起訴状の写しの交付が可能であることを通達等により明示してほしい。	130	法務省	引き続き、適切な方法により、検察官への周知に努めてまいります。		◎
209	被告人の身上経歴を記載した書面について、被害者等にとって重大な関心事であることを踏まえ、検察官に対して、一律に閲覧謄写を認めないのではなく、一定の場合には認められる旨の通達等を出してほしい。	130	法務省	刑事訴訟法第53条に基づき、刑事確定訴訟記録法に定められている保管記録の閲覧については、何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができることとされているところ、記録を保管する検察庁の検察官（保管検察官）が、保管記録の閲覧の許可やその範囲を判断しています。 保管検察官は、刑事訴訟法第53条ただし書に基づき、より具体的には、刑事確定訴訟記録法第4条第2項の規定により、個々の閲覧請求ごとに、閲覧の許可やその範囲を判断しています。 引き続き、適切な方法により、検察官への周知に努めてまいります。		
210	控訴審における被害者参加による意見陳述のため、控訴趣意書の確認が必要であるところ、弁護人の意見によって控訴趣意書が確認できないことがある。少なくとも検察官の判断で交付が可能であることについて通達等により明示してほしい。	130	法務省	引き続き、適切な方法により、検察官への周知に努めてまいります。		◎
211	公判記録の謄写の無償化を実施してほしい。	130	法務省	刑事確定訴訟記録の閲覧・謄写については、多種多様な立場の者が様々な理由により行っているところであり、犯罪被害者に限りその費用を公費負担とすることは、閲覧・謄写をする他の立場の者との均衡等も考慮する必要があるため、実現することは極めて困難です。		
212	裁判開始前に起訴状や公判前整理手続調書の確認ができず、また、公判記録の謄写について弁護人の意見回答が遅いケースがあり、公判準備に支障が生じている。犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律3条1項の「第一回公判期日後」及び「検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き」の文言を削除されたい。公判記録は、裁判上明らかになったものであり、意見聴取は不要にするべきである。	130 132	法務省	刑事事件の訴訟書類は、本来刑事訴訟手続において使用するためのものである上、公判係属中に訴訟関係人以外の者に閲覧又は謄写を認めると、当該公判等に支障が生じたり、関係者の名誉、プライバシーが侵害されるおそれがあることなどから、「第一回公判期日後」に、「検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて」、裁判所が閲覧・謄写の可否を判断するとされているところであり、「第一回公判期日後」及び「検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き」の文言を削除することは慎重に検討すべきと考えます。		
213	公判記録の謄写について、平日の開庁時間に検察庁に自ら行って、1枚1枚コピーをとる必要がある現行の運用では負担が大きいため、少なくともコピーを容易にとれるよう原稿自動送り機能のコピー機を導入するほか、安価な方法で送達・郵送してもらえる手続を導入してほしい。	130	法務省	刑事訴訟法は、「閲覧」と「謄写」の文言を使い分けており、確定記録の閲覧について定めている刑事訴訟法第53条の「閲覧」についても、謄写は含まれないものとされています。 一般的には、保管検察官が閲覧を許可した場合に、謄写の目的、必要性、謄写による弊害の発生のおそれの有無、程度等の諸事情を勘案し、保管検察官の健全な裁量により謄写をも許す取り扱いをしているところです。被害者等が利用できる原稿自動送り機能のコピー機を各検察庁に導入することについては、謄写が現行の法律上認められていないことから、実現することは困難です。 また、「安価な方法で送達・郵送してもらえる手続」について、公判記録は、その内容が事件関係者のプライバシー等に関する情報が多く含まれ、機密な情報であることから、一律に送達・郵送とすることには慎重な検討を要します。		
214	訴訟記録の閲覧期間を被告事件終結後3年以内としている刑事確定訴訟記録法4条2項2号の規定について、3年で区切ることが合理的ではない。刑事記録は公文書であり、国民の財産であるから、いつでも被害者等の状況に応じて閲覧を受け付けるべきである。仮に3年とするならば合理的な理由を国民に説明すべきである。	130	法務省	刑事確定訴訟記録法第4条第2項第2号の規定の趣旨は、事件終結後、時間の経過に伴い、一般公開の要請に比して、犯人の改善更生や訴訟関係人の名誉等の利益の保護の要請がこれに優越するからであると解されています。 また、3年という期間が規定されている理由は、刑事確定記録訴訟法の立法当時、訴訟記録を閲覧した者のうち、98%以上のものが事件終結後3年以内に閲覧していたという実情を踏まえたものです。		
215	起訴前であっても、勾留請求のために裁判所に提出した証拠等、出せる範囲で証拠を開示してほしい。	146	法務省	検察庁においては、引き続き、個々の事案に応じて、刑事訴訟法47条の趣旨も踏まえつつ、犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めてまいります。		◎
216	起訴後保釈された場合には、被害者等の安全確保や損害賠償の観点から保釈条件や保釈金の額を知る必要性が高いことから、第1回公判期日前にも開示を行ってほしい。	146	法務省	検察庁においては、引き続き、個々の事案に応じて、刑事訴訟法47条の趣旨も踏まえつつ、犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めてまいります。		◎
裁判手続への参加等に関する要望・意見						
217	被害者に裁判への出廷を求める場合には、検察官と被害者の診療を担当している精神科医等との間で連携をとってほしい。		◎法務省	検察庁においては、被害者に出廷を求めるに当たって、必要に応じて、その診療を担当している精神科医等の見解も確認しながら、被害者の負担を軽減するために適切な措置を講じており、引き続き、出廷に伴う被害者の負担を軽減することに努めてまいります。		◎
218	被害者等及び被害者参加弁護士が公判前整理手続に参加する権利を法律で定めるべきである。	132	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成20年施行）により導入されたものであるところ、公判前整理手続期日は、基本的には、裁判官、検察官及び弁護人による率直な意見交換を通じて争点を整理し、審理計画を策定する場である上、仮に、被害者参加人等の出席を許すこととすると、その結果、被害者参加人等が検察官や被告人・弁護人の主張や取調べ請求予定の証拠等の内容に触れるなど、事前に様々な情報に接することとなり、そのような情報に触れた被害者参加人等が、その後には証人として証言した場合には、証言の信用性が損なわれるおそれもあることから、制度導入時に、公判前整理手続期日については、被害者参加人等が出席することができることはされなかったものです。前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する	◎	
219	基本計画に「裁判員裁判における公判前整理手続に被害者参加代理人弁護士が参加できる制度を設ける」との記載を盛り込んでほしい。	132	法務省		◎	

220	公判前整理手続に犯罪被害者及び代理人弁護士が参加できないことで、被害者側の準備面等において支障が生じていることから、同手続に犯罪被害者や被害者参加代理人弁護士が参加できるようにしてほしい。特に裁判員裁判においては審議が短期間に集中するため、参加の必要性が高い。	132	法務省	「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上譲すべき措置の要否等について意見交換を行いました。その上で、公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の関与については、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、慎重に検討すべきと考えます。 なお、現在、検察庁においては、被害者参加人等の意向に応じ、それらの方々に対し、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行っているものと承知しています。	◎	
221	被害者参加制度対象事件に関して、現行の制度対象事件と同様に、加害者が犯行に至った理由や、事件の詳細を被害者が知りたいと考える一方、遮へい措置等がないことで一般傍聴のハードルが高い以下の犯罪について、被害者参加対象事件に加えてほしい。 ①ストーカー行為等の規制等に関する法律違反 ②私事性的画像記録提供等罪／いわゆるリベンジポルノ(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反) ③性的姿勢等撮影罪等(性的な姿勢を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿勢の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反) ④迷惑防止条例違反 ⑤児童福祉法違反 ⑥暴行罪、住居侵入罪(性犯罪、ストーカー犯罪において性的事実が訴因から落ちて当該罪のみでの起訴となる例があるため)	132 83	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成20年施行)により導入されたものであるところ、被害者参加制度の対象となる事件の範囲は、「個人の尊厳」の根幹をなす人の生命、身体等に害を被った被害者等を対象としつつ、意見陳述(刑事訴訟法第292条の2)の申し出状況を経た犯罪被害者等のニーズ等を総合的に考慮して定められたものです。前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上譲すべき措置の要否等について意見交換を行いました。その上で、対象犯罪の範囲の拡大については、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、慎重に検討すべきと考えます。 なお、現在、検察庁においては、犯罪被害者等の意向に応じ、それらの方々に対し、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の内容について必要な説明を行っているものと承知しています。	◎	
222	オンラインでの裁判傍聴を導入してほしい。	132	法務省	令和6年2月に、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備について、法制審議会から、答申がなされており、現在、法務省において、速やかに法案を提出できるよう準備を進めているところです。 同答申には、被害者参加人等のビデオリンク方式による公判期日への出席を可能とする制度の創設が盛り込まれています。 他方で、公判審理の傍聴については、同審議会の下に設置された刑事法(情報通信技術関係)部会において、一定の事件等をインターネット等を通じて広くオンラインで傍聴できるようにすべきとする意見がありました。 ・ 証人の協力を得ることが困難となるおそれ、証人等に対して威迫行為等が行われるおそれなどがあり、そうした弊害を防止する術はないのではないか ・ 対策により行われる裁判手続の傍聴をどのような形で認めるかは、刑事手続にとどまらず裁判制度全体に関わる問題であり、他の裁判制度の公開の在り方との整合性を含めて慎重な検討を要する といった問題点等が指摘されたことなどから、前記答申には盛り込まれていなかったところであり、慎重に検討すべきと考えます。		
223	被害者による求刑意見の陳述と同様に、控訴検討の際にも被害者の意見を述べる機会を確保するとともに、控訴判断のプロセスを可視化するべきである。	135	法務省	検察庁においては、控訴の要否を判断するに当たり、被害者のいる事件については、被害者の心情や意見を聞き取り、これも踏まえ、控訴要否について検討を行っております。 控訴の要否の判断に当たっては、捜査の具体的内容や証拠関係を踏まえた検討がされており、これを公にした場合には、他人の名誉やプライバシーの保護の観点から問題があることに加え、今後の捜査・公判に重大な支障が生じるおそれがあることから、判断の過程に外部の者の参加を認めることを含め、検討のプロセスを可視化すべきものとすることは困難です。		
224	刑事裁判への被害者参加時に、法廷への遺影の持ち込みを許可してほしい。		法務省	法廷への遺影の持ち込みの可否の判断は裁判所の専権に属しているため、法務省として、その許可についてお答えできないことを御理解願います。 検察庁においては、被害者参加人等から法廷への遺影の持ち込みの要望があった場合には、その旨を裁判所に伝え、被害者参加人等と裁判所との間で必要な調整を行っております。		
225	刑事裁判への被害者参加に関して、こどもの預かり支援や同居家族のケア支援(育児・家事負担の軽減)をしてほしい。		法務省	全国の検察庁には、犯罪被害者等の方々への支援に携わる被害者支援員を配置し、様々な相談への対応や支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を実施しているほか、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」においても、関係機関・団体等における被害者支援を紹介しています。		
226	控訴審において、事実取調べの実施の有無にかかわらず、被害者による心情意見陳述ができるよう法改正をしてほしい。		法務省	控訴審については、刑事訴訟法が事後審制を採用していること、被害者等には第一審で意見陳述をする機会が与えられていること、被告人にも控訴審では弁論権や最終陳述権が認められないことなどから、被害者等の意見の陳述に関する刑事訴訟法292条の2の準用はないと解される一方で、控訴審において事実の取調べが行われる場合には、裁判所がその裁量により被害者等に心情その他の意見を陳述させることが可能であるとされてきたところです。そのような理解の下、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上譲すべき措置の要否等について意見交換を行いました。その上で、控訴審における心情の意見陳述制度については、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、慎重に検討すべきと考えます。		
227	二次的被害防止の観点から、裁判官による判決理由の説明を一層丁寧に行ってほしい。		法務省	判決内容の説明をどのように行うかは裁判所が専断的に判断する事項であり、法務省としてお答えできないことを御理解願います。 もっとも、検察庁においては、判決後、必要に応じて、判決内容について犯罪被害者等に丁寧に説明するよう努めております。		
228	被害者等の体力、記憶力等の観点から、起訴から初公判までの時間がかり過ぎないように配慮してほしい。		法務省	起訴後どのように訴訟を進めるかは裁判所の訴訟指揮に委ねられているところですが、検察庁は、訴訟当事者として、迅速な訴訟遂行に努めております。		
刑の執行段階における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する要望・意見						
229	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、刑務所等の対応は被害者への配慮がされており、利用者は評価しているが、制度についての周知を一層行ってほしい。	156	法務省	現在においても、ポスター・リーフレットの配布や専用ホームページによる制度広報を行っているところ、今後も必要な制度広報に努めてまいります。		◎

230	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、被害者が自らの感情や思いを伝えられるような支援を行うとともに、加害者の言動による二次的被害を防ぐための支援も行う体制を構築してほしい。	154 156	法務省	本制度の運用に当たっては、可能な限り被害者等の方々がお話をしやすい環境を整える必要があることから、被害者等の方々の御意向を十分に踏まえた上で、聴取日時・場所等の調整を行っているほか、被害者等の方々の御希望があれば、聴取時に第三者の同席を認めるなどの対応を行っており、引き続き、被害者等の方々に十分に配慮した運用に努めてまいります。 また、本制度の利用に当たっては、伝達時の受刑者等の反応（当該心情等について述べたこと等）が、必ずしも被害者等の方々の期待する内容とはならないことも想定されることから、被害者等の方々に対しては、制度の利用に先立ち、この点について十分に説明するとともに、伝達時の受刑者等の反応に係る通知の希望の有無については、慎重に確認することとしているところ、御指摘も踏まえ、引き続き、丁寧・慎重な運用に努めてまいります。	㊦	
231	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」や「仮釈放等審理における意見等聴取制度」を犯罪被害者等が安心して利用できるよう、犯罪被害者等の精神的状況等を適切に理解し、適切な支援を行うことができる専門性を有する者（精神保健福祉士や弁護士等）の同席等を促進してほしい。	156 158 163	法務省	両制度においては、被害者等の方々と円滑な意思疎通に資する場合や被害者等の方々の不安又は緊張の緩和に資する場合など、同席が相当と認められる場合には、特定の資格者に限ることなく、聴取時に第三者の同席を認める運用としており、引き続き、適切な運用に努めてまいります。	㊦	
232	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、刑事施設側から付添人の旅費を出してほしい。		法務省	御指摘については、旅費の支給を認める付添人の範囲の明確化が困難であるなどの事情もあり、慎重な検討が必要ですが、被害者等の方々からの御要望があれば、聴取場所を調整したり、オンラインにより聴取を実施するなどし、付添人の方も含めて、可能な限り負担のない運用に努めてまいります。	㊦	
医療観察制度に関する要望・意見						
233	医療観察法の目的に「被害者等の権利利益の擁護」または「制度に対する被害者等の十分な理解を得ること」を加えてほしい。		㊦法務省 厚生労働省	医療観察法は、平成17年の施行以来、おおむね順調に運用されているものと受け止めており、現時点において、直ちに改正すべき点があるものとは考えていません。 また、医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであることから、「被害者等の権利利益の擁護」等を同制度の目的として位置づけることは困難です。	㊦	
234	第5次計画では、医療観察法の改正も含め、被害者等の権利利益に関する法制度の拡充を施策に加えてほしい。 少なくとも成人同様に加害者の刑事責任能力を問うことができない少年審判と同程度には医療観察事件の被害者等の権利利益に関する法制度が整備されてしかるべきである。		㊦法務省 厚生労働省	他方で、犯罪被害者等基本法における「犯罪被害者等」には医療観察の申立てがあった事件の被害者等も含まれると解されていることから、医療観察法の解釈及び運用において、「犯罪被害者等の権利利益の保護」（犯罪被害者等基本法第1条）の重要性を踏まえる必要があることは、御指摘のような文言を医療観察法第1条第1項に加えるか否かにかかわらず当然のことであると考えています。 その上で、現行の医療観察法においては、被害に遭われた方やその御遺族が、具体的にどのような他害行為が行われたのか、対象者がどのような手続によりどのような内容の処遇を受けることになるのかなどといった点に御関心をお持ちになるのは当然であることを踏まえ、こうした御関心にお答えするため、裁判所が被害者等による審判の傍聴を許すことができることとされ（同法第47条第1項）、裁判所が被害に遭われた方等から申出を受けたときには、原則として審判の結果を通知しなければならない（同法第48条第1項）などとされています。	㊦	
235	医療観察制度の中に被害者等の権利・利益の保護を位置付けるべく、被害者・弁護士・医療従事者等の専門家を構成員とする検討会を開催したり、被害者からのヒアリングを実施したりしてほしい。		㊦法務省 厚生労働省	また、検察当局においても、被害に遭われた方やその御遺族の心情等に配慮し、（事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請も考慮しながら）個々の事件における起訴・不起訴の判断の理由を丁寧に説明しているものと承知しています。 法務省としては、引き続き、こうした規定の運用及び実務上の取扱いを通じて、被害に遭われた方やその御遺族から十分な御理解を得るために必要な取組みがなされることが重要であると考えています。	㊦	
236	対象者が刑罰を受ける代わりに医療観察法による医療や観察等を受けて社会復帰することについて、被害者等から十分に理解を得られるようにしてほしい。	73	㊦法務省 厚生労働省	検察庁においては、事件処理に当たり、犯罪被害者等の希望を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請にも配慮しながら、必要な事項について説明するよう努めてまいります。	㊦	
237	刑事手続と比べ、医療観察手続においては被害者遺族が関与できないことから、加害者の責任能力が疑われる場合であっても、加害者と被害者が親族関係にない殺人事件については、被害者遺族が要望すれば原則起訴することとし、被害者の手続への参加を保障してほしい。また、起訴された加害者が責任能力なしとして無罪になっても、担当検察官に不利益な評価がなされないようにしてほしい。		法務省	公訴を提起するか否かは、個々の事案において、法と証拠に基づき判断されるべき事柄であるので、結果として、検察官の事件処理が犯罪被害者等の要望に沿わないものにならざるを得ない場合があることについては御理解いただきたく存じます。 もっとも、その場合であっても、犯罪被害者等の希望を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請にも配慮しながら、必要な事項について説明するよう努めてまいります。なお、検察庁において、担当事件につき無罪判決が宣告されたことのみをもって、検察官が不利益な評価を受けるという運用はありません。		
238	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第46条第1項において、同法第40条第1項の規定により申立てを却下する決定（同項第1号に該当する場合に限る。）又は第42条第1項の決定が確定したときは公訴を提起することができないとされていることを見直してほしい。		㊦法務省 厚生労働省	医療観察法第46条第1項は、検察官による入院等の決定の申立て（同法第33条第1項）があった場合において、対象者が対象行為を行ったと認められないことを理由としてその申立てを却下する決定（同法第40条第1項第1号）又は、入院等の決定（同法第42条第1項）が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起することができないと定めています。 その趣旨は、これらの決定が確定した後であっても、更に対象者を起訴することができることとすると、対象者の法的地位を不安定なものとすることになり、適当ではないと考えられるためです。 このような同法の趣旨を踏まえると、同法46条1項の見直しに関する御要望については、慎重な検討が必要であると考えられます。		

239	心身喪失の加害者による事件について、検察の不起訴処分に対する被害者の検察審査会への異議申し立てを審議対象として認めてほしい。		法務省	検察審査会は、告訴若しくは告発をした者や犯罪により被害を被った者等から申立てがあるときは、検察官の不起訴処分の当否等の審査を行わなければならないとされています（検察審査会法第2条第2項）ので、検察審査会への申立ては可能です。 一方、医療観察法第33条の規定により、被疑者が心神喪失者又は心神耗弱者であるところ、同法第46条第1項は「対象者が対象行為を行ったと認められないことを理由として申立てを却下する決定」（同法第40条第1項第1号）又は「入院等の決定」が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起することができないと定めています。 これは、これらの決定がされた後であっても、更に当該対象者を起訴することができる」と、法的安定性を害し、対象者の法的地位を不安定なものとするようになることから、これを認めることは適当ではないと考えられたためです。 検察審査会が起訴継続をし、指定弁護士により起訴がなされた場合に、同法第46条第1項の規定による公訴の提起の制限が及ばないこととすることについては、同項の趣旨との整合性などの観点から、慎重な検討が必要と考えています。		
240	不起訴から医療観察入院までの手続の中で時間的に検察審査会への異議申し立てが難しいので、改善してほしい。		法務省	医療観察法第33条の規定により、被疑者が心神喪失者又は心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、検察官は、裁判所に対し、入院等の決定の申立てをしなければならないとされているところ、同法第46条第1項は「対象者が対象行為を行ったと認められないことを理由として申立てを却下する決定」（同法第40条第1項第1号）又は「入院等の決定」が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起することができないと定めています。 これは、これらの決定がされた後であっても、更に当該対象者を起訴することができる」と、法的安定性を害し、対象者の法的地位を不安定なものとするようになることから、これを認めることは適当ではないと考えられたためです。 検察審査会が起訴継続をし、指定弁護士により起訴がなされた場合に、同法第46条第1項の規定による公訴の提起の制限が及ばないこととすることについては、同項の趣旨との整合性などの観点から、慎重な検討が必要と考えています。		
241	加害者に入院又は通院処遇審判が確定した場合であっても「不起訴相当」以外の検察審査会の議決が得られるようにしてほしい。「不起訴相当」の議決が出される場合には議決書においてその理由を丁寧に説明してほしい。		法務省	医療観察法第46条第1項は、検察官による入院等の決定（同法第42条第1項）の申立て（同法第33条第1項）があった場合において、「対象者が対象行為を行ったと認められないことを理由としてその申立てを却下する決定（同法第40条第1項第1号）」又は「入院等の決定」が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起することができないと定めています。 これは、これらの決定がされた後であっても、更に当該対象行為者を起訴することができる」と、対象者の法的地位を不安定なものとするることになり、適当ではないと考えられたことによるものです。 検察審査会が起訴継続をし、指定弁護士により起訴がなされた場合に、同法第46条第1項の規定による公訴の提起の制限が及ばないこととすることについては、こうした規定の趣旨との整合性などの観点から、慎重な検討が必要であると考えています。 検察審査会法第40条は、検察審査会が審査の結果議決をしたときは、理由を付した議決書を作成する旨定めています。検察審査会は、独立してその職権を行うとされており（同法第3条）、議決書における理由の具体的な内容については、個々の審査の内容等を踏まえ、検察審査会において判断されるべきことになります。したがって、検察審査会に対し、行政機関として指示や指導を行い得ないことから、対応は困難です。		
242	医療観察審判について、被害者等の傍聴のみならず、代理人弁護士や付添人（犯罪被害者支援団体の支援員等）等の傍聴を認めてほしい。		法務省	医療観察法においては、被害に遭われた方やその御遺族の御関心に応えるため、裁判所が個々の事案に応じ、被害者等の審判期日における審判の傍聴を許すことができることとされています（同法47条1項）。 もっとも、審判においては、対象者の精神障害の類型や過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状・治療状況等の人の精神状態等に関する事実も明らかにされること、こうした事実は、プライバシーの観点に深く関わるものである上、これを明らかにすることで対象者の治療や円滑な社会復帰に支障を来すおそれもあると考えられることから、審判は原則として非公開とされており（同法31条3項）、このこととの関係で、代理人弁護士や付添人に傍聴を認めることについては慎重な検討が必要であると考えられます。	◎	
243	医療観察審判について、被害者等及び代理人弁護士による参加を認めてほしい。		法務省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図ること、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることは適当ではないと考えられ、審判期日に被害者等及び代理人弁護士の参加を認めることについては、慎重な検討が必要であると考えています。 検察当局においては、捜査の過程で、被害者等から、被害の状況のみならず、被害後の状況や心情等についても聴取しており、その上で、医療観察法における申立てをした場合には、本法による処遇の要否及び内容が適切に決定されるために必要な範囲で、これらの被害者等からの聴取結果も含む一連の捜査資料を裁判所に対して提出しているものと承知しております。	◎	
244	医療観察手続について、審判期日前の事前協議（カンファレンス）への被害者等の参加を認めてほしい。		◎法務省 厚生労働省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図ること、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることは適当ではないと考えられ、審判期日と同様、審判の準備のために行われる打合せ期日についても、被害者等及び代理人弁護士の参加を認めることについては、慎重な検討が必要であると考えています。 検察当局においては、捜査の過程で、被害者等から、被害の状況のみならず、被害後の状況や心情等についても聴取しており、その上で、医療観察法における申立てをした場合には、本法による処遇の要否及び内容が適切に決定されるために必要な範囲で、これらの被害者等からの聴取結果も含む一連の捜査資料を裁判所に対して提出しているものと承知しております。	◎	

245	医療観察手続について、審判(当初審判、退院許可審判等)の期日において被害者遺族に心情等の意見陳述の機会を与えてほしい。		法務省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることは適当ではないと考えられ、審判期日において、被害者等に心情等の意見陳述の機会を与えてほしいとの御要望については、慎重な検討が必要であると考えています。 検察当局においては、捜査の過程で、被害者等から、被害の状況のみならず、被害後の状況や心情についても聴取しており、その上で、医療観察法における申立てをした場合には、本法による処遇の要否及び内容が適切に決定されるために必要な範囲で、これらの被害者等からの聴取結果も含む一連の捜査資料を裁判所に対して提出しているものと承知しております。	㊦	
246	医療観察手続における被害者参加が進められるべきであり、その一環として、国選被害者参加弁護士制度のように、国費を投じて被害者をサポートする体制を構築してほしい。		法務省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、医療観察法に係る手続に被害者等が参加できるようにすること自体について、こうした医療観察制度の目的との関係で、慎重な検討が必要であると考えています。 医療観察の申立てがなされた事件に限るものではありませんが、被害に遭われた方やその御遺族への支援として、法テラスによる支援制度等があるものと承知しています。	㊦	
247	医療観察手続について、 ・ 不起訴事件記録、医療観察事件記録、鑑定書等の記録の閲覧謄写など、被害者等に記録の閲覧を認める制度を創設してほしい。	150 151	法務省	医療観察法第32条第1項は、医療観察法に係る処遇事件の記録・証拠物については、原則として閲覧・謄写することができない旨を定めています。 その理由は、これらの記録・証拠物の中には、対象者の精神の状態等そのプライバシーの根幹に深くかかわる事実が含まれていることから、これをみだりに明らかにすることは、対象者の社会復帰の促進という本法の最終的な目的を阻害することとなると考えられたためです。 医療観察手続について、記録・証拠物の閲覧・謄写の制度を整備することは、こうした医療観察制度の目的との関係で、慎重な検討が必要であると考えられます。 個別の確定記録や不起訴事件記録の閲覧請求については、記録を保管する検察庁の検察官(保管検察官)において、閲覧の許可やその範囲を判断しています。 その上で、不起訴事件記録の閲覧請求について一般論を述べると、不起訴事件記録については、刑事訴訟法第47条により、原則としては公にしてはならないものとされ、同条ただし書により「公益上の必要その他の事由がある場合は、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされており、民事損害賠償のための記録開示等を行うなど事案に応じた対応をしています。 また、被害者参加対象事件については、被害者の方々などが事件の内容を知ること等を目的とする場合であっても、「公益上の必要その他の事由に該当するものとし、客観的証拠については弾力的にその閲覧を認めるという運用となっています。	㊦	
248	医療観察審判の結果を単に通知するだけではなく、裁判官、精神保健審判員、社会復帰調整官等から審判結果を説明してほしい。		㊦法務省 厚生労働省	加害者がどのような手続により、どのような内容の処遇を受けることとなるのか等についての重大な他害行為の被害者等の方々に関心に応えるため、医療観察法は、裁判所が、個々の事案に応じ、審判期日において裁判所が入院等の決定を行う場合も含め、被害者等に審判期日における審判の傍聴を許すことができることとしています(同法第47条第1項)。 他方で、審判期日における傍聴とは別個に、被害者等の方々に対して裁判官等が審判結果を説明する制度を設けることにつきましては、裁判所の判断に影響を及ぼす可能性がある上、裁判手続全般の在り方に関わる問題でもあることから、慎重な検討が必要であると考えています。	㊦	
249	医療観察制度の対象者に関する情報提供について、被害者が申出のために保護観察所に行くことが必要とされており、手続的負担があることから、更なる負担の軽減が可能か検討してほしい。	73	法務省	医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供については、被害者等からの申出ごとに情報提供を行っていたところ、令和6年1月から、被害者等から継続的な情報提供の希望がある場合は、初回の申出後に再度の申出をすることなく、処遇段階の変更等の事情が生じた場合に情報提供を行うこととして申出の利便性を向上させ、確実の負担の軽減を図ったところです。 保護観察所において、本情報提供制度の利用が可能な被害者等に当たるか否かの確認を慎重に行うなどのため、基本的には保護観察所への来庁による申出をお願いしていますが、被害者等の状況や事情等により、郵送等でも申出いただけることとしています。	㊦	
250	医療観察制度の対象者に関する被害者への情報提供について、以下の点について内容の拡充を検討してほしい。 ①入院処遇中の具体的な処遇の状況についての情報提供 ②処遇を通じて、自身の加害行為や被害者に対してどのような認識を持ったかについての情報提供 ③処遇中の情報提供の頻度の拡大や被害者の要望に応じた情報提供 ④裁判所による退院許可決定があった場合の、退院前の事前的情報提供 ⑤裁判所による退院許可決定について、再犯のおそれが低いと判断された理由についての情報提供 ⑥医療観察法による処遇の終了時の事前的情報提供	73	㊦法務省 厚生労働省	保護観察所で実施している医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供制度については、犯罪被害者等基本法の目的等を踏まえつつ、対象となる加害者(以下、対象者)の同意を得ずに、被害者等からの申出に応じて原則として一律の項目について保護観察所から情報提供するものです。そのため、情報提供の項目は、対象者の社会復帰の促進や個人情報保護等を考慮し、保護観察所が裁判所から決定の通知を受けて開始又は終了した入院・通院(退院)等の処遇の段階、精神保健観察における接触状況等、保護観察所から提供可能な限られた範囲としています。 令和6年1月から、処遇段階が終了した場合には終了年月日に加えて、終了事由についても情報提供を行うこととしたほか、これまで申出ごとに情報提供を行っていたところ、被害者等から継続的な情報提供の希望がある場合は、初回の申出後、再度の申出を受けることなく、処遇段階の変更等の事情が生じた場合に情報提供を行うこととしました。 本情報提供制度については、令和5年12月に運用の改善のための改正を行い、令和6年1月から改正後の運用を開始したところであり、今後の運用状況を注視していく必要があると考えております。 なお、御要望には、上記保護観察所が実施する情報提供制度にかかわらず、医療観察制度における入院中及び通院中の対象者の指定医療機関による医療に関する情報提供を求めるものが含まれていると思われますが、これらの情報提供については、対象者の個人情報保護、社会復帰及び治療等に与える影響の大きさから、慎重な議論を要するものと考えています。	㊦	
251	医療観察制度において、刑事事件の心情等聴取・伝達制度と同様、審判後の処遇時(入院中・通院中)に心情を伝達する(直接を含む)機会を与えてほしい。		㊦厚生労働省 法務省	刑事事件の心情等聴取・伝達制度と同様に被害者の心情を伝える機会を医療観察法の対象者に対して設けることについては、その目的及び治療に与える影響の大きさ等を勘案しつつ検討してまいります。	㊦	

252	被害者・弁護士・医療機関等の専門識者の参加による「医療観察法被害者の支援に関する検討会」を開催し、刑法39条事案の被害者に対する情報提供の不作為解消のための根本的な法改正・運用改善を行うべきである。		◎法務省 厚生労働省	医療観察法は、平成17年の施行以来、おおむね順調に運用されているものと受け止めており、現時点において、直ちに改正すべき点があるものとは考えていません。 他方で、刑法第39条(心神喪失及び心神耗弱)事案の被害者等の方々に対する情報提供として、検察庁においては、事件処理に当たり、犯罪被害者等の方々希望を踏まえ、事件関係者の名譽やプライバシー等の保護の裏面にも配慮しながら、必要な事項について説明するよう努めているものと承知しています。また、保護観察所においては、被害者等の方々の希望に応じて医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供を実施しており、これについては、令和6年1月に運用の改善を図り、適正に運用されているものと承知しています。 被害者等の方々に対するこれらの情報提供については、今後とも、被害者等の方々の心情等に配慮し、適切な運用に努めていくものと承知しております。	◎	
253	医療観察事件の対象者に社会復帰調整官がいるように、医療観察事件の被害者等の支援に当たる専門職を設置してほしい。		◎法務省 厚生労働省	全国検察庁には、犯罪被害者等の方々全般に対して支援に携わる被害者支援員を設置しており、被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応を行っているほか、被害者の方々の状況に応じて種々の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの活動も実施しています。	◎	
254	医療観察事件被害者の再被害防止措置について、基本計画に盛り込んでほしい。	77 78	◎警察庁 法務省	再被害防止につきましては、再被害防止措置を講ずる必要がある場合には、医療観察事件の被害者も含め、被害者等の対象者に対して必要な措置を講ずることとなることから、引き続き、適切に対応してまいります。		
その他の本重点課題に係る要望・意見						
255	交通死亡事故やひき逃げが増加していること、また刑事裁判では悪質な運転で被害者の生命を奪っても多くが過失で裁かれている現状を考えれば、交通事故を減らすために、点数制度において、違反に応じて点数を加算する足し算方式ではなく、全ての交通違反点数を合計した最大の数から違反行為の少なさに応じて点数を引く引き算方式とするなど、行政処分の厳格化を行うべきである。	147	警察庁	現行の制度下において、被疑者が過失を主張する事件であっても、行政処分の検討において、法令違反の事実が疎明できると判断したケースにおいては、厳正な処分を行っています。ご提案にあります引き算による点数の算出については、法令違反の事実を疎明した上で公正な行政処分を行うという観点からは、困難であると考えますが、厳正な行政処分が交通事故抑止に果たす役割は大きいという認識のもと、今後も捜査部門と行政処分部門が連携して、適切な事実認定と厳正な行政処分を継続してまいります。		
256	落ち度もないまま被害を受けたり命が奪われたりしたケースは交通「事故」ではなく、交通「犯罪事件」である。このことを認識した上で捜査に当たってほしい。	107 147 148	◎警察庁 法務省	警察では、一定の重大・悪質な交通事故事件の発生に際しては、交通事故事件捜査の豊富な経験を有する交通事故事件捜査統括官等が現場に臨場して、初動段階から捜査を統括するとともに、科学的な交通事故解析の研修を積んだ交通事故鑑識官が現場で鑑識活動等を指揮するなど、組織的かつ重点的な捜査を推進しています。 検察庁では、引き続き、十分な捜査を行った上で、犯罪被害者等の意見も聴きながら、法と証拠に基づいて、適切に対処するよう努めてまいります。		
257	飲酒運転防止のため、飲酒検知のみならず、アルコール・インターロック装置を車載するべきである。外国では、インターロックの装着を裁判官が命じたり、インターロックを導入することで罰金の額が減額されるなどの費用負担での工夫もみられることから、参考としてほしい。		警察庁 国土交通省	【警察庁】 警察庁では、飲酒運転の根絶に向け、関係機関・団体等と連携した広報啓発・交通安全教育を推進するとともに、飲酒運転をした運転者のみならず、車両等の提供者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、車両等の提供、酒類の提供及び要求・依頼しての同乗や教唆行為について、確実な立件に努めているところです。 アルコール・インターロック装置の装着義務化については、装置の装着、維持管理に要する費用の負担に関する問題等の課題が存在するものと認識しています。 当庁としては、引き続き、飲酒運転の根絶に向けた諸対策を強力に推進していきたいと考えていますが、装置の車載については、その導入の要否も含め、関係省庁や自動車メーカー等の団体を中心とした慎重な検討が必要であると考えています。 【国土交通省】 飲酒運転防止対策については、政府全体で取組が進められているところ、車両技術による対策であるアルコール・インターロック装置については、なりすまし防止、誤検知等の実効性に関する技術的課題がある他、飲酒をしない運転者もいる中で、車両への装備義務づけに当たっては慎重な検討が必要であると考えています。 一方、国土交通省では、「呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針」を策定するとともに、令和4年度から事業用自動車への導入支援制度の対象としたところ、引き続き、アルコール・インターロック装置の普及促進に取り組んでまいります。		
258	交通事故防止のため、運転手に「進入禁止」「止まれ」と示すのではなく、進行方向のみを示すような外国の例も参考にして、運転手にとって分かりやすく、パニックを誘発しにくい道路標識への変更を進めてほしい。		◎警察庁 国土交通省	我が国の道路標識に用いる記号や形状、色彩等については、道路標識の国際的な基準を示した国際連合道路標識の形状や色彩等を参考に、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)において定めてきたところです。道路標識の設置に当たっては、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第1条の2第1項において「歩行者、車両又は路面電車がその前方から見やすいように、かつ、道路又は交通の状況に応じ必要と認める数のものを設置し、及び管理してしなければならない」と定められております。道路標識の設置場所は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定められているほか、交通規制の実効が上がるよう「交通規制基準」の改正について(通達)「(令和6年7月26日付け警察庁丙規発第20号)」において、道路標識の設置基準を定めており、設置間隔、角度、取付け方等を示し、見やすく分かりやすい道路標識の設置に努めているところです。		

259	後期高齢者による交通事故防止のため、免許更新に関して ・ 免許更新期間の短縮 ・ 免許更新制度へのアプリ等を活用した運転能力シミュレーションテストの導入 といった取組を取り入れてほしい。		警察庁	加齢に伴う身体機能の低下の程度は個人差が大きく、年齢のみによって一律に運転を制限すること自体に問題があるほか、運転ができなくなった者に対する移動手段の確保の問題もあります。さらに、現在の高齢者講習や医師の診断制度を維持した上で運転免許証の有効期間を短縮することとした場合に、高齢者自身の負担に加え、高齢者講習を実施する自動車教習所や認知症の診断を行う医師の負担も増加するという問題があると考えられます。 なお、75歳以上の免許保有者が認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした場合には臨時に認知機能検査を行い、その結果に基づいて医師の診断を受けさせるなど認知機能の低下しているおそれがある高齢運転者をタイムリーに把握しているところです。また、現在、70歳以上の免許保有者については、免許更新の際に高齢者講習を受講することが義務付けられています。同講習では、受講者に実際に自動車等の運転をしてもらうこと(実車)や運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより、受講者に自らの身体的な機能の変化を自覚してもらうとともに、実車や検査結果を踏まえ、受講者に対して安全運転に関する助言・指導を行っています。こうした現行の制度を効果的に運用し、高齢運転者による事故の防止を図っていくこととしています。		
260	後期高齢者による交通事故防止のため、高齢者が運転せずに生活を営めるよう、 ① 高齢者が必要な時に運転せずに移動できる交通サービスの提供 ② 高齢者が医療機関まで移動せずに必要な医療を受けられる移動医療サービスの充実 ③ 食料品や日用品が購入できる移動販売サービスの拡充 を行ってほしい。		①国土交通省 ②厚生労働省 ③◎農林水産省 経済産業省	① 従来より地域の路線バスやコミュニティバスの運行費等に対する補助を行っているほか、共創MaaS実証プロジェクトで、地域の多様な関係者の連携・協働の取組により、地域住民の移動手段を確保するためのAIオンデマンド等の導入に対する補助を行っております。 また、令和6年7月に設置された国土交通省「交通空白」解消本部の下、自治体や交通事業者等とも連携し、公共ライドシェアや日本版ライドシェア等の導入を促進しております。 引き続き、関係する制度や予算を最大限活用し、高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保に努めます。 ② 後期高齢者による交通事故防止を目的に行っているものではありませんが、在宅医療の体制構築に係る指針を作成し、在宅での医療が必要な方に対して、地域の実情に応じた在宅医療の提供体制の整備に取り組んでいるほか、幅広く適正にオンライン診療が普及するよう、医療機関が参考にできる事例集や手引き書の作成、国民への周知広報資料の作成等を行っており、さらに取組を推進してまいります。 ③ 買物困難者対策については関係府省が連携して取り組んでおり、例えば、農林水産省においては、食品アクセス確保の観点から、移動販売車等による集落への訪問販売やスーパーマーケットまで送迎する乗合バスの運行等の取組に対する支援を行っているところです。引き続き、各地の実情に応じ、地方自治体や民間事業者とも協力しながら対策に取り組んでまいります。		
261	高齢者の危険な運転等について、被害防止の観点から通報するため、匿名で通報し、すぐにナンバー等から確認してもらうような仕組みをつくってほしい。	184	警察庁	警察では、国民から頂いた情報について、その内容を踏まえ、適宜適切な対応をするよう努めています。		
262	自動車運転死傷行為処罰法は、構成要件に解釈の余地が大きく、国民感情と運用との乖離が生じている事件もみられることから主観的要素の要件の緩和や、速度違反、飲酒、居眠り、脇見運転等の危険運転一般に適用可能な条項を設けるなどの改正を行ってほしい。また、過失運転致死傷罪(同法5条)については、死亡の場合の最高刑を引き上げ(12年など)、罰金刑は削除してほしい。		法務省	自動車運転による死傷事犯に係る罰則の在り方については、被害者等の心情に十分配慮しつつも、この種事犯の実態等様々な事情を踏まえて検討されるべきものであると認識しております。 なお、自動車運転による死傷事犯に係る罰則の在り方については、現在、法務省が開催している「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」において検討中です。		
263	公訴時効は加害者の逃げ得を許す悪しき制度であることから、殺人、交通犯罪、重過失致死傷事件において時効を撤廃してほしい。		法務省	公訴時効制度の趣旨は、時の経過による証拠の散逸等に基づく法的安定の要請と犯人処罰の要請の調和を図るため、法定刑の重さに応じた一定期間の経過により、検察官が起訴できないこととするというものです。 交通犯罪や重過失致死事件について公訴時効を廃止することは、公訴時効制度の趣旨との関係や、他の犯罪との均衡等の観点から、慎重な検討を要すると考えております。 なお、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、刑事責任の追及に期限を設けず、事案の真相をできる限り明らかにすることが強く要請されるほどの当罰性があると考えられたことなどから、平成22年の法改正で公訴時効が廃止されました。		
264	触法少年の年齢を14歳未満から、5歳以上に引き上げるべきである。		法務省	触法少年は14歳未満の少年を対象としていることから、5歳以上で刑罰法令に触れる行為をした少年についても、現行制度において適切に対処しているものと承知しています。		
265	捜査特別報奨金制度について、報奨金の額が低いと情報提供をして命を狙われるリスクに見合わない可能性があることから、報奨金の額の上限を一律3千万円とするなど情報収集に実効ある対策を行ってほしい。		警察庁	警察では、情報提供をいただいた方の個人情報については、秘密の保護に最大限配慮し、その取扱いには特に細心の注意を払っております。 報奨金額の在り方については、現行制度においても、被疑者の検挙に至った事例が複数存在することに加え、提供される情報の内容が様々であることを踏まえ、現行制度を維持しつつ、引き続きこれを適切に運用してまいりたいと考えております。		

第4 支援等のための体制整備への取組						
要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
条例制定等に関する要望・意見						
266	全ての市区町村には特化条例が制定されていないのが現状であるため、各警察署長からも働きかけてほしい。被害者等の居住地によって支援の格差が出ないような働きかけをしてほしい。	166	警察庁	警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を行っております。 また、警察署長等幹部による首長等への働きかけについては、従来から推進しているところであり、引き続き、条例の制定等に向けた検討等に資する協力等を行ってまいります。		㊦
267	犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、身近な市町村における総合的相談窓口等の整備を行い、生きるための生活支援等が、全国どこに住んでいても受けられるよう、犯罪被害に特化した市町村条例の整備を全ての自治体で推進してほしい。 また、条例がない市町村でも犯罪被害者等が支援を受けることができるように、県条例をもっと充実させ、市町村への補助や支援をしてほしい。	166	警察庁	警察においては、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定・改定に向けた検討に資する資料の提供を行っており、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。		㊦
268	条例未整備の市町村に対し、国がヒアリングするなどして、積極的な情報、ノウハウの提供や財政的な支援を行うべきである。 また、既に制定している自治体が改正に向けて条例の内容を比較検討できるようなポータルサイトを作成するべきではないか。この際、条例だけではなく、被害者支援に従事する組織体制、専門職の有無、予算も比較できるようにすることが求められる。	166	警察庁	警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定・改定に向けた検討に資する資料の提供を行っており、引き続き、ウェブサイトに掲載する情報の更新も含め、地方における支援の充実にに向けた検討を行ってまいります。	㊦	
地方公共団体や多機関ワンストップサービスに関する要望・意見						
269	地域や担当者による格差をなくすため、国から現場で何をすればいいかの指針等を出して明確に指示してほしい。そのための必要な予算、要員を育成するための具体的な計画を考えてほしい。また、被害者支援の現場の困り事や悩んでいることなどを吸い上げ、現場にフィードバックしてほしい。	166	警察庁	令和6年4月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、都道府県や市区町村等の犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割について示しており、警察庁において、関連通知や執務資料を発出しているところです。また、地方における犯罪被害者等支援の充実に資するよう、各種研修・教材の充実・強化を図っているほか、地方公共団体アドバイザー等の職員が、現場からの相談に対応する仕組みを構築しています。 さらに、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等において地方公共団体等への情報提供を行っているところ、引き続き、これらの取組により現場へのフィードバックに努めてまいります。	㊦	
270	多くの地方自治体が過失犯罪を支援制度の対象から外している。相談だけなら受ける、という自治体がどれくらいあるのかも不明である。全国のすべての自治体を対象に調査し、現状を把握し、自治体間の支援内容の差異をなくしてほしい。過失犯罪を見舞金支給の対象外をしていることは是非について検討してほしい。	166 168 17	警察庁	地方公共団体の取組について一律に基準を示すのは困難であり、また、地方公共団体の実情も踏まえ、限られた人員・予算の中で個別の支援施策ごとに支援対象が決定されるべきものではありませんが、地方公共団体における支援施策の検討に資するべく、警察庁においては、これまでも地方公共団体の状況調査を実施してきたところ、地方における被害者支援の充実に資するよう、地方公共団体の作業量も踏まつつ、調査事項の適切な選定等に努めてまいります。 また、支援窓口での適切な応対がなされるよう、研修素材の提供、講師の派遣等、職員研修の実施にも努めてまいります。	㊦	
271	過失犯罪や詐欺に関する国や地方公共団体による支援制度が少なく、支援センター等において支援をほとんど受けられていない現状があるため、支援状況・支援制度の調査や先進的取組の紹介などにより、過失犯罪や詐欺の被害者に対する支援制度を充実させてほしい		警察庁	犯罪被害者等のための具体的な施策の策定・実施に当たっては、個々の施策ごとにその対象となる犯罪被害者等が定められるべきものではありませんが、犯罪被害者等施策の充実に向け、政府全体で引き続き検討するとともに、地方公共団体に対しては、先進的な取組を紹介するなどにより、施策の充実に努めてまいります。		
272	自治体によって統計方法が異なるため、統一した統計方法を国が示してほしい。	166～168 170	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討により資する情報提供を行うため、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する取組の統計の集計方法や公表方針について検討してまいります。	㊦	
273	自治体による支援は、地域間格差が大きい。国や都道府県が連携して、自治体間での支援の格差が広がらないよう取り組み、犯罪被害者や遺族が支援の難民にならないように配慮してほしい。	166	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。 また、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実に努めてまいります。	㊦	
274	遺族や被害者になってしまった人を支援する窓口が理解・周知されていないため、専門職員が必ずいる国レベルの窓口を整備して欲しい。被害者に継続的な支援を行っていくために区市町村の総合的対応窓口のさらなる強化を図ってほしい。機能強化のための国による取組が引き続き必要である。	167 168	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。	㊦	
275	犯罪被害者等の相談窓口を周知してほしい。また、不安を解消するために、行政の相談窓口における匿名性の確保の取組について周知してほしい。	167	警察庁	警察庁においては、地方公共団体職員向けの研修・会議等を通じて、総合的対応窓口の周知や適切な個人情報管理について要請しているほか、総合的対応窓口の周知・啓発に用いる資料を提供するなどしており、引き続き、これらの周知に努めてまいります。		㊦
276	被害者支援では夜間の相談が多いため、各都道府県で土日及び夜間にも相談を受け付ける窓口を設けてほしい。性犯罪には24時間対応の相談窓口があるが、その他の犯罪被害者や遺族にはないため、24時間相談に専門的に対応できるようにしてほしい。	168	警察庁	警察庁においては、地方公共団体職員向けの研修・会議等を通じて、総合的対応窓口の機能充実に要請しており、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。	㊦	
277	地方公共団体における総合的対応窓口には、福祉専門職が配置されていない部署に設置されていることが多いため、庁内において犯罪被害者支援の周知、福祉専門職が配属されている部署との連携を強化し、人材の確保と活用を進める必要がある。福祉専門職の配置には、国からの地方財政措置等を行うべきである。	168 169	㊦警察庁 総務省	警察庁においては、総合的対応窓口を中心とした部門横断的な連携強化による機関内ワンストップサービスの実現に向けた働き掛けを行っています。また、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向け、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和7年度政府予算案に計上するなどの取組を推進しているところであり、引き続き、関係省庁と連携し、必要に応じた所要の財政上の措置を検討してまいります。	㊦	

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
278	コーディネーターを各都道府県に配置できるよう、人材確保や補助金のような予算措置について国で施策を講じるほか、コーディネーターへの研修、コーディネーター間の交流のための会議の設定やマニュアルの作成、相談できる警察庁の専門職の活用をしてほしい。また、都道府県配置のコーディネーターの活用を国から働きかけてほしい。	168	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向け、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和7年度政府予算案に計上するほか、コーディネーターへの研修や教材の充実・強化の準備を進めるとともに、コーディネーター等からの相談に対応する地方公共団体アドバイザーの活用等の取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。	㊦	
279	犯罪被害者等支援コーディネーターについて、社会福祉士・精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者の配置を充実することを加えてほしい。	168	警察庁	警察庁においては、ワンストップサービスの実現には福祉の視点が重要であることから、公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しました。また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配慮するよう働き掛けております。 引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいります。	㊦	
280	被害直後からの行政サービス利用等の手続のため、警察と区市町村の総合的対応窓口との連携についてシステムを構築してほしい。	169 182	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。	㊦	
281	警察や被害者支援センターから総合的対応窓口への情報提供を迅速に行うため、先進的取組の紹介、総合的対応窓口の機能について警察や被害者支援センターも理解するための研修等の施策を講じてほしい。	182	警察庁	警察庁においては、全国の犯罪被害者等支援担当者に対して、総合的対応窓口の機能や連携に関する必要な知識・技能についての研修を実施しているほか、民間被害者支援団体が実施する職員向けの研修においても関係機関との連携に関する研修を行っています。 引き続き、総合的対応窓口に対し迅速に情報提供できるよう継続的に研修を実施してまいります。	㊦	㊦
282	犯罪被害者が最初に接するのは警察であるため、早期に支援につながるよう、警察において被害者支援を行う人や団体、窓口があることを必ず説明するように徹底してほしい。	182 220	警察庁	警察においては、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供しております。引き続き、これらの取組を適切に行うよう努めてまいります。		㊦
283	警察、各都道府県犯罪被害者支援センター、自助グループ等多様な団体が連携し、情報共有、相互紹介機能を強化することで、犯罪被害者が主体的に色々なサポートを選べるように案内してもらいたい。また、各機関が職責や目的をより深く理解し、連携の質を高める取組をしてほしい。	169 170 182 183 184	警察庁	現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。 また、警察においては、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供しております。	㊦	
284	「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」のとりまとめに関する施策が反映されるようにしてほしい。職業安定所、労働基準監督署等の労働関係の機関との連携も重要であることにも配慮してほしい。		㊦警察庁 厚生労働省	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、労働関係機関との連携も含め、地方における支援の充実に努めてまいります。	㊦	
285	警察、行政及び早期支援団体（支援センター）と犯罪被害者の当事者団体の連携を強化してほしい。	182	警察庁	警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介しております。	㊦	
286	施策番号170の犯罪被害者等支援に関する「コンタクト・ポイント」については、相談窓口とするべき。	170	警察庁	基本計画の見直しに当たって、御意見を参考にさせていただきます。		㊦
287	多数の被害者が発生した場合に広域的に支援体制を結集・確立するための自治体間の協定の整備や支援要員を動員するための予算の確保、基本的に都道府県単位で活動している民間団体の支援員の広域的動員のための制度整備を検討してほしい。	170	警察庁	警察庁においては、地方公共団体間の連携・協力を促進するための研修を実施しているほか、民間被害者支援団体に対する必要な指導・助言を行っているところ、引き続き、これらの取組を通じて、多数の被害者が発生した場合の広域的な支援体制について検討してまいります。		
288	被害の内容等によって居住する市町村や都道府県に相談しにくい場合の他の自治体への相談体制の整備を検討してほしい。	170	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。	㊦	
289	都道府県と市町村との役割分担が十分理解されていないため、明確に示し、都道府県と市町村間、市町村間の連携を促進してほしい。	170	警察庁	令和6年4月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、都道府県や市区町村等の犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割や関係機関・団体間の連携について示しており、警察庁において、関連通知や執務資料を発出しているところです。また、取りまとめを受けて、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。	㊦	
290	県警から地方検察庁への送付書類に、県の早期援助団体（支援センター）へ周知済みのチェック項目を追加したことにより、警察からセンターへの情報提供が進んだ事例があることから、この仕組みを全国に広めてほしい。	182	㊦警察庁 法務省	警察庁においては、各種会議等を通じて都道府県警察を指導するとともに、好事例の紹介や課題等の情報共有により基本的な犯罪被害者等施策の確実な実施に努めており、御指摘の事例も踏まえ、引き続き、都道府県警察への情報共有に努めてまいります。		
291	多機関連携を促進するため、被害者支援連絡協議会を条例に明記するとともに、その構成員に守秘義務を課すことを盛り込むべきであり、さらには、協議会の下に具体的な支援に従事する「実務者協議会」的な組織も設置すべきである。	166	警察庁	警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定・改定に向けた検討に資する情報提供を行っているところ、引き続き、関係機関・団体間の連携協力や個人情報管理の重要性について周知を図ってまいります。 また、都道府県警察に対して、地域の実情に応じ、被害者支援連絡協議会未加入の機関・団体等への新規参画の働きかけを行うほか、協議会の規模、会員構成等に鑑み、関係機関・団体等の代表者及び実務担当者でそれぞれ構成される会議体の設置等によりその活性化を図るよう指導しております。		㊦
292	連絡協議会が多機関ワンストップサービスにおける支援調整会議の役割を果たす、あるいは連絡協議会の下に支援調整機能を果たす組織を持てばよいのか。	166 168 183	警察庁	支援調整会議は、多機関ワンストップサービスにおいて、個々の犯罪被害者等に支援を提供するに際し、支援のパッケージ化を検討するためのものであり、関係機関・団体間の連携及び相互の協力を強化するための被害者支援連絡協議会とは趣旨が異なります。 他方で、多機関ワンストップサービスの具体的な仕組みは、地域の実情に応じて検討されるべきものであるため、引き続き、必要な情報提供を行うなどして地方における体制の充実に努めてまいります。		

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
293	施策番号183について、被害者支援連絡協議会等における具体的な事業に応じた対応力の向上は、「図る」ではなく「向上させる」などの文言に修正してほしい。 施策番号187について、指定被害者支援要員制度の積極的な活用は、「図る」ではなく「活用させる」、また、必要な知識等についての研修、教育等の充実は「努める」ではなく「充実させる」などの文言に修正してほしい。	183 187	警察庁	基本計画の見直しに当たって、御意見を参考にさせていただきます。		㊦
294	当事者の声を届けるため、「被害者支援連絡協議会」「被害者支援地域ネットワーク」への自助グループの参加を積極的に推進したり、支援関係機関と当事者団体等の連絡協議会を開催するなどしてほしい。	183	警察庁	警察庁においては、都道府県警察に対して、地域の実情に応じ、被害者支援連絡協議会未加入の機関・団体等への新規参画の働きかけを行うほか、協議会の規模、会員構成等に鑑み、関係機関・団体等の代表者及び実務担当者でそれぞれ構成される会議体の設置等によりその活性化を図るよう指導しております。		
295	地方公共団体における福祉専門職の活用及び連携・協力にあたり、被害者支援連絡協議会のメンバーとして職能団体の長に参加を求め、福祉専門職全体へ被害者支援の理解を浸透させていくことが望まれる。 また、現場の職員が架空事例等を用いた研修を定期的に行う場における支援コーディネートやケアマネジメントの知見を持った福祉専門職のスーパーバイザーの配置を職能団体と連携して進めてほしい。	169 183	◎警察庁 厚生労働省	警察庁においては、厚生労働省と連携して公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に働き掛け、犯罪被害者等に関する知識・技能を有する福祉専門職の養成に努めているほか、今般の有識者検討会取りまとめを受け、これら職能団体に対して、各種会議体への参画や会議の場を活用した支援に関わる職員への研修等の実施について協力を依頼するなどの連携を推進しております。 また、都道府県警察に対して、地域の実情に応じ、被害者支援連絡協議会未加入の機関・団体等への新規参画の働きかけを行うほか、協議会の規模、会員構成等に鑑み、関係機関・団体等の代表者及び実務担当者でそれぞれ構成される会議体の設置等によりその活性化を図るよう指導しております。		
地方公共団体以外の個別の機関・支援関係者ごとの要望・意見						
296	被害者が依頼した弁護士とトラブルになった場合の弁護士に関する相談窓口を被害者に周知してほしい。また、詐欺被害の回復が困難であるにもかかわらず、事件を引き受ける弁護士について注意喚起をしてもらいたい。	203	法務省	弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会、個別の弁護士に対して行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。		
297	犯罪被害者の診察・治療について、優先的に犯罪被害者を早急に診察・治療するなどの診療体制をつくってほしい。	215	厚生労働省	犯罪被害者等に特化した対応は実施困難ですが、医療機関は犯罪被害者等を含めた患者に対する診療体制を構築しています。		
298	女性医師やPTSDを専門に治療する精神科医にすぐにつなげるような診療体制や犯罪被害者専用の精神科・クリニックを設けてほしい。	215 216	厚生労働省	犯罪被害者等に特化した対応は実施困難ですが、医療機関によっては女性医師やPTSDを専門に治療する診療体制を構築しています。		
299	被害者支援における警察の対応の好事例や悪例を警察官に周知し、支援に活かしてほしい。	217	警察庁	警察庁においては、各種会議等を通じて都道府県警察を指導するとともに、好事例の紹介や課題等の情報共有により基本的な犯罪被害者等施策の確実な実施に努めております。		㊦
300	「被害者の手引」について、持ち歩きたくない、紛失してしまう、見たいときに確認できないなどのデメリットがあるため、スマートフォンのアプリとすれば、こうしたデメリットを解消できる上、随時被害者に必要な情報を知らせることやオンライン手続等も容易となるため、アプリで提供してほしい。	139 218	警察庁	被害者の手引や被害者支援のための窓口については、各都道府県警察においてホームページ上での公開を行っており、いつでもスマートフォン等による確認が可能となっております。		
専門職の活用に関する要望・意見						
301	犯罪被害者等の支援をより充実させ、必要に応じて捜査や公判段階、心情聴取・伝達制度の際の心理的サポート等に公認心理師を活用するため、犯罪被害者等支援条例に都道府県公認心理師職能団体との連携を明記してほしい。	166 169	警察庁	警察においては、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定・改定に向けた検討に資する資料の提供を行っております。また、地方公共団体に対し、公認心理師を含む職能団体との連携についても、引き続き周知を図ってまいります。		㊦
302	犯罪被害者にとっては、福祉的なサポートと法的なサポートが必要であることから、 ①精神保健福祉士や社会福祉士といった専門的知見を有する人を被害者支援に活用してほしい ②弁護士からのアドバイスを受けやすくする仕組みを構築してほしい	169 203 204	①警察庁 ②法務省	(①について) ワンストップサービスの実現には福祉の視点が重要であることから、警察庁から公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しており、また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配慮するよう働き掛けております。 引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいります。 (②について) 弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会、個別の弁護士の活動や取組に関しては、行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。 また、法テラスでは、犯罪被害者等支援を行う相談窓口に関する情報提供や、犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っているほか、犯罪被害者等支援弁護士制度(令和8年4月までに施行予定)の下で、弁護士による無料法律相談等を実施する予定です。		㊦
303	施策番号169の専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化について、働き掛けではなく、専門職を活用するようにさせる、としてほしい。	169	警察庁	国の計画において、地方公共団体に専門職の活用を義務付けることは困難ではありますが、警察庁においては、各種会議や研修を通じて活用の働き掛けを行っているところです。 また、ワンストップサービスの実現には保健医療・福祉分野に関する専門的知見・ノウハウの活用が重要であることから、職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しています。引き続き、地方における支援に専門的知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいります。		

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
304	信頼を築いた支援員が継続的に被害者をサポートすることが、被害者に大きな安心感を提供することから、各都道府県や警察に、異動しない専従の被害者支援専門員を配置するとともに、被害者の理解を深めるための教育をしてほしい。	107 169 171 187	警察庁	職員の人事異動については、地域の実情に応じて検討される必要があります。 他方で、警察庁においては、地方公共団体や都道府県警察の職員を対象とした研修を通じて、犯罪被害者等についての理解を深めるよう努めており、引き続き犯罪被害者等支援に携わる者の育成に努めてまいります。 また、警察においては、支援の担当者が異動した場合においても、犯罪被害者等の方々に寄り添った支援ができるよう、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、犯罪被害者等支援や被害者カウンセリング技術などに関する教育及び研修を実施しております。 さらに、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記などの配付等を実施しております。 加えて、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育を実施しております。	◎	
305	犯罪被害者等支援に公認心理師の専門性を活かすとともに、犯罪被害者等支援に関わる公認心理師の養成を確実に行うため、警察の被害者支援室、犯罪被害者等早期援助団体等の支援機関に公認心理師の必置(常勤化)を盛り込んでほしい。	169 181 15	警察庁	公認心理師の活用は、各支援機関の実情に応じて検討される必要がありますが、都道府県警察においては、公認心理師等の資格を有する職員や、カウンセリングに関する専門的な知識や技能を有する職員を配置しているところであり、精神科医や民間のカウンセラーとの連携、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度等により、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制を整備しております。 また、犯罪被害者等早期援助団体においても、一定以上の相談業務の経験やカウンセリングの資格を有する者を犯罪被害相談員としており、犯罪被害者等支援に必要な研修も実施しております。		
306	犯罪被害者支援センター及び性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに、臨床心理士・公認心理師の配置を拡充してほしい。	59 181	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府では、都道府県等に対する交付金により、心理専門職による支援を含め、ワンストップ支援センターにおいて心理的支援が提供できる体制の整備を支援しています。 【警察庁】 臨床心理士、公認心理師の活用は、各支援機関の実情に応じて検討される必要がありますが、犯罪被害者等早期援助団体においては、一定以上の相談業務の経験やカウンセリングの資格を有する者を犯罪被害相談員としており、犯罪被害者等支援に必要な研修も実施しております。		
307	被害直後に警察の事情聴取を受けたり、実況見分に立ち会ったりすることは、被害者にとって多大な苦しみであり、被害者のケアを行い、ストレスを少しでも軽減させるため、警察署内にカウンセラーを配置してほしい。	187 107 15	警察庁	都道府県警察においては、専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生した場合に、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添いや心配事の相談に応じるなど、犯罪被害者等に寄り添った活動を行う指定被害者支援要員制度を運用しております。		
308	施策番号195について、被害者支援員と犯罪被害者等支援に関する機関・団体等との連携・協力の充実・強化は、「図る」ではなく「連携強化を行う」などの文言に修正してほしい。	195	法務省	被害者支援員等の被害者支援担当者は、犯罪被害者等の状況に応じ、関係機関や団体等を紹介するなど連携を行っており、引き続き、関係機関との連携強化に継続的に取り組んでまいります。	◎	
309	検察庁において、再犯防止のための福祉的対応に加え、被害者対応を専属で行う福祉専門職の配置を行ってほしい。また、検察庁の被害者等支援は期間が制約されるため、被害者支援センターなど継続的な支援につながる体制整備としてほしい。	195	法務省	全国検察庁には、犯罪被害者等の方々全般に対して支援に携わる被害者支援員を配置しており、被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応を行っているほか、被害者の方々の状況に応じて社会福祉士等による支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの活動も実施しています。		
支援者や被害者への情報提供に関する要望・意見						
310	特に、保険証の利用、公営住宅の優先入居、生活保護の収入認定は、知識不足や誤解が深刻で不適切な対応もある。例えば犯罪被害における健康保険証の利用に係る第三者行為手続に被害者の念書が必要と誤解していたり、被害者や支援者が医療機関に主張しても通らないと考えていることもある。そのため、支援者が国による各種通知をインターネット上で確認できるよう、国のウェブサイトに関連通知一覧を掲載するなど、国の施策の情報提供を充実させてほしい。	171 225	警察庁	医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度に関して、関係府省庁から制度を担当する地方公共団体等に対し、犯罪被害者等も利用し得ることを明記した通知を发出するとともに、警察庁から、これら通知を地方公共団体の総合的対応窓口に対してまとめて周知し、当該通知等は警察庁ウェブサイトにおいて公表しております。また、各制度を所管する関係府省庁において、様々な機会を通じて、通知の内容について再周知を行っています。また、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくなるよう、警察庁において、犯罪被害者等の目録に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組んでまいります。	◎	
311	全国の地方公共団体の支援制度をとりまとめた詳しい情報がないことから、特に被害者のニーズの多い支援制度については、全ての地方公共団体に制度の有無や実績等を調査し、情報を得られるようにしてほしい。国において地方公共団体に関する調査の実施や先進的自治体の紹介の等の情報提供に関する施策を充実させてほしい。	171 168	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。	◎	
312	犯罪被害者に正しい情報を提供し、支援員の教育にも役立てるため、様々な分野や機関による支援情報がわかる冊子等を作成してほしい。		警察庁	警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口等についてわかりやすく記載したパンフレットとして「被害者の手引」を作成しております。	◎	
				また、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくなるよう、警察庁において、犯罪被害者等の目録に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組んでまいります。		
313	犯罪被害に理解のある医療機関について自治体が把握していないことから、周知に取り組んでほしい。	215 216	厚生労働省	都道府県等に対して事務連絡を发出し、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の開設等に協力可能な医療機関の情報収集等を依頼しています。		
314	犯罪被害者・遺族が自治体の総合的対応窓口相談すれば、精神保健センター・保健所などと連携するなどにより速やかに診療を受けられる体制を整備してほしい。	215 216	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、精神保健関係機関等との連携も含め、地方における支援の充実にも努めてまいります。	◎	

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
315	司法、警察関係者へ各都道府県の支援サービス内容の周知・研修をしてほしい。	184 187 196	警察庁 法務省	【警察庁】 警察においては、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供しております。引き続き、これらの取組を適切に行うよう努めてまいります。 【法務省】 法テラスでは、自治体を含む関係機関等との連携を図り、協議会に出席するなどして各関係機関等の支援サービスの内容を把握した上、職員に対する周知を行っています。 また、各検察庁では、各自治体を含む犯罪被害者支援に関係する関連機関との各種連絡会議・研修・講演会等を通じ、情報共有及び連携強化に努めております。 なお、弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会、個別の弁護士の活動や取組に関しては、行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。また、裁判所は行政機関ではないため、裁判所の運用に関わる事項について政府が定める基本計画に盛り込むことは困難です。		◎
個別の被害者・被害類型ごとの要望・意見						
子ども						
316	施策番号179の性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実は、「積極的な連携を促進する」のではなく、連携するようにさせる方向に文言を修正してほしい。	179	文部科学省	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において「警察をはじめとする関係機関との連携」を促しているところ。		◎
317	性被害や被害者支援に関する教職員の理解の向上のための研修や周知・啓発等の取組をしてほしい。また、教職員に性被害を認知した場合の対応について指導するほか、性被害対応のマニュアル化をしてほしい。	53 54 179	文部科学省	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところ。 また、文部科学省では、子どもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命(いのち)の安全教育」の教材及び教師用の指導の手引きを作成しており、教師用の指導の手引きでは、授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けていることについて相談を受けた場合の対応ポイントを示しているところ。	◎	
318	児童・生徒の性被害に関する問題は、本人たちはもとより、保護者や教育関係者にとっても避けては通れない問題であるため、地方の教育関係の被害者支援担当窓口を明確にし、関係者の意識改革を図るよう指導してほしい。	179 211	文部科学省	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところ。	◎	
319	性犯罪の被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進してほしい。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと学校・教育委員会がより緊密に連携していける体制を強化する必要がある。	53 54 59 179	◎文部科学省 内閣府	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところ。	◎	
320	学校で性暴力被害を受けた場合、加害児童の権利を護ろうとするため、被害者が我慢を強いられ、被害者が引き続き教育を受ける権利も保障されないケースもある。国が主導して対策を講じてほしい。	179	文部科学省	令和4年12月に改定した生徒指導提要において、性的被害者への最大限の配慮等、関係する記述の充実を図り、その周知に努めております。 また、文部科学省では、子どもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命(いのち)の安全教育」を推進しており、その教師用の指導の手引きでは、授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けていることについて相談を受けた場合の対応ポイントを示しているところ。	◎	
321	警察に届け出なくても少年サポートセンターの支援を可能としてほしい。また、少年サポートセンターの体制も、各都道府県によって異なるため、支援体制の現状把握をし、地域による格差をなくしてほしい。	186	警察庁	各都道府県の少年サポートセンターでは、少年又はその保護者等からの相談を直接受け付けており、少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困り事等の相談があったときに、その内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行っています。 少年サポートセンターについては、地理的状況や業務負担等を勘案して、複数の設置や支所の設置に努めることとしているが、支援を必要とする少年の居住地の近くに少年サポートセンターや支所がない場合には、最寄りの警察署に配置されている少年補導職員等が支援を行うなど、地域の実情に応じた対応を行っています。 引き続き、支援を必要とする少年に寄り添った対応を行えるよう努めてまいります。		
322	児童生徒を対象とした対面による行政の相談窓口の開設時間を、児童生徒が放課後等に相談しやすい時間帯に設定してほしい。	53 54 186	警察庁 子ども家庭庁 文部科学省	【警察庁】 警察では、警察署等における対面による少年相談に常時対応しているほか、少年サポートセンターでは専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言等を実施しています。 【子ども家庭庁】 各自治体において設置している児童福祉に関する相談窓口において、全て一律に対面で相談できる時間帯を延長することは困難ですが、電話やチャット等、対面に限らず様々な手段で放課後等の時間にも相談を受け付けられる体制整備を後押しできるように予算補助等を実施しております。例えば、市区町村で設置が進んでいる子ども家庭センターにおいては、関係機関と連携して、子ども家庭センターに子どもたちがアクセスしやすい環境の整備を、児童相談所においては、夜間・休日を問わず、相談に対して電話等に応じられる体制の整備を図っております。 【文部科学省】 文部科学省においては、本計画を踏まえ、学校における教育相談体制の充実を図っているところ。また、文部科学省のホームページにおいて、教育委員会が実施している対面相談の窓口を周知しております。		

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
323	児童相談所は、18歳未満の少年の主要な支援機関として、職員の増員等を図りながら、少年への支援を徹底してほしい。	48 97	こども家庭庁	児童虐待防止対策体制総合強化プラン(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定、令和5年12月26日改定)に基づき、児童福祉司(指導教育担当児童福祉司を含む。)及び児童心理司の増員のほか、弁護士との配置等を支援し、児童相談所の支援体制の強化を図っております。		㊦
324	交通事故により障害を負いながら復学する場合、学校の協力体制は必須である。また被害者家族となったきょうだいは、本人の容体の心配、家庭環境の変化等、心身ともに大きな負担を強いられるため特別な配慮をしてほしい。	211 212 213 214	文部科学省	文部科学省においては、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料等を活用しつつ、養護教諭の資質向上のための研修の充実に努めているところです。 文部科学省においては、交通事故で家族を亡くした子供の心のケアとサポートに資するため、警察庁が実施する「交通事故で家族を亡くしたこどもの支援に関するシンポジウム」の開催を周知しているところです。		㊦
325	犯罪被害者のきょうだいの支援が進んでいない。犯罪被害によりきょうだいを亡くした子供たちへの支援の拡充を求める。 ①きょうだいに対する被害者支援の中で二次的被害を生むことのないよう、親や被害者支援に携わる者が犯罪被害者のきょうだいが置かれた現状や二次的被害についての知識を得て、安心して相談できる体制を構築してほしい。 ②きょうだいの支援は、親の子育て支援ときょうだいの支援の両輪で、教育部門、福祉部門、医療関係と連携が必要である。実際の困りごとや問題を親を通してではなくきょうだいに聞きながら支援してほしい。 ③きょうだいの支援に当たっては、自分の意思で関わることでできる担任の先生が、子供の困り事に気づいた上で支援につないでほしい。子供を支援する上でのスキルアップも大事である。 ④加害者や事件関係者の親族等と遺族が同じクラスになることがないようにしてほしい。	214	①② ㊦警察庁、こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省 ③④ 文部科学省	①② 警察においては、少年の被害時の状況や、精神的なダメージの程度等を総合的に判断し、被害からの回復のために継続的な支援が必要と認められた場合には、少年や保護者に対する適切な指導・助言に努めるとともに、関係機関・団体とも協力しながら、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行っております。 また、犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議の活用や、コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用により、犯罪被害者の親やきょうだいも安心して相談できる環境を整備するとともに、教育・福祉・医療等の部門と適切に連携できるよう努めてまいります。 ③ 文部科学省においては、警察庁が作成した、犯罪被害者等支援に関わる場合に、被害者やその家族・遺族と接する際に配慮すべきポイント等が示された動画を周知しているところです。 ④ 学級編制については各学校長の判断により行われるものとなりますが、文部科学省としては、生徒指導提要において、あらゆる場面において、児童生徒が平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって動かし合いながら成長できる集団をつくることが大切としているところであり、その周知を通じて各学校において児童生徒一人一人が安全かつ安心して教育を受けられる学校づくりに努めております。		㊦
326	被害少年等の心身の不調における欠席については欠席扱いしないようにしてほしい。また、二次的被害等得不登校となったこどもの教育支援が行き届いていないため、ネットでこどもの教育をサポートする民間団体のような支援を国や都道府県で実施してほしい。	214	文部科学省	文部科学省においては、「非常震災等児童(生徒)又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」については、出席停止・忌引等の日数として記録することとしており、各学校の校長の判断により、指導要録上、欠席日数ではなく、出席停止・忌引等の日数として記載することも可能であることを示しているところです。 また、教育委員会が設置する教育支援センターにおいて、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果を成績に反映することができるよう促しているところです。		㊦
性犯罪・性暴力・DV						
327	離婚後共同親権の導入に伴い、法律や制度への理解が十分でないことによりDV被害者がより危険な状況になってしまう可能性もあるため、地方公共団体での被害者支援にあたっては、離婚後共同親権に関する正しい知識が共有される研修が必要である。	180	㊦内閣府 法務省 厚生労働省	一般の民法等改正について、それによりDV被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、関係府省が協力して、改正法の正確な趣旨や内容について適切な周知を図ることとしています。		
328	男女共同参画センター等におけるいわゆる「離婚講座」等や法律相談、DV等に関する講演会について、問合せや開示請求等により萎縮、後退と取れる対応が生じていることから、DV被害者らが孤立し追い込まれることのないよう、自治体に対して情報提供、注意喚起を行ってほしい。	180	内閣府	地方公共団体が設置・運営する男女共同参画センター等が実施する事業については、各地域の課題やニーズに応じて自主的に行われているものであるため、国から画一的な対応を求めることは困難ですが、DV被害者に対しては、各地域において必要な支援が提供されるよう、男女共同参画センターを含め、各地域における関係機関の連携を推進しています。		
329	自治体におけるDVの支援措置や相談証明書発行について問合せ、開示請求等が行われることにより、関係者の個人情報提供されてしまった例や、不必要に統計等が提供されてしまった例がある。また、支援措置に係る審査請求や訴訟提起が自治体担当者への圧力となっており、こうした状況に対して、自治体が組織として適切に対応し、個々の担当者、DV被害者が守られるように対応してほしい。	86 180	内閣府 総務省 厚生労働省	【内閣府】 配偶者暴力防止法では、職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者の安全確保及び秘密保持に十分な配慮をしなければならない旨が規定されています。本規定を踏まえ、内閣府では、同法に基づく基本方針において、被害者等に係る情報の保護の必要性や、職務関係者への研修において秘密保持及び個人情報の管理の徹底に係る情報を提供することの必要性を示し、地方公共団体に対する周知を図っています。 【総務省】 支援措置に係る審査請求等については、適正な手続きの下に行われる必要があると考えておりますが、DV等支援措置については、DV等の被害者の保護が重要であるため、これまでも情報漏えいを防止するための措置や、申出書の様式の修正等、同制度の適切な運用のための助言等を随時行っており、毎年開催する担当者向けの研修でもこれらの助言を改めて説明しているところです。引き続き、状況に応じて必要な助言等に努めてまいります。 【厚生労働省】 厚生労働省においては、配偶者等からの暴力を受けた女性の人權、配偶者等からの暴力の特性等に関する女性相談支援センター等の職員の理解を深めるため、専門的な研修の実施を促進しています。		
330	男性の性犯罪被害・DV被害について、関係機関の対応など、理解の促進が進んでいないと思われる。例えば、内閣府が行っている「女性に対する暴力をなくす運動」があるが、男性に対する暴力被害はよいとの捉え方をする人もいることから、国において、男性被害者と女性被害者を同列に扱うようにしてほしい。		内閣府	性犯罪・性暴力、DV等の暴力は、被害者の性別を問わず重大な人権侵害です。これらの被害について、性別の状況等を踏まえ、女性に対する暴力の根絶を男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題と位置づけ、広報啓発等の取組を行っているところですが、男性の被害者が、社会における誤解や思い込み等により、相談を躊躇しないようにしていくことも必要と考えており、男性の被害に係る広報啓発や相談員等に対する研修等にも取り組んでいます。		㊦

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
331	施策番号213の教育委員会と関係機関・団体との連携の関係機関にワンストップ支援センターを含め、より緊密に連携していく体制を強化する必要がある。	213	◎文部科学省 内閣府	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところです。 また、文部科学省では、子どもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命(いのち)の安全教育」の教材及び教師用の指導の手引きを作成しており、教師用の指導の手引きでは、授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けていることについて相談を受けた場合の対応ポイントを示しているところ。	◎	
332	デジタル性暴力被害は、被害直後からの総合的な支援と分野横断型の支援が必要であり、「ワンストップ支援センター」「犯罪被害者支援センター」ではなく、デジタル性暴力に特化した支援体制を検討してほしい。		内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府では、ワンストップ支援センターを設置・運営する各都道府県等に対する交付金により、画像・動画等の情報ツールに関連する性暴力も含めた性犯罪・性暴力被害者への医療支援・法的支援・心理的支援に要する費用を補助しています。また、ワンストップ支援センターの支援員等を対象として、情報ツールに関連する性暴力への対応を含め、オンライン研修教材及び支援事例集を作成・提供し、支援の質の向上を図っています。情報ツールに関連する被害を含め、最近の被害の傾向等に対応し、支援の質の向上を図るための取組については、引き続き、検討してまいります。 【警察庁】 被害者支援センターにおいて、犯罪被害者等の相談内容に応じて適切な支援機関に関する情報提供や橋渡し等の対応を行っているところ、引き続き、関係機関とともに各犯罪被害者等への必要な支援に努めてまいります。		
333	民間事業者が行っているハッシュ値による盗撮やリベンジポルノ等の性的被害画像の削除について、国や警察が主体となって実施してほしい。		◎警察庁 総務省	インターネット上の画像の削除は、これを管理する事業者が行う必要があり、国や警察が主体となって削除することは困難ですが、警察では、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の一環として、盗撮やリベンジポルノ等の性的被害画像の削除について、国や警察が主体となって実施してほしい。		
334	SNSでパパ活等に関係すると思われる投稿に警察関係のアカウントから警告のリプライをつけているように、盗撮やリベンジポルノと思われる関係の投稿にも同様の対応をしてほしい。		警察庁	警察では、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された盗撮やリベンジポルノ等の性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じております。		
335	盗撮やリベンジポルノの通報を警察に行う際には、夜間でも適切に対応してほしい。また、通報の際、被害画像や動画がのっているページのURLを電話越しに口頭で伝えるのはミスに繋がりがかねないため、コピーアンドペーストでURLを送付できるウェブフォーム等の手段を拡充してほしい。		警察庁	警察では、国民から寄せられた相談に対し、組織的に対応を行うことができるよう、都道府県警察本部及び警察署に、あらゆる相談への総合窓口を設置するとともに、夜間・休日を問わず、私事性的画像に係る事案をはじめとした各種相談への対応を実施しております。 また警察庁では、インターネット・ホットラインセンター(IHC)を運用し、インターネット上に流通している情報のうち、同センターの取扱対象であるわいせつ電磁的記録等の違法情報について、一般のインターネット利用者等から当該情報に関するURL等にて通報を受理し、事業者側に削除依頼を実施しております。 さらに、都道府県警察によりHPにウェブフォームを設置しているものと承知しております。		
336	インターネット・ホットラインセンターのガイドラインでは、被害画像に関するものでは児童ポルノに限定され、盗撮関係は範囲外になることから、ガイドラインにおいて、性的被害画像や動画の範囲を広げてもらいたい。		警察庁	インターネット・ホットラインセンター(IHC)では、通報された情報をもって、違法又は有害情報であるかを判断していますが、「盗撮」であることは警察の捜査によって判明するため、IHCにおいて盗撮被害による画像等であるか否かを判断できず、IHCの取扱い範囲に含めることは困難です。		
337	デジタル性暴力は被害が潜在化しやすく、支援の困難さがあることから、警察、ワンストップ支援センター、犯罪被害者支援センターにおいて、 ・デジタル性暴力の被害者が置かれている状況 ・警察等に認知されていない犯罪の件数(暗数)を含め、どのような犯罪が、実際のどのくらい発生しているのか ・各都道府県警察とMetaとの連携状況 ・性犯罪に利用されている媒体がInstagramなどの海外の会社であるため警察にて対応してもらえなかったケースや事件化等が可能となったケースが何件あるか ・現在デジタル性暴力の支援の現場においてどのような困難事例があるかの調査研究をしてほしい。	228 229	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府では、情報ツールに関連する性暴力の事案についての支援で対応が困難であった点等を含め、ワンストップ支援センターにおける支援の状況について調査等を行っております。 【警察庁】 例えば、SNSに起因する児童の性被害については、警察庁においては、毎年、性被害の実態をとりまとめているところですが、また、各都道府県警察が個別具体的な事件の捜査等の場面で行う国内の個別企業への協力依頼等については、警察庁において網羅的に把握することは困難ですが、御指摘の企業を含むプラットフォーム事業者の多くは国外にサーバーを設置していることから、これらの事業者に捜査への協力を依頼する場合には、警察庁を通じて捜査機関に捜査共助・協力を要請するなどして、捜査を推進しているところです。 事件化の可否を含む、警察の対応については、個別具体的な事案において法と証拠に基づいて判断されるものですが、いずれにせよ、児童の性的搾取・虐待の防止が図られるよう、必要な指導を行ってまいります。	◎	
338	性犯罪を受けた男性・男児のケアは重要であることから、施策を検討する前提として、潜在化している性犯罪被害者(男性、障害者、LGBTQ IA+等)を対象とした調査によって当事者のニーズ把握を行ってほしい。	228 229 230	内閣府 警察庁 法務省	性犯罪等の被害については、関係府省庁において、被害実態や被害者への支援等に関する調査を実施しています。引き続き、性犯罪等の被害が潜在化しやすいことも踏まえ、多様な被害者を含む被害者のニーズ等の把握に必要な調査について、検討してまいります。	◎	
売春						
339	売春防止法に係る女性が、再び売春の場に戻ることはないよう、精神的な医療、カウンセリング等の支援に繋いだり、就労支援が受けられるようにしてほしい。		◎厚生労働省 内閣府	女性相談支援センター等では、医療機関等の専門機関と連携し、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うとともに、就労支援を行っている行政機関や民間団体との連携を図り、就労支援を行っています。		
340	路上での売春等を行う子ども・若年女性については、その背景に虐待、いじめ、性暴力等の被害や発達障害・知的障害等の困難を抱えているなどの事情があり、脆弱な立場にあることから、警察が接点となり懲罰的なアプローチを取るのではなく、原則的には民間団体のアウトリーチ活動で担われるべきであり、警察はその後方支援として安全確保と緊急対応に当たるべきである。また、警察が一次的な接点となった場合においても民間団体と連携し引き継ぐようにしてほしい。		警察庁	警察庁は、各都道府県警察に対し、人身取引の被害者保護に係る保護機関で保護するなど、人身取引の被害者としての立場に十分配慮した措置を講じるよう指導しているところであり、引き続き指導に努めてまいります。 また、警察では、少年相談活動や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導や助言、カウンセリング等を行う継続補導を実施しているほか、状況に応じて、専門的な機関と連携した支援活動の実施に努めております。		
インターネットにおける誹謗中傷等						

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
341	犯罪被害者へのネット誹謗中傷に特化して、国全体で対策してほしい。被害者自身が法的措置を取るのは過大な負担であるため、相談体制や法律相談をはじめとする支援制度の充実に力を入れてほしい。	194	◎総務省 法務省	政府では、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う、「違法・有害情報相談センター」を設置する等の取組を進めております。今後も、関係省庁で連携し、インターネット上の誹謗中傷への対策に取り組んでまいります。	◎	
342	被害者がネット誹謗中傷による二次的被害を受けないために、官民一体による書き込みの削除や、ネガティブワードブロック等で誹謗中傷から守る措置を確立してほしい。 また、ネット誹謗中傷が犯罪行為であり、被害者に甚大な精神的被害を与えることを広く国民に周知するための教育・啓発活動を強化してほしい。特に学校教育の一環として、ネットリテラシー教育や道徳教育をより推進し、若年層からの意識改革を図ってほしい。企業や自治体においても、従業員や住民に対する教育・啓発活動を実施してほしい。	194	◎総務省 法務省 警察庁 文部科学省	(1)行政による投稿の削除については、被害者救済と表現の自由とのバランスに鑑み、慎重であるべきと考えます。 (2)青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、平成18年度から児童・生徒、保護者、教職員等に対する学校等の現場での無料の出前講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催しております。引き続き、普及啓発活動に取り組んでまいります。 (3)保護者や教職員の活用に資するため、誹謗中傷等を含めたインターネットトラブルの実例及び予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を毎年作成し、公表しております。	◎	
交通事故被害						
343	自転車事故の被害者の相談窓口を周知徹底するなど、自転車事故の被害者支援を充実してほしい。	188	警察庁 法務省 国土交通省	自転車による交通事故の被害者を含めた交通事故被害者に必要な支援を提供することは重要であり、次のとおり各関係省庁において相談窓口の周知に努めているところ、引き続き、これらの取組に努めてまいります。 ・警察庁では、地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策を周知するため、リーフレット等を活用した広報の充実に努めています。 ・法務省では、全国の法務局において、交通事故に関するものを含めた人権相談について受け付け、助言を行っており、各種広報用ポスターの配布やSNSによる情報発信等を通じた人権相談窓口の周知広報の取組を実施するとともに、法テラスにおいては、情報提供業務として、法制度や相談窓口に関する情報を提供しているところ、自転車事故の被害者から問合せを受けた場合に、交通事故相談所を案内するなどして、その周知に努めております。 ・国土交通省では、自転車事故を含めた交通事故に係る様々な相談に対応するため、地方公共団体に設置されている交通事故相談所等について、その周知を行ってまいります。		
詐欺被害						
344	金融機関が被害者に対して振り込み詐欺救済法に基づく被害回復分配金の案内を行う際に、他の被害回復のための手段を聞かれることから、詐欺被害者向けの各種相談窓口を広く周知してほしい		警察庁 金融庁 法務省	【警察庁】 御指摘いただいた点につきましては、警察庁webサイト(警察庁・SOS47特殊詐欺対策ページ「ストップ、オレオレ詐欺」)において、警察相談専用窓口をはじめとする特殊詐欺等の被害者向けの各種相談窓口を掲載しているところ、引き続き、その周知に努めてまいります。 【金融庁】 金融庁ウェブサイト「振り込み詐欺等の被害にあわれた方へ」において振り込み詐欺救済法の制度について掲載しているところ、ご要望を踏まえ、他の被害回復のための手段等の情報を充実させることを検討するとともに、引き続き、制度の周知に努めて参ります。 【法務省】 被害回復給付金支給制度その他犯罪被害者の保護・支援のための制度概要を説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布しているほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知しています。		◎
犯罪被害者やその家族以外						
345	家族、遺族以外の犯罪被害関係者(相談を受けた友人・知人、目撃した関係者)に対しても、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや、被害者支援センターの利用を含めた、適切な支援が提供されるようにしてほしい。		◎警察庁 内閣府	被害者支援センターにおいては、本人のみならず、被害者の家族・友人等からの犯罪被害等に関する相談に対応しております。ワンストップ支援センターにおいては、被害者本人や保護者に対する支援を行うことが基本となっているものと承知していますが、各地域における取組にもよることから、国において対象を一律に定めることは困難です。		
民間団体等による支援に関する要望・意見						
346	多様な犯罪被害者の交流の場を設け、様々な機会を通じて多くの被害者に周知してほしい。また、家族会等への参加は心のケアの一助となり、貴重な情報を得ることができることから、被害に遭った初期の段階で紹介するほか、被害者団体や自助グループの紹介を充実してほしい。	224 245	警察庁	警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介しております。		◎
347	自助グループへの交通費等の支援や支援センターや専門家による自助グループの支援等をしてほしい。 裁判や生活の支援をしている小規模な団体に対しても、センターや警察等が関わり、研修やスキルアップができるようにしてほしい。	224 242 245	警察庁	警察においては、自助グループを運営する民間被害者支援団体が参加する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っているほか、同団体の活動支援に要する経費について財政援助を行っております。		◎
348	性暴力サバイバーがピアサポートグループを開催するときは、公共施設の会場費用の無料化、チラシやホームページの作成、団体運営に関する相談や助成等を国や地方公共団体に行ってほしい。また、ピアサポートグループにおいて、臨床心理士、精神保健福祉士等の臨床家によるスーパーバイズをしてほしい。	63 224	内閣府 警察庁	警察においては、自助グループを運営する民間被害者支援団体が参加する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っているほか、同団体の活動支援に要する経費について財政援助を行っております。 内閣府では、性犯罪・性暴力の被害者が各地域において必要な支援を受けることができるよう、ワンストップ支援センターを中核とする支援体制の充実に取り組んでおりますが、具体的な支援方法等は、各地域・各関係機関等において判断されています。		
349	自助グループの集会は、支援対象層を偏りなく広げ、希望者が誰でも参加できるよう、平日だけでなく夜間や休日の開催、多数回化により充実してほしい。	224	警察庁	自助グループにおいては、集会参加者の都合や負担を考慮して、集会の開催日や回数を決定しているものと承知しており、警察ではそのような状況を踏まえつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえて、自助グループを紹介しております。		

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
350	社会活動をしている遺族が心ない誹謗中傷等や被害の再体験によりつらい思いをすることがあることから、こうした方が支援を必要とする場合の体制を構築してほしい。	224	◎警察庁 法務省	警察においては、全国の犯罪被害者等支援担当者に対して、PTSD等の精神的被害に関する知識を含め、犯罪被害者等支援に関する教育を行っているほか、二次的被害によるものを含め、事件による心身の不調が生じた場合にカウンセリングを実施する体制を整備しております。 法務省では、全国の法務局において、犯罪被害者からの人権相談に応じえています。インターネット上の誹謗中傷に関しては、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等に対して当該情報の削除要請を行う等の施策を行っています。 また、法テラスでは、職員に対し、二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるようにするための各種研修を実施しているほか、犯罪被害者等に対し、法制度や相談窓口に関する情報を提供するなどしています。	◎	
351	計画では当事者のグループを自助グループと呼んでいるが、自助グループは「公的な支援を受けないグループ」と誤解されることから、ピアサポートグループとして記述してほしい。	224	警察庁	基本計画の見直しに当たって、御意見を参考にさせていただきます。		
352	外国人犯罪被害者等を民間団体が支援する場合の通訳人や財源の確保を国で主導してほしい。外国人被害者等の通訳の養成をしてほしい。		警察庁	外国人犯罪被害者等への支援については、警察において通訳人を手配するなどして、警察と民間被害者支援団体が連携して対応に当たっており、引き続き通訳人を手配するための必要な対応に取り組んでまいります。		
353	支援センターの支援員や専門家を雇用するための人件費について国の財政的援助を検討してほしい。	242	警察庁	警察庁では、民間被害者支援団体に対する財政援助として、令和7年度予算において約2億6,900万円の都道府県警察費補助金等を措置しているほか、警察では、団体に対する寄付や寄付型自動販売機設置の促進など、団体の自主財源の確保に協力することにより、団体への支援の充実に努めております。 また、民間被害者支援団体については、コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスの一端を担う中で、その役割・委託内容も拡大すると考えられ、その状況も見定めていく必要があります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	◎	
354	各支援センターの支援がどのように行われているのかの実態調査を警察庁が行い、全国被害者支援ネットワークの機能拡充や、支援センターへの必要な支援をしてほしい。	242	警察庁	被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	◎	
355	活動支援に要する経費及び直接支援業務や相談業務の委託に要する経費は、都道府県警察補助金を受けているがその支援額は十分とは言えず、直接的支援に係る費用を要望する。 国による民間被害者支援団体に対する財政援助として、相談業務の委託に関する経費等、毎年同水準の予算措置がされているところであるが、具体的な財政援助の内容(援助先や使途、金額など)を確認の上、適正な予算措置を図り、民間支援団体に援助が確実に届き、団体の財政基盤に充当されるようにしてほしい。	242	警察庁	警察庁においては、民間被害者支援団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。 委託に要する経費については、都道府県警察における十分な予算措置が講じられるよう、引き続き、指導を継続してまいります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	◎	
356	被害者支援センターの相談支援事業について、国からの補助金事業としてほしい。電話相談について、24時間体制の実現のため、全面的に公的支援をしてほしい。	242	警察庁	警察庁においては、被害者支援に関する相談業務に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、民間被害者支援団体に対する財政援助を行っているほか、都道府県警察においては、犯罪被害者等からの相談について、性犯罪被害相談電話等において24時間対応しているところであり、犯罪被害者等の要望に応じて、犯罪被害者等早期援助団体である同団体への情報提供を行っております。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	◎	
357	資金の安定は継続的な支援を行うために不可欠であり、センターへの助成金等を自治体に義務化してほしい。支援センター設置場所について、公的な施設が提供されるよう、自治体に努力義務を課してほしい。	242	警察庁	国の基本計画において、地方公共団体から民間被害者支援団体への財政援助等を義務付けることは困難であります。警察においては、民間被害者支援団体に対する財政援助の充実のほか、財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努めています。引き続き、これらの取組を通じて、民間被害者支援団体の財政基盤確立を支援してまいります。		
358	民間被害者支援団体の公的側面が顕著な支援活動に関しては、公的機関から支援や財政的な弁償がなされるべきである。例えば、刑事裁判において、被害者の出廷が求められ、被害者の精神的負担を踏まえて裁判官や検事から民間団体に対して付き添い要請がある場合などは、支援員に対して実費弁償がされるべきである。 また、警察が事実上行っている支援活動ではあるが、自治体や国が負担すべき業務がある。例えば、被害者等が被害者参加制度を活用する場合、被害者の安全の確保等が必要であれば警察の業務ともいえるが、裁判にとって必要な活動の費用は国が負担すべきである。このように支援活動とそれに伴う負担の関係性や在り方について整理検討するべきである。	242	警察庁 法務省	【警察庁】 警察では、犯罪被害者等のニーズに応じ、犯罪被害者等支援に必要な場所への付添い支援を行っており、民間被害者支援団体にその業務を委託している場合には、その経費を措置しております。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。 【法務省】 被害者等の方々(被害者参加制度を活用する場合)の費用については、新たな経済的負担を負うことなく公判期日等に出席して訴訟活動を行うことができるよう、被害者参加旅費等が国から支給されることとなっています。これに加えて、例えば、民間被害者支援団体の支援員による付添いの費用等を国費で支給することなどについては、根拠規定が必要となりますが、現状ではこれがないと、そのような更なる国費支給の制度を設けることについては、犯罪被害者支援のための他の方策の在り方、国費負担の在り方の観点から慎重に検討する必要があります。	◎	
359	民間団体のオンライン相談について、セキュリティの確保や所要の制度整備を措置し、施設外でのPC、スマートフォン、タブレット等を活用した相談受理を実現してほしい。	242	警察庁	犯罪被害者等早期援助団体においてオンライン相談に取り組む際には、情報管理規程に基づきセキュリティの確保が講じられていることが必要であり、情報管理規程は都道府県公安委員会の審査にかからしめていることから、同団体のニーズ等を踏まえ、必要な検討をしております。	◎	

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
360	被害者支援センター及びワンストップ支援センターの経済的基盤は脆弱であり、多くの相談員が、十分な給与のないままに働き、相談員の数自体も不足している。被害者等が十分な支援を受けられるために、被害者支援センター及びワンストップ支援センターに国から十分な助成を行ってほしい。	242 59	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府では、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び支援の質の向上を図るため、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対して交付金による支援を行っているところ、相談員の処遇改善に要する経費を含め、各都道府県等の申請に基づき所要額を交付できるよう、必要な予算の確保に努めています。 【警察庁】 警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援をおこなっているほか、同団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。引き続き、民間被害者支援団体に対する財政的支援の充実にも努めてまいります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	㊦	
361	被害者団体の人材確保への支援や助成をしてほしい。現在、国交省は、相談電話を開設することで予算措置しているが、交通以外の被害者の相談に来るので、その部分については結局手弁当で行っている。ボランティアの交通費、事務作業を行っているスタッフの件費についても助成してほしい。	242	警察庁	警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援をおこなっているほか、同団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。引き続き、民間被害者支援団体に対する財政的支援の充実にも努めてまいります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	㊦	
362	計画において、被害者団体への支援も明記してほしい。	242	警察庁	民間支援団体に対する支援の充実については、次期計画においても盛り込まれるよう検討してまいります。	㊦	
363	男性サバイバーを支援する民間団体の育成を経済的に制度的に支援してほしい。	242	内閣府 警察庁	【内閣府】 男性を含む多様な性犯罪・性暴力被害者について、ワンストップ支援センターにおいて相談支援を行っています。 【警察庁】 警察においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等に対し自助グループの紹介を行うとともに、自助グループを運営する早期援助団体に対する財政的支援を行っています。		
364	被害者遺族を支援する事業に対する助成をしてほしい。	242	警察庁	警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援をおこなっているほか、同団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。 また、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介しております。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の1つとして、御要望を踏まえ、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。	㊦	
365	引き続き「預保納付金の活用」を計画に記載し、犯罪被害者等支援団体への助成事業の実施が継続されるようにしてほしい。	244	㊦金融庁 財務省 警察庁	ご意見を踏まえ、引き続き犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施してまいります。		㊦
366	犯罪被害者等支援弁護士制度が創設された後も、民間の支援センターが不要という認識とならないように配慮してほしい。	246	警察庁	警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しており、同ネットワークに加盟している民間被害者支援団体の運営に関しても、関係機関と連携し、必要な指導・助言を行っているところ、引き続き、犯罪被害者等支援の在り方に関する意見交換等を積極的に行ってまいります。		
367	各都道府県の被害者支援センターの支援内容、人材(人数)や財政の状況などの支援体制等の実態を国が把握し、被害者にもわかりやすく公表してほしい。	248 249	警察庁	警察庁においては、各被害者支援センターのホームページにおいて、支援内容等について公表しているものと承知しております。引き続き、早期援助団体が行う広報啓発活動について必要な指導助言を行ってまいります。	㊦	
中長期的な寄り添い支援に関する要望・意見						
368	加害者に保護観察官や保護司がつかのと同様に、犯罪被害者等に寄り添ってくれる人的組織の創設を求める。 事件発生直後から刑事手続が進んだ段階、また、回復期など、犯罪被害者がかかわる全ての場面において、犯罪被害者を個別に担当する、伴走型でシームレスな支援を行う人を置く制度を創設し、国が責任を持って、地方自治体に委ねる場合は地方交付税交付金措置を伴う被害者支援に当たってほしい。		警察庁	犯罪被害の直後から刑事裁判等の終了後も含む中長期にわたり犯罪被害者等の生活再建を支援するため、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向け、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和7年度府政予算案に計上するなど、地方公共団体の取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実にも努めてまいります。	㊦	
369	未成年時に被害を受けた被害者や加害者が長期刑の被害者等、年数の経過した後に相談支援を必要とする被害者をも想定して支援制度が作られるよう、国の各種制度の見直しや地方公共団体ほか関係機関・団体の各種制度の拡充を促進してほしい。		警察庁	地方公共団体や関係機関・団体に対して、犯罪被害者等の置かれた状況に応じた相談対応等を行うよう働きかけるとともに、関係省庁と連携し、様々な犯罪被害者等のニーズを踏まえた施策の充実にも努めてまいります。	㊦	
370	重点課題の中に殺人事件遺族への長期にわたる寄り添い支援の必要性を明記するとともに、被害者支援センターの役割に殺人事件遺族に対する精神的被害軽減、長期にわたる寄り添い支援を明記し、そのための体制整備、都道府県等による支援強化の必要性を明らかにしてほしい。 基礎自治体の支援においても、殺人事件遺族の長期にわたる支援が重要な対象となることを明記してほしい。		警察庁	殺人事件の御遺族を含む犯罪被害者等が被害から回復するためには長い期間を要し、その間に必要な支援の内容も変わり得ることから、第4次計画においても、犯罪被害者等の中長期的に支援するための体制整備の必要性を明記しているところです。早期援助団体等の役割に殺人事件の御遺族への支援のみを特記することは困難ですが、地方公共団体や関係機関・団体と協力して、こうした方々を含む犯罪被害者等のニーズを踏まえ、必要な支援につなげていくための体制整備を引き続き進めてまいります。	㊦	
被害直後の支援に関する要望・意見						

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
371	交通事故の場合も含め、病院から連れて帰る際や、告別式の準備など、遺族は直後から相談先を必要とするため、支援をしてほしい。		警察庁	都道府県警察においては、交通死亡事故等の専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生した場合に、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添いや心配事の相談に応じるなど、犯罪被害者等に寄り添った活動を行う、指定被害者支援要員制度を運用しております。	㊦	
調査研究・研修の充実に関する要望・意見						
372	被害者支援を充実させるため、支援にたどり着けなかった犯罪被害者や御遺族の声を拾い上げるアンケートなどにより、その状況を確認していく必要がある。誰も取り残されない支援を目指すためにも、こうした点にも意識を置いてほしい。	228	警察庁	警察庁においては、犯罪被害者等の置かれている状況等を調査するため令和5年度に「犯罪被害類型別等調査」を実施しているところ。今後、調査の質問内容をはじめとした実施方法等の必要な検討を行いながら、引き続き実施してまいります。		㊦
373	施策番号230を強化し、障がいのある犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施し、施策に反映してほしい。刑法第177条「不同意性交等」で「心身の障害(略)があること」や、第248条「準詐欺」等の件数を公開してほしい。法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」別紙同様、裁判及び不起訴事案に占める、被害者に障がいのある件数を、定期的に公開してほしい。	230	法務省	障がいのある犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析については、令和5年度から精神に障害を有する方等の性犯罪被害に関する刑事確定記録調査結果の分析等を行っており、各種施策に資するように令和6年度中に分析結果を公表予定です。不同意性交等や準詐欺については、起訴件数や不起訴件数に関する統計(検察統計年報)を公表しています。起訴事案・不起訴事案に占める被害者に障害のある事案の件数については、統計として把握しておらず、また、捜査の必要上、障害の有無について確認をするかは事案に応じて判断されることになるため、統計になじまないと考えております。		㊦
374	国、地方公共団体において、欧米の先進国と同じ性暴力の基準で、専門的な研修を受けた調査員により、男性、女性、LGBTQのジェンダー別の性暴力サバイバーの量的・質的調査を行ってほしい。	229	内閣府	性犯罪等の被害については、関係府省において、被害実態や被害者への支援等に関する調査を実施しています。引き続き、諸外国における事例も参考としつつ、多様な被害者を含む被害者のニーズ等の把握に必要な調査について、検討してまいります。		
375	調査研究の推進において、医療観察事件被害者等の状況把握・医療観察法対象者の実態調査を追加してほしい。	230	㊦法務省 厚生労働省	御要望のあった調査を法務省において行うためには、医療観察事件の記録調査が手段として考えられるものの、刑事確定記録の中から医療観察事件のみを選別する有効な手段を持ち合わせておりません。仮に選別できたとしても、通常、閲覧できるのは、医療観察法の審判申立の前提となる不起訴処分又は無罪判決までの記録に限られ、被害者や対象者に関する情報は事件当時のものが中心となり、事件後の状況、殊に医療観察手続開始後の被害者の被害感情や、対象者に関する感情の変化等に関する情報、対象者の事件への向き合い方や被害者に対する感情等に関する情報などは含まれていないことから、御要望のような実態調査を行うことは困難であるものと料します。また、医療観察法では、審判に関する記録の閲覧には裁判所の許可を要すると規定されていることなどからすると、審判に関する記録の閲覧を確実にできる見込みはなく、他に有効な調査の手法もないことから、審判記録の閲覧を前提とした調査の実施も困難です。	㊦	
376	殺人事件遺族には肉親の死亡による悲嘆に加え、PTSDの症状がある場合もあり、その他の被害者とは異なるカウンセリング・治療が必要となるが、広く用いられている技法は存在していないことから、殺人事件遺族を主な対象とする技法の調査研究と普及を推進してほしい。	231	厚生労働省	殺人事件遺族を含む犯罪被害者においては、様々な精神疾患を抱える可能性が想定されるため、厚生労働省においては、より被害者からの相談や治療に有効である手法の調査研究等を進めています。		
377	施策番号231について、実践的・専門的な教育等の充実を「図る」ではなく、「充実させる」などの実効性ある表現とし、継続的・段階的な実施とする文言としてほしい。	233	警察庁	基本計画の見直しに当たって、御意見を参考にさせていただきます。		㊦
378	施策番号236について、配慮に関する科目の内容の一層の充実を「図る」ではなく、「充実させる」などの実効性ある表現とし、継続的・段階的な実施とする文言としてほしい。	236	法務省	各犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うことができるようにするため、引き続き、検察官等に対する研修において、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を行うなど被害者等への対応等を向上させるために継続的に取り組んでまいります。		㊦
379	施策番号238について、研修の充実を「図る」ではなく実効性のある文言に変えてほしい。	238	こども家庭庁	「研修を充実させるために引き続き必要な措置を行う」として、引き続き研修の充実を行ってまいります。		㊦
380	施策番号239について、研修の実施に「努める」ではなく実効性のある文言に変えてほしい。	239	警察庁	警察庁においては、令和6年度から地方公共団体職員、民間支援員等を対象とした新たな研修を実施しているところ。文言については、基本計画の見直しに当たって、御意見を参考にさせていただきます。		㊦
381	民間当事者団体による交通事故被害者救済活動継続のため、研修等の支援をしてほしい。	240	国土交通省	各地方運輸局等において、業界団体や事業者等を対象とした「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催し、安全対策や被害者支援についての国の取り組みの紹介などを行っています。		
382	潜在化しやすい被害者や被害類型についての実態把握や施策の検討のほか、国及び地方公共団体には、支援に係る人材の養成及び資質向上も求められていることから、総合的、学際的、組織横断的に調査研究や人材育成を行うための「犯罪被害者支援研究・研修センター」(仮称)の設置を検討してほしい。		警察庁	新たな組織の創設は慎重な検討が必要ですが、警察庁においては、犯罪被害者等の置かれている状況等を調査するため令和5年度に「犯罪被害類型別等調査」を実施するとともに、支援に係る人材を養成するため、令和6年度から市区町村職員等も対象とした新たな研修を実施しているほか、各種資料・教材の充実・強化を図っており、引き続き、これらの取組を通じて調査研究や人材の養成に努めてまいります。		
383	当事者の支援員を増やすとともに、育成していくことが必要であり、地方では条例の内容や支援者のレベルに格差があるのでスキルアップをしてほしい。支援員の育成については、警察庁やネットワーク主催の研修、各ブロック内の研修も、継続的に実施してほしい。	242 181 240	警察庁	警察庁においては、地方公共団体の職員を対象とした既存の研修に加え、令和6年度から地方公共団体職員、民間支援員等を対象とした新たな研修を実施しており、引き続き犯罪被害者等支援に携わる者の育成に努めてまいります。また、民間支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っており、今後も継続して実施してまいります。		㊦
その他の本重点課題に係る要望・意見						
384	現行の公益通報者保護制度は、企業犯罪や労働関係の問題に重点が置かれ、企業・行政機関以外の機関・団体が必ずしも視野に入っているとは言えない。保護される対象者も労働者等であり、それ以外の組織構成員等は対象となっていない。また、組織構成員間の犯罪に目が向けられているとも言えない。潜在的な被害者の視点から見て十分に機能しているのか否かを検証してほしい。	227	消費者庁	公益通報者保護制度における課題に関しては、令和2年に公布(令和4年に施行)された公益通報者保護法(以下「改正法」という。附則第5条において、改正法の施行後3年を目途として、改正法による改正後の公益通報者保護法の施行状況を勘案し、同法の規定について検討を行い、必要な措置を講ずることが求められているため、令和6年5月から、有識者により構成される「公益通報者保護制度検討会」において、同制度の課題等について幅広く議論を行ってきたところです。消費者庁としては、同検討会の取りまとめ結果を踏まえて、適切に対応を行います。		
385	電磁波を利用した攻撃や不特定多数の人間からつきまとわれる・嫌がらせをされるなどの被害を受けているので、実態把握や規制をしてほしい。		—	今後の参考にします。		

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組						
要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文検討
こどもに対する教育に関する要望・意見						
386	こどもの成長過程において生命の尊さや犯罪被害に遭うことはどのようなことなのかについて学ぶことは特に重要である。道徳教育等の学校教育を徹底してほしい。また、犯罪被害者等の講演が生命の尊さや人権の重要性を学ぶ貴重な機会であることを再認識し、活用の重要性を教育現場や保護者に広げてほしい。	250～256	◎文部科学省 警察庁	小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から、「特別の教科 道徳」が全面实施となり、この「特別の教科 道徳」を要とし、学校教育全体を通じて道徳教育が行われているところ。文部科学省においては、引き続き、児童生徒が、生命の尊さ大切さについて考えを深められるよう、道徳教育の充実に取り組んでまいります。また、警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」を開催しているところ、令和5年度は前年度から開催回数が増加しており、引き続き同教育の実施を継続してまいります。		◎
387	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づく、「生命の安全教育」について、必ずしも教育現場に浸透していないことから、全ての学校でこども達が性犯罪・性暴力についての理解を深めるよう、児童・生徒の発達段階に応じて適切に実施し、潜在化した被害の申告・相談につなげてほしい。また、ユネスコの提唱する「包括的性教育」の導入も検討してほしい。	254	文部科学省	(前段) 文部科学省では、「生命(いのち)の安全教育」の全国展開に向け、動画教材や実践事例集の作成、普及展開事業の実施等に取り組んでおります。引き続き、児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるよう、「生命(いのち)の安全教育」の取組を推進してまいります。 (後段) 性に関する指導に対する価値観は国によって異なっており、我が国においては、中央教育審議会の議論を経て策定された学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する指導を行うこととしています。このため、文部科学省においては、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に示されている「包括的性教育」を行うことは考えていません。		
388	学校における「生命の安全教育」や「法教育」の実施に当たっては、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家を養成し、アドバイザーとして各学校に派遣するなどの好事例を全国で共有し、さらに推進してほしい。	254 257	法務省 文部科学省	【文部科学省】 「生命(いのち)の安全教育」の実施については、外部人材と連携した指導等、各学校の判断によりさまざまな形態が考えられます。文部科学省では、このような環境整備や専門的人材の活用に資するよう、「生命(いのち)の安全教育」の教材を用いた授業を全国展開するための普及展開事業の実施及び好事例の横展開等を実施しております。 【法務省】 仮に390が、学校における法教育の実施に当たって、専門的な知識等を有する専門家を各学校へ派遣することについての御意見であった場合、法務省では、小学校・中学校・高等学校の各学校からの要請に応じて法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童生徒に対して法的ものの考え方を説明する法教育の授業を実施しているほか、発達段階に応じた法教育教材を作成し、各学校へ配布するなどしています。また、各学校の授業に取り入れやすい模擬裁判用教材を作成し、法務省ウェブサイトで公開するなどして、刑事裁判手続を模擬的に体験し、理解できる機会の提供を行っています。		◎
389	犯罪被害者遺族の経験を通じた命の大切さについて、若い世代に理解してもらえよう、「命の大切さを学ぶ教室」を引き続き実施してほしい。	256	◎警察庁 文部科学省	警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」を開催しているところ、令和5年度は前年度から開催回数が増加しており、引き続き同教育の実施を継続してまいります。		◎
390	「命の大切さを学ぶ教室」の講演内容等をテーマとする「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールにおいて、優秀作品を表彰することは御遺族の講演内容のランク付けにもなりかねないため、止めるべきである。	256	◎警察庁 文部科学省	作文コンクールの開催及び表彰は、「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成についての効果の向上を図り、被害者等への理解と共感を深め、生命を大切にする意識や規範意識の醸成に努めるために実施しており、講演者には御指摘のような誤解を生じさせないよう、講演や作文の趣旨について御理解をいただきながら、その趣旨に鑑み、実施を継続してまいります。		
391	法教育の実施に当たっては、海外における教育内容も参考にしてほしい。	257	法務省	我が国における法教育の方針、教材の作成に当たっては、アメリカ、フランス、スウェーデンなどの諸外国における法教育の実践状況を参考にしております。(なお、法教育とは、法学教育とは異なり、法律専門家ではない一般の人々が、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を意味するものであって、個別の法律の効果・要件を学習するような知識型の教育ではございません。)		
広報啓発全般に関する要望・意見						
392	犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、被害者等の現状や被害者支援に関する周囲の理解が必要であることから、各府省庁が連携して、広報・啓発を強化・推進してほしい。	259 260	警察庁	警察庁においては、「犯罪被害者週間」(毎年11月25日から12月1日まで)を設定し、関係府省庁、地方公共団体、民間被害者支援団体等の協力を得て、当該週間に合わせた集中的な広報啓発活動を実施しているほか、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催や様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報啓発を実施するなどしております。引き続き、あらゆる機会を利用して、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する国民の理解を深めるよう広報・啓発を行ってまいります。		◎

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
393	学校や地域で毎年実施されている「社会を明るくする運動」では、罪を犯してもやり直せることを国民に広報している。しかし、同時に、一度でも罪を犯すことで苦しんでいる被害者が出ていることも伝えなければ誤ったメッセージとなる。人を殺すこと、傷つけることはしてはいけないことであることを社会全体で共有してほしい。	260	◎法務省 警察庁	政府においては、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催等を始めとする各種広報啓発活動により、犯罪被害者等への配慮・協力の意識の醸成に努めるほか、生命を大切にする意識や規律意識の醸成に努めています。 なお、法務省が主催する“社会を明るくする運動”は、再犯を防止することによって新たな被害者も加害者も生まない安全・安心な社会を築くことをその目的とし、同運動の一環として、犯罪被害者等の方々の視点を取り入れた取組を行っています。具体的には、地域住民が参加する同運動の集会などに犯罪被害者等を招いて講話をいただくなどして、犯罪被害者等の置かれている状況等について理解・関心を深める機会を設けるなどの取組を行っています。 今後とも、あらゆる機会を利用して、生命を大切にする意識や規律意識の醸成に努め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ってまいります。		
394	被害者支援に関する広報・啓発を更に推進するためには、まずは目とめてもらう必要があることから、被害者支援シンボルマークの「ギョuttoちゃん」の他にもっと目にとまるような新たなシンボルマークを作成するなどにより、適切な情報にたどり着いてもらう工夫が必要ではないか。	260	警察庁	犯罪被害者等施策の広報を行うに当たっては、情報を得たい方が適切な情報にたどり着くような工夫や広く国民各層に関心を持ってもらうような工夫が必要であると考えています。 政府においては、今後も犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョuttoちゃん」を活用して、犯罪被害者等施策の広報活動がより一層充実したものとなるよう、各種取組を推進してまいります。		◎
395	犯罪被害により壊れてしまった家族関係の修復は非常に難しく、長期的な支援が必要であるが、まずは、被害後に生じる家族関係の修復の難しさについて啓発を行うことが重要である。	269	警察庁	政府においては、被害後に生じる家族関係の修復の難しさを含む犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等に関する国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重への協力等を確保するため、「犯罪被害者週間」(毎年11月25日から12月1日まで)に合わせた集中的な広報啓発活動を実施しているほか、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催や様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報啓発を実施するなどしております。 引き続き、あらゆる機会を利用して、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等に関する国民の理解を深めるよう広報・啓発を行ってまいります。		◎
交通事故の被害に関する要望・意見						
396	交通事故被害者も犯罪被害者等であることを国民に広く周知してほしい。	266 276	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府においては、「全国交通安全運動」を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動を実施しています。 【警察庁】 警察庁においては、交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を始め、様々な機会や媒体を通じ、交通事故被害者も犯罪等の被害者であることを含め、交通事故被害者等の現状等についての国民への広報啓発を行っています。 引き続き、交通事故被害者等の現状等に関する国民の理解が一層増進されるよう、これらの取組を行ってまいります。		◎
397	交通事故は多くの場合、保険会社が加害者本人に代わり損害賠償を担保することになるため、加害者本人の償いの気持ちは見えない。安全運転に繋げるため、交通事故による被害者とその家族の苦しみを周知してほしい。	266 276 277	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府においては、「全国交通安全運動」を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動を実施しています。 【警察庁】 警察庁においては、交通事故被害者等が深い悲しみや辛い体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような環境を醸成し、交通事故被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として「交通事故被害者サポート事業」を行うほか、各種の交通安全教育等において交通事故被害者等の手配を取りまとめた冊子等の作成・配布や講話を取り入れるなどして、加害者も含め広く国民へ交通事故被害者等の声を周知しています。		◎
398	飲酒運転による交通事故被害を減らすために、アルコール依存症の治療やアルコール依存症に陥りやすい職業・生活習慣のある方への啓発を進めてほしい。	276 277	厚生労働省	アルコール依存症の治療については、各都道府県等に設置されている専門医療機関にて依存症に特化した専門プログラムを実施しています。 また、アルコール依存症の普及啓発については、国民全体向けにイベントやシンポジウム等を実施し、不適切な飲酒等を防止するための啓発も含めて実施しています。		
399	交通事故に関して、事故発生件数の増加、死者数の増加、飲酒運転発生件数の増加、ひき逃げ件数の増加等、様々なデータを国民に分かりやすく周知し、社会全体で交通事故ゼロを真剣に目指す気運を高めてほしい。	278 279	◎警察庁 内閣府	政府においては、究極的には、交通事故のない社会を目指しており、引き続き国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図られるよう、交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知していきます。		◎